

官報号外

平成十六年四月二十一日

○第一百五十九回 参議院会議録 第十七号

平成十六年四月二十一日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十七号

平成十六年四月二十一日

午前十時開議

第一 国務大臣の報告に関する件(イラクにおける邦人人質事件等について)

第二 サイバー犯罪に関する条約の締結について承認を求める件(衆議院送付)

第三 児童の売買(児童買春及び児童ボルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求める件(衆議院送付))

第四 武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求める件(衆議院送付)

第五 電子公報制度の導入のための商法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 商工会議所法及び商工会法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

平成十六年四月二十一日 参議院会議録第十七号 国務大臣の報告に関する件(イラクにおける邦人人質事件等について)

人質となっていた今井紀明さん、郡山総一郎さん、高遠菜穂子さんの三名が無事保護されたのに続き、十七日、安田純平さん、渡邊修孝さんもバグダッド市内で無事保護されました。

今回の一連の事件に關し、八日、外務省にイラク人質事件緊急対策本部を設置し、九日、内閣に官房長官を本部長として在イラク邦人人質事件対策本部が設置されました。また、十日前、アンマンに逢沢副大臣を本部長とする現地対策本部を設置し、現地における体制を強化しました。

政府としては、これら一連の事件の早期解決のために最大限の努力を行つてまいりました。そのような努力の一環として、八日の三名の邦人が人質となる事件の発生を受け、人質の安全かつ速やかな解放を求めた私のビデオメッセージを収録し、同メッセージは十一日午前一時ごろ、ロイター及びAPTNにより全世界に向けて配信されました。また、イラクの関係者を始め関係国政府等関係各方面への働き掛けを行つてまいりました。

十五日に二名の邦人が拘束されたとの未確認情報を受けた際にも、バグダッドの日本大使館やヨルダンの現地対策本部に対し事実関係の確認に全力を擧げるべく指示を出し、併せて関係国政府等に対して情報提供等の協力を依頼しました。

今般無事解放された方の御家族の方々に対し、改めて心からのお喜びを申し上げるとともに、五外務大臣から発言を求めております。発言を許します。川口外務大臣。

〔國務大臣川口順子君登壇、拍手〕

外務大臣から発言を求めております。発言

を許します。川口外務大臣。

〔國務大臣川口順子君登壇、拍手〕

外務大臣から

〔若林秀樹君登壇、拍手〕

○若林秀樹君 私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま御報告がありましたイラクにおける邦人人質事件等について、関係大臣に質問いたします。

日本人三人が拘束され、解放の条件として自衛隊撤退が要求された今回の人人質事件は、新たに拘束された二人も含め、無事全員が解放され、一応の解決が見られました。全員の無事解放を私も御

家族や国民の皆様とともに心から喜んでいたのはもちろんのことですが、政府の一連の対応をめぐっては、危機管理体制の在り方やイラクの復興支援に対する政府の取組姿勢について、様々な問題点が浮かび上がったのもまた事実であります。

以下に順次お尋ねしてまいります。

今、退避勧告を頼みずに渡航し人質になつたことに対し、自己責任論が噴出しています。

しかし、元はといえば、イラクをここまで危険な状況に作り出したのは、戦後の占領政策の準備を欠いたまま戦争に突入した米国の責任であり、日本人誘拐の状況を招いたのは、米国によるイラク攻撃を盲目的に支持し、自衛隊を派遣した日本政府です。

もちろん、彼らの行動を全面的に支持するわけではありませんが、こうした因果関係にも留意する必要があります。

最初の三人の帰国時の様子を見ると、日本政府やメディア等からの批判意見、自己責任として一方的に批判する一部政治家等の発言の存在を知り、拘束時よりもっとショックを覚えたようであり、彼らの姿を見るにつけて、この国の危うさを感じました。

彼らが解放されたのは、イラク人のために純粹に人道的な仕事をしていたからであり、また、イラク国民の真実の姿を伝えようとしていたからであり、そのことが日本人や自衛隊のイメージアップにつながっていることをむしろ誇りに思うべきであります。もつと国として解放を率直に喜び、温かく抱擁して迎えるべきであり、自己責任論を一時的に切り離してもよかつたのではないであります。もつと国として解放を率直に喜び、改めて外務大臣は彼らに向かって今どのようないふべきかをお伺いします。

また、渡航禁止の法制化の声が挙がっていますが、渡航の自由は憲法二十二条の外国居住、移住の自由を保障する基本的個人権の一つだと考えます。が、改めて官房長官のお考へを伺います。

また、国際貢献のためのNGOの役割と、国際社会の健全な発展を図り国民の知る権利にこたえる上で、真実を伝えるために自らを危険にさらしながらも戦争報道に当たるマスコミの意義と責任について、官房長官にお考へを伺います。

今回の事件を誘発した背景の一つとして、昨年十一月二十九日に発生しました外交官殺害事件の真相究明を政府が放置してきたことがあると私は思います。

政府は、危険を理由に現地への警察の派遣を断念しました。代わりに、CPAや米軍、現地警察等からの情報収集に責任を果たすべき外務省は、現地警察の証言から、病院で救命措置を受けた

務省が報告し続けてきた二人の行き先が、実は更に北のモスルであつた疑いが報道番組の中での現地に駐留していた米軍幹部の証言から浮上してきました。もしこれが事実だとするならば、眞実隠匿につながっていることをむしろ誇りに思うべきであります。もつと國として解放を率直に喜び、改めて外務大臣は彼らに向かって今どのようないふべきかをお伺いします。

また、渡航禁止の法制化の声が挙がっていますが、渡航の自由は憲法二十二条の外国居住、移住の自由を保障する基本的個人権の一つだと考えます。が、改めて官房長官のお考へを伺います。

また、国際貢献のためのNGOの役割と、国際社会の健全な発展を図り国民の知る権利にこたえる上で、真実を伝えるために自らを危険にさらしながらも戦争報道に当たるマスコミの意義と責任について、官房長官にお考へを伺います。

また、外交官殺害事件では、外務省本省や現地大使館の日々の危機管理体制や緊急事態発生時の情報収集能力・分析能力が問われました。上村臨時代理大使が命じていた出張時の定時連絡の確認

が全く徹底されず、自らも確認を怠つていてこと

が一連の事実関係から判明しました。

海外に在住の外交官や邦人の安否確認、事件発生時の情報収集等、危機管理体制の在り方について、外交官殺害事件への対応からどのような教訓でも第三者による独立した調査機関の設置を改めて強く要求したいと思いますが、川口大臣のお考へをお聞かせください。

また、外交官殺害事件では、外務省本省や現地大使館の日々の危機管理体制や緊急事態発生時の情報収集能力・分析能力が問われました。上村臨時代理大使が命じていた出張時の定時連絡の確認

が全く徹底されず、自らも確認を怠つていてこと

が一連の事実関係から判明しました。

小泉内閣の原理原則であるテロに屈することなくとの姿勢を貫き、事件解決を図つたことを多くの国民が評価しているとの世論調査結果があることも私は承知しております。

ただし、軍事力を背景とした米国の占領政策への協力に対するイラク国民の根強い不信感が犯行の動機として潜んでいることを我々は真剣に受け止めるべきです。ファルージャでの大虐殺や繰り返される誤射事件に象徴されるイラク国民の生命

官 報 (号外)

を軽視した姿勢、軍隊主導の占領政策について、ここで立ち止まって冷静に考え直すことこそが国際社会で名譽ある地位を占めるために我々が今なすべきことではないでしょうか。

列車同時爆破テロ事件直後の総選挙で社会労働

党が勝利したスペインに引き続き、中米ではホンジュラスがイラクからの軍隊撤退を決定し、複数の国が更に続く可能性があることが明らかになっています。これらの国々がテロに屈する道を選んだのか、それとも、アメリカの対テロ戦争の手法に疑義を抱き、テロ撲滅のための新たな道を目指し始めたのかをよく見極めた上でアメリカへメッセージを発信することこそが、信頼できる同盟国であるはずの我が国の取るべき道だと私は信じます。

米国の占領政策の在り方をどう評価し、また六月に予定される主権移譲が今後円滑に実行に移されるのかどうか、現状認識について外務大臣のお考えをお聞かせください。

アルジャーニーでの戦闘は正に戦争状態そのものであり、比較的安全として自衛隊の派遣先となつたサマワでさえも、自衛隊宿营地への迫撃砲騒ぎに続き、オランダと武装勢力との銃撃戦が発生するなど、全土に戦争状態が波及しつつあります。イラク特措法における自衛隊派遣の前提である非戦闘地域という条件が現在満たされているのか、また近い将来失われることがないのか、現地の治安情勢に関する政府の現状認識と、仮に将来自衛隊が撤退する場合の条件について、官房長官よりお聞かせください。

最後に、今後、我が国としてどのようにイラク復興支援に取り組んでいくのか、基本的な認識を

官房長官にお伺いして私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。（拍手）

〔国務大臣川口順子君登壇、拍手〕

○国務大臣（川口順子君） 三名の解放された方々に對してどのような言葉を掛けるかという御質問

ございました。

解放時に既に私の談話で述べましたように、三名の無事の解放は誠に喜ばしい限りであり、まだの御家族の方々に対しても心からのお喜びを申し上げたいと思います。また、私は、三人の解放が判明をいたしましたときに、三人の御家族の方

とお会いをいたしまして、お喜び、そしておねぎらいも申し上げたところでございます。

他方で、イラクの現状は、民間人の安全確保に限界があるのは厳然たる事実でございます。国民の皆様におかれましては、自らの安全に十分に注意を払い、特に退避勧告の重大性、これを認識してい

ただくことが重要であると考えております。

次に、外交官殺害事件に関し、第三者機関による調査機関の設置についてお尋ねがございまし

た。

政府といたしましては、この事件の実行犯の逮捕並びに事件の真相解明を強く望んでおります。

外務省としても、現地の治安情勢など困難な状況の中で本件調査等に誠心誠意取り組んできており、また、捜査中の事案ではあるものの、可能な範囲で説明に努めてきているところでござります。今後とも、そうしてまいりたいと思います。

最後に、イラクにおける米国の占領政策及び政治プロセスにつきお尋ねがございました。

現在、復興プロセスにおいてCPAの支援を受けてイラク関係省庁等の組織が重要な役割を果たすなど、行政機能の回復が図られて來ています。また、引き続き治安の確保が課題となっています。

NGOの役割と戦争報道に当たるマスコミの意義と責任についてお尋ねがございました。

NGOの役割や報道の意義、重要性、これにつきましては言うまでもありません。その上で、責任については、一般国民の目線で、常識と良識に従い判断すればよいのではないかでしようか。すなわち、自ら危険なところに行き、自分の信ずることをやりたい、試したい、それを政府が強制的に止めることはできないし、するべきではありません。しかし、だからといって、内外の多くの人々に迷惑を掛け、場合によつては他の人々の安全や生命を危険にさらしかねない可能性があるにもか

格にはそぐわないものと考えております。政府といたしましては、引き続き真相解明に最大限努力をしてまいる所存です。

三番目に、危機管理体制についてお尋ねがありました。

邦人が大規模事件等に巻き込まれた場合、外務省では直ちに緊急対策本部を立ち上げ、二十四時間体制の対応を行います。外務省はこれまでの経験を踏まえて、かつその時々の状況に応じ、事実関係や邦人の安否につき情報収集するとともに、家族への連絡等可能な限りの必要な支援を行います。

今回の一連の事件では、事件発生後、直ちに外務省内に対策本部を設置し、関係各省庁の協力を得て情報収集等に全力を挙げ、事件早期解決のため最大限の努力を行つてまいりました。

外務省としては、今後とも、同様の事件が発生をした場合には、具体的な状況をよく踏まえて外務省全体で迅速かつ的確な対応を行つていく考えです。

最後に、イラクにおける米国の占領政策及び政治プロセスにつきお尋ねがございました。

現在、復興プロセスにおいてCPAの支援を受けてイラク関係省庁等の組織が重要な役割を果たすなど、行政機能の回復が図られて來ています。また、引き続き治安の確保が課題となっています。

NGOの役割と戦争報道に当たるマスコミの意義と責任についてお尋ねがございました。

NGOの役割や報道の意義、重要性、これにつきましては言うまでもありません。その上で、責任については、一般国民の目線で、常識と良識に従い判断すればよいのではないかでしようか。すな

わち、自ら危険なところに行き、自分の信ずることをやりたい、試したい、それを政府が強制的に止めることはできないし、するべきではありません。しかし、だからといって、内外の多くの人々に迷惑を掛け、場合によつては他の人々の安全や

生命を危険にさらしかねない可能性があるにもか

れているところであります。我が国としては、こ

うした政治プロセスが国連の関与を確保しつつ、イラク内の各派で幅広い合意を形成しながら進められることが重要であると考えております。

以上でございます。（拍手）

〔国務大臣福田康夫君登壇、拍手〕

○国務大臣（福田康夫君） 若林議員にお答えしました。

憲法第二十二条第二項は、「何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。」と規定しておりますが、最高裁判所の判例において、同項の外国に移住する自由には、外国へ一時旅行する自由も含むものと解すべきであるという判断が示されておると承知いたしております。

このように、外国へ一時旅行する自由は基本的人権の一つと考えられることから、お尋ねのよう

な渡航禁止の法制化については、憲法との関係で慎重に対応する必要があると考えております。

NGOの役割と戦争報道に当たるマスコミの意義と責任についてお尋ねがございました。

NGOの役割や報道の意義、重要性、これにつきましては言うまでもありません。その上で、責任については、一般国民の目線で、常識と良識に従い判断すればよいのではないかでしようか。すな

わち、自ら危険なところに行き、自分の信ずることをやりたい、試したい、それを政府が強制的に止めることはできないし、するべきではありません。しかし、だからといって、内外の多くの人々に迷惑を掛け、場合によつては他の人々の安全や

かわらず、十分な注意も払わないままに自分の主義や信念をあえて通そうという人たちがいる場合、我々はそれを積極的に勧めたり称賛することができるでしょうか。

イラクについては、三十回近い退避勧告と注意情報が出ております。被害者になつた方々には誠にお気の毒であり、無事救出されてこれほど喜ばしいことはありませんが、御本人たちの配慮が足りなかつたことは否定できません。自己責任といふのは、自らの行わんとする行動が社会や周りの人々にどのような影響を与えるかをおもんぱかるということであり、社会人としては当然の配慮であります。御指摘のように、NGOの意義、戦争の報道の意義といった議論以前の常識に当たることだと思つております。

危機管理体制についてお尋ねがございました。種々の事件で得た教訓を一言で言うことは困難でございます。特に、今回の拘束事件については、正にこれから実事関係を究明していく必要もございます。今回の事件では、直ちに対策本部を設置し、関係省庁が密接に連携して情報を集約し方針を一貫し、何よりも被害者の無事な救出を最優先課題として対応していくことが重要であり、今回もそのように努力したつもりでございます。いずれにしましても、起りこり得る個々の事件は千差万別であり、どう対応するかにつきましてはあらかじめ決め付けて言つことはできません。政府自らの対応を常に見直し、必要があれば謙虚に反省し、その上で、冷静かつ臨機応変に対応することが必要と考えております。

また、イラクの治安情勢及び自衛隊の撤退条件についてのお尋ねがございました。

イラクの治安情勢は全般として予断を許さない状態が続いておりますが、その脅威の度合いは地域によって異なると認識しております。

サマーワを始め自衛隊が活動する地域の情勢については、関係機関等とも連絡を取りつつ、常に最新の情報を収集しておりますが、これまでの情報と併せて総合的に判断すれば、現在においてもこれらの地域は非戦闘地域の要件を満たさなくなつたとは考えておりません。

なお、派遣の終了時期については、現地の政治・治安情勢を考慮しつつ、イラク人による国家再建の進展状況を総合的に踏まえて適切に判断してまいりますが、活動をする場所で戦闘行為が行われるようになるなど、いわゆる非戦闘地域の要件を満たさない状況が生じた場合には、自衛隊は任務を終了することとなります。

最後に、イラク復興支援に関する基本的な認識についてのお尋ねがございました。

我が国としては、イラクの復興と民生の安定を図るため、資金協力と人的貢献をし、車の両輪として我が国にふさわしい人道復興支援を行っていくべきであると考えております。

自衛隊の派遣は、こうした我が国のイラク復興支援の一環を成すものでございまして、ほかにも、ODAを活用した経済協力や、現地情勢が許せば文民の復興支援職員による支援活動も積極的に実施してまいりたいと考えております。

支援の実施に当たつては、将来的にイラクが復興し、イラク人自身が自律した生活が送れるよう、防衛庁、外務省を始め関係各省庁が一致協力して、我が国としてできる限りの支援を総合的に実施してまいります。（拍手）

○議長（倉田寛之君） 小林美恵子君。

〔小林美恵子君登壇、拍手〕

○小林美恵子君 私は、日本共産党を代表して、イラクでの人質問題についての政府報告について質問をいたします。

イラクで人質にされていた日本人五名が無事に解放されました。元気な姿を見て、本当に胸をなで下ろす思いです。

しかし、今イラクでは、全土で占領軍とイラク国民との衝突が広がっています。その最大の問題がファルージャを中心とした米軍の掃討作戦であります。米軍は、町全体を封鎖をし包囲をした上で、爆撃機や攻撃ヘリで住民を無差別に殺戮をしています。米国人の殺害事件自身は許されないことですが、米軍はクラスター爆弾までも使い、イスラム教の礼拝所を爆撃、罪のない子供たちや市民六百人以上の命を奪っています。

犠牲になつているのは子供であり、女性であり、お年寄りであります。私は、日本の子供の命もイラクの子供の命も等しいと思います。政府は、米軍の掃討作戦によってイラクの子供たちがおびえ、その命が奪われている事態を放置をしてもらいたいというお考えですか。答弁を求めます。

こうした米軍の無差別の殺りくについて、占領当局が任命したイラクの統治評議会は、駐留米軍に対する中部ファルージャでの攻撃を即時停止するよう求めると、批判の声明を出しています。今こそ、日本政府はアメリカに対してこの無法な攻撃を直ちに中止するよう要求すべきではありませんか。官房長官の明確な答弁を求めます。

既に、イラクに軍隊を派遣している有志連合の国々は次々と軍の撤退を表明しています。スペイン政府は、十九日、一千四百名の軍隊の撤退を始めたと表明をしました。ホンジュラスも撤退を表明、ポーランド、ウクライナ、ポルトガルなど、相次いで撤退の声が強まっています。この動きは、米英主導の軍事占領支配の破綻を明らかに示すものではありませんか。外務大臣の見解を求めるか。官房長官の明確な答弁を求めます。

小泉総理は、この間の国会審議で、事態によつては撤退も考慮すると答弁をしてきました。今や

ことです。人質解放に御尽力されたイラク・イスラム聖職者協会のクベイシ師は、十八日のインタビューで、自衛隊は海外に出てはならなかつたのにイラクに来てしまつた、日本の民間人による人道支援は成功しているのに、自衛隊の派遣で日本への印象が悪くなるのは残念だと述べました。また、シア派のイスラム教の聖職者が、テレビのインタビューで、日本人の解放を求めていた、占領に参加させた、たとえ人道支援でも同じことだと述べました。

さらに、日本政府は自衛隊は人道復興支援活動ををしていると強調し、その撤退をさせないことは、イラクの宗教指導者からの発言からしても、全く理由にはなりません。それでも自衛隊を撤退させないのはなぜなのですか。両大臣に納得のいく説明を求めます。

既に、イラクに軍隊を派遣している有志連合の国々は次々と軍の撤退を表明しています。スペイン政府は、十九日、一千四百名の軍隊の撤退を始めたと表明をしました。ホンジュラスも撤退を表明、ポーランド、ウクライナ、ポルトガルなど、相次いで撤退の声が強まっています。この動きは、米英主導の軍事占領支配の破綻を明らかに示すものではありませんか。外務大臣の見解を求めるか。官房長官の明確な答弁を求めます。

イラク全土が大規模な戦闘地域になり、サマワでも銃撃戦が発生し、自衛隊撤退を求めるデモまで起っています。こうした事態は、政府が国会で答弁していたことからいつても、自衛隊派兵の論拠は既に崩れているのではないか。明確な答弁を求めます。

私は、直ちにイラクから自衛隊を撤退させ、米英による占領支配を終わらせ、復興支援を国連を中心の枠組みに切り替え、イラク国民に主権を戻すことが真の解決であるということを強く申し上げ、質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣川口順子君登壇、拍手〕

○國務大臣(川口順子君) ファルージャにおける米軍の行動につきお尋ねがありました。

米国は、作戦においては、非戦闘員たる市民への被害を最小限にとどめる努力を行つており、國際人道法の基本的な考え方を踏まえて行動していると承知しています。

ファルージャについては、十一日以来、停戦が順次更新され、十九日には住民側と連合側との間で、市内よりの重火器の放棄などの内容の共同声明の発出が合意されました。我が国はかかる努力を支持しており、これが本格的な停戦として奏功し、できる限り早急に秩序と治安の回復が図られ、事態が鎮静化することを希望しております。

次に、イラクの宗教指導者や国民の自衛隊に対する見方についてのお尋ねですが、自衛隊は国際協調の下で、イラクの人々のために人道復興支援を行っているものであり、このような自衛隊の活動については、先月来日したウルーム統治評議会議長からも謝意の表明があり、また大多数のサマワ市民からも歓迎されないと承知をしてお

ります。また、宗教指導者が、特に我が国の自衛隊について撤退を要求しているといったことは承知しておりません。

自衛隊の活動については、イラクの多くの人が評価していると考えていますが、更なる理解を得られるよう努めています。

自衛隊を撤退させないことは理由にならないとお尋ねですが、イラク復興支援の在り方に於ては各國が主体的に判断すべきものと考えます。

イラクの復興なくして中東ひいては我が国を含む国際社会の平和と安定はなく、統治権限のイラク

人の移譲を控えた今こそ、その円滑な進展を図るためにも、国際社会が一致協力してイラクをこれまで以上に支援することが重要です。

我が国は、国際社会の責任ある一員として、資金協力と人的貢献とを車の両輪として、我が国にふさわしい支援を行つていくべきとの観点から自衛隊の派遣を決定したものであり、かかる認識に変わりはありません。

イラクに駐留する各国部隊に関するお尋ねですが、様々な事情から部隊の派遣の見直しを表明しました。ファルージャにつきましては、ただいまより、我が国も一部ありますが、派遣継続を明確にし、イラク復興への決意を改めて表明している国も多

く、我が国としても自衛隊の活動を含む人道復興支援を推進していく決意に何ら変わりはありません。

最後に、イラクへの自衛隊派遣の論拠は崩れているのではないかとのお尋ねがございました。

サマワを含むムサンナーワー県の治安は、イラク南部の中でも比較的安定しておりますが、テロ等の可能性を否定することはできないと考えております。十七日に発生した発砲事件も含め、サマワの情勢については、関係機関等とも連絡を取りつつ常に最新の情報を収集しておりますが、これまでの情報を総合的に判断すれば、現在においてもサマワが非戦闘地域の要件を満たさなくなつたとは考えておりません。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これにて質疑は終了いたしました。

力が地道に続けられていると承知をいたしております。

このような中で、サマワを含むムサンナーワー県においてもテロ等の可能性を否定することはできないものの、イラク国内の他の地域に比べれば比較的安定した状態にあると認識をしており、これまでの情報を総合的に判断すれば、サマワが非戦闘地域の要件を満たさなくなつたとは考えていません。

戦闘地域の要件を満たさなくなつたとは考えられないもの、イラクから撤退すれば、イラクの復興と安定は実現いたしません。統治権限のイラク人へ移譲を控えた今こそ、その円滑な進展を図るためにも、国際社会が一致協力してイラクをこれまで以上に一層支援することが重要であります。

我が国は、国際社会の責任ある一員として、資金協力、人的貢献を車の両輪として、我が国にふさわしい人道復興支援を続けていくべきであると考えており、この考え方へ変わりありません。我が国がこの支援は多くのイラク国民の支持を受け、各国からも高く評価されているところでございました。

まず、ファルージャ情勢についてお尋ねがございました。

イラクにおける治安の回復は、政治プロセスの進展にとって不可欠であり、その重要性について米側とも常に意見交換を行つていているところであります。ファルージャにつきましては、ただいまより、務大臣からも説明がございましたが、十一日以来、停戦が順次更新され、十九日には住民側と連合側との間で、市内よりの重火器の放棄などの内容の共同声明の発出が合意されました。我が国はかかる努力を支持しており、これが本格的な停戦となり、できる限り早急に秩序と治安の回復が図られることを期待しております。その趣旨は、米国にも伝えております。

次に、自衛隊を撤退させないのはおかしいのではないかとのお尋ねがございました。

イラク復興支援のために各国に支援を求める安

○議長(倉田寛之君) この際、日程に追加して、

私立学校法の一部を改正する法律案について、

提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(倉田寛之君) 御異議ないと認めます。河村文部科学大臣。

(國務大臣河村建夫君登壇、拍手)

○國務大臣(河村建夫君) 私立学校法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

学校法人が、少子化等社会経済情勢の変化を始め、法人諸制度の改革、規制緩和の進展など学校法人をめぐる近年の状況等に適切に対応し、様々な課題に対して主体的かつ機動的に対処できるようになることが重要になつております。このため、私立学校の自主性を最大限尊重する現行制度の基本に立ちつつ、各学校法人における管理運営制度の改善を図るとともに、財務情報等の公開を一層推進する必要があります。また、各都道府県における私学行政の一層適切な執行に資するため、その実情に即して私立学校審議会を構成することができるようになります。

今回御審議をお願いする私立学校法の一部を改正する法律案は、以上の観点から、学校法人制度及び私学行政の改善を図るものであります。次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、学校法人の理事会制度に関する規定を整備するなど、理事、監事及び評議員会の制度について、それぞれの権限や役割分担を明確にして、学校法人の管理運営の改善を図るものであります。

ます。

第二に、学校法人自らが財務情報等を公開し、説明責任を果たすため、財産目録、貸借対照表等の財務書類や事業報告書及び監査報告書を利害関係人からの要求に応じて閲覧に供することを義務付けるものであります。

第三に、各都道府県に置かれている私立学校審議会の委員について、その構成、推薦手続等に関する規定を削除し、教育に関し学識経験を有する者の中から都道府県知事が任命することとして各都道府県の判断にゆだねるものであります。

このほか、所要の規定の整備を行うこととした以上が法律案の趣旨であります。(拍手)

○議長(倉田寛之君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。発言を許します。

鈴木寛君。
(鈴木寛君登壇、拍手)

○鈴木寛君 民主党・新緑風会の鈴木寛でございます。

私は、民主党・新緑風会を代表し、ただいま議題となりました私立学校法の一部を改正する法律案に対し、河村文部科学大臣に質問いたします。

学校教育において私学の占める割合は、学校数、学生数とも、大学では八割、高等学校でも三割、幼稚園の八割となつており、特に我が国の高等教育、幼児教育は私学抜きに語ることはできません。

ります。

まず、文部科学大臣に質問をいたします。

そもそも、大臣は、私立学校はだれのものだとお考えですか。創業者のものですか、教職員ですか、卒業生のものですか。大臣のお考えをお聞かせください。

私は、私立学校として、そこで学ぶ学生、生徒、児童、園児のものであり、かつ社会の公器であるべきだと考えております。

しかしながら、大臣所管、都道府県知事所管合わせて七千八百六法人に上る私学の実態を見ますと、平成十四年の帝京大学医学部における寄附金簿外処理問題、酒田短大における中国留学生問題などの不祥事は氷山の一角で、ワンマンな創業者や卒業生の一部がその利権や既得権を守るために大学や学校という公器を私的に利用している実態も見受けられます。

そうした中、私学政策の基本法である私立学校法について、一九五〇年の施行以来初めての抜本改正を行つという動きに対しては、問題山積の私学経営を根本から改善させていくきっかけとして、かなり期待が高まつていました。しかし、それだけに、今回の改正案はやや期待外れの感も否めません。

今回の改正案は、責任体制の明確化、経営情報の公開、学校新設のボトルネックであった私立学校審議会の改革などに第一歩を踏み出したといふ点では評価できるものの、ガバナンス強化にかかる本質的な部分についてはそれぞれの学校法人が策定する寄附行為にゆだねるといった内容になっています。現在の私学が作る寄附行為が現状追認的なものになるということは目に見えており、今後は評議員会の運営がより透明化され、その運営がより効率化されることが期待されます。

り、今のよどんだ私学経営を立て直すには踏み込

みが不十分と言わざるを得ません。

建学の精神と私学の自治を尊重するといつても、尊重しなければならぬのは精神の方であつて、建学者の親族や卒業生や職員の私的な利益であつてはなりません。経営者、教職員、卒業生、学生、保護者、社会など、私立学校に關係するそ

れぞれのステークホルダーが参画し、健全でダイナミックな運営を可能とするガバナンスの実現という観点から、より踏み込んだ私立学校法人制度をこの際構築すべきであると考えます。とりわけ、学生や市民社会の意思がもつと反映されるメカニズムを取り入れるべきであると考えますが、大臣の御意見を伺います。

現行法は学校関係者と卒業生の意向が強く反映し過ぎる仕組みになつています。すなわち、私立学校法第四十四条は、評議員の選任に当たつて職員と卒業生から選出するとの規定があります。さらに、同法第三十八条により、評議員の中から理事が選任されることとなつております。加えて、現行法では役員、評議員について任期の定めがありません。

今回の改正で、役員の任期、選任、解任については寄附行為で明記するよう義務付けたものの、任期と解任については基準が明記されず、その内容はそれぞれの学校法人にゆだねられています。評議員については何ら改正がなされておりませんが、その理由をお聞かせください。

さらに、今回、私立学校振興助成法の改正が検討の俎上に上つていないことも解せません。

現在、同法を根拠として、平成十六年度予算で四千七百五十五億円に上る税金が私学に投入され

官報(号外)

ています。この額自体については、先進国中下位にある高等教育費への国費投入の実態、さらには私立大学生の一人当たりの税金投入額はわずかに十五万円であり、国立大学の学生の約十五分の一に満たないという実態を踏まえ、知恵の国日本をつくるためには、是非とも私学への税金投入は増額すべきだと考えます。しかし、助成資金を文部科学省及び事業団を通じ直接学校法人に交付するという資金の流れについては抜本的な見直しが必要だと考えます。

私は、私学助成金は廃止して、交付金額を大幅に増加させた上で、学校法人ではなく、学生一人一人に対してクーポンやバウチャーという形で国から直接交付し、学生はそのクーポンやバウチャーを授業料の一部に充当して納付するという形式に改めるべきだと考えております。こうした制度に改めることによって、現行では学校経営に対するほとんど発言力を有しない学生の意向が経営に反映されるきっかけにもなりますので、文部科学省においても、私立大学の学生へのバウチャー・クーポン制導入について御検討いただきたいと存じます。

現行の私立学校法によって温存された同族支配、同窓会支配と私立大学への助成金交付制度とが相まって、国民生活に多大な悪影響を与えるのが医学、歯学の分野であります。

医師の四割、歯科医師の七割五分、薬剤師の八割を私学が養成しています。医学系教育は多額の費用を要しますが、私学助成金の約三分の一が医学部、歯学部を有する大学に対して交付されています。私学助成金制度を改革する上で、私学の医学部、歯学部改革の議論は避け通れません。

私は、國公立を問わず、大学の医学部、歯学部には多額の資金が流れ、様々な権限が集中しています。病院を含む医学部等の運営に当たっては、本来、透明性、公正性が強く求められるべきであるにもかかわらず、大学の医局や校友会、同窓会などをベースとして、医学部卒業生による閉鎖的なヒエラルキーが存在し、その頂点に立つ一部の人たちが人事、設備投資、研究費配分、医師派遣等が現状であります。特に、私立大学の場合、国家公務員法の適用もなく、不明朗、不公正な運営が起こりやすい土壤にあります。

現在、大問題となっている日本歯科医師会事件においても、歯科医師会会長選挙における当選の決め手は各大学歯学部の同窓会の支持固めであつたという報道からもよく分かるように、医学部、歯学部における同窓会組織は、他の学部のようないわゆる若き青春の日々を懐かしみ、旧友たちとの友情を深め合うという同窓会とは全く異質なものとなつております。

私立学校法の規定によって、有力卒業生が自ら評議員、理事として法律上の明白な経営権限を有し、一方で医学部教授も卒業生ネットワークの支持を取り付けた人物が選挙によって選ばれ、教学についての実権を有しています。このようにして、大学医学部、歯学部を基点として卒業生ネットワークの利権集団化が促進をされているという事態も容易に想定できます。

近い将来続出するであろう私学の経営危機に対応し、大臣はどのように対応をしていかれるおつもりでしょうか。創業者一族のエゴや卒業生のノスタルジーによって、私立学校に現在通う学生の学習権がないがしろにされたり税金が無駄になってしまふことがないよう、文部科学省のリーダーシップを強く期待をいたします。

私学、國公立を問わず、大学の医学部、歯学部には多額の資金が流れ、様々な権限が集中しているにもかかわらず、大学の医局や校友会、同窓会などをベースとして、医学部卒業生による閉鎖的なヒエラルキーが存在し、その頂点に立つ一部の人たちが人事、設備投資、研究費配分、医師派遣等が現状であります。特に、私立大学の場合、国家公務員法の適用もなく、不明朗、不公正な運営が起こりやすい土壤にあります。

現在、大問題となっている日本歯科医師会事件においても、歯科医師会会長選挙における当選の決め手は各大学歯学部の同窓会の支持固めであつたという報道からもよく分かるように、医学部、歯学部における同窓会組織は、他の学部のようないわゆる若き青春の日々を懐かしみ、旧友たちとの友情を深め合うという同窓会とは全く異質なものとなつております。

一方、近年、私学設置基準の緩和や、学部、学科の新設、改編の弾力化などの措置が取られ、私学の経営の自由度が増し、創意工夫を發揮し得る可能性は急速に高まり、学校現場における改革への機運は盛り上がりつつあります。こうした改革の流れの中で、厳しい将来を見通した場合、各校ごとの経営改革努力だけでは早晚限界が見えてくると思われます。その場合、学校法人同士の思い切った合併、連携といった組織再編も不可欠となつてきますが、その際、創業者一族や一部の卒業生などが機動的な私学再編の足を引っ張るという事態も容易に想定できます。

私は、マーケットが縮小する中で、真に学生の学びを守つていくためには、不健全な経営体の延命より、むしろ新陳代謝を促進することの方が組織の自浄能力を早めに發揮させ、余裕を持つスマートな経営陣の交代を促し、結果として学生のためになると思つておりますが、大臣の見解を伺います。

そこで、更に提案ですが、私立学校の学生に関するクーポン・バウチャー制の導入と相まって、私学設置については、設置基準をクリアしていることの確認は前提として、その設立については原則自由にすべきであると考えますが、いかがでしょうか。大臣の見解を伺います。

そこで、更に提案ですが、私立学校の学生に関するクーポン・バウチャー制の導入と相まって、私学設置については、設置基準をクリアしていることの確認は前提として、その設立については原則自由にすべきであると考えますが、いかがでしょうか。大臣の見解を伺います。

そこで、更に提案ですが、私立学校の学生に関するクーポン・バウチャー制の導入と相まって、私学設置については、設置基準をクリアしていることの確認は前提として、その設立については原則自由にすべきであると考えますが、いかがでしょうか。大臣の見解を伺います。

へのバウチャーカーポン制を導入した後であれば、学校の設立そのものを規制する必要性はなくなりますし、同時に学生へのセーフティーネットは確実に確保されます。

そもそも、学問の自由、學習權、結社の自由は憲法上保障された権利であります。そうした憲法上の要請にこたえるためにも、私学建学の自由を認めることは極めて重要であると考えます。教育基本法を始め関連法制の抜本見直しと併せて、真剣にこの私学建学の自由について検討をしていただきたいと思いますが、よろしくお願ひを申し上げます。

私学行政は、我が国教育政策の極めて重要な柱の一つであります。私学を取り巻く厳しい環境を乗り越え、さらに、二十一世紀にふさわしい人材を輩出し得る私学を今後とも健全に育成していくことは、正に知の国、人の国日本を創造していく上で極めて重要な課題の一つであります。文部科学大臣の明確な時代認識に基づいた、英知と勇気があふれた私学改革への決意を最後にお伺いをして、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣河村建夫君登壇 拍手〕

○國務大臣(河村建夫君) 鈴木寛議員から八点の質問をいただきました。お答えいたします。

第一点は、私立学校はだれのものかという点についてお尋ねをいただきましたが、私立学校はそれぞの建学の精神に基づいて個性豊かな教育活動を主体的に行う、これが特色でございます。私立学校的設置者は学校法人でありまして、原則として学校の設置管理に関する権限と責任は学校法人にゆだねられておるものであります。一方で、私立学校も教育基本法に定めます公の

精神というものを有しておりますので、その公共性を高めることができると期待をされておるわけであります。利用者や社会の多様なニーズを踏まえて、学校運営の改善に不断取り組む、このことが極めて重要なことで求められている点であろうと、このようと思つております。

第二点は、私立学校の運営に学生や一般市民の意見を反映する仕組みを取り入れるべきではないかと、こういうことでありました。

学校法人が利用者や社会の多様なニーズを踏まえた学校運営を行っていく、これは極めて重要な点であります。これらを反映させるための具体的な仕組みについては、国が一律に定めるということがあります。各学校法人がそれぞれ創意工夫を尽して取り組むべき課題ではないかと、

第三点は、役員の選任、解任、任期などの見直しと評議員の見直しについてお尋ねでございました。役員の選任や解任に関する具体的な手続や要件、これにつきましては、各学校法人の運営方針や独自性、あるいは法人の規模によって様々在り方が考えられます。その点で、私学の自主性を重んじる私立学校法の精神にかんがみて、所管庁であります国あるいは地方公共団体の関与は限定的なものとして、各学校法人にゆだねるということにいたしているものであります。

また、評議員については、理事、監事といった役員ではございませんので、具体的な手続について法律による義務付けまでは行わなかつたものでございます。

第四点は、私学振興助成法を改正して、学生一人一人に対しても不平等な待遇を解消するための制度を設けることについてお尋ねでございました。

まず、現行の私学助成制度、これまで、学生等の修学上の経済的負担の軽減、あるいは私立大学に対する教育研究条件の維持向上等にこれまでの私学助成制度が大きく貢献してきた、また今後とも私学振興に欠かせない制度であると、こういうふうに考えております。

そこで、いわゆるクーポン・バウチャー制度についての導入の問題であります。この制度につきましては、現時点、必ずしも確立した方法はありませんが、国際的にもその実施は極めて限定的にとどまつております。いまだにその評価も定まつておりません。こういう状況下にござりますので、これを導入する場合には、私立大学等に限つたとしても、執行上の効率性の問題など検討すべき課題が非常に大きいわけでございます。

現時点では個々人に対しましては奨学金の充実という形で対応しているわけでございますが、御指摘の問題は今後の研究課題でもあると、このように認識をいたしております。

次に、私立医学教育において、同窓会、卒業生が、評議会、理事会を通じて経営へ過度な影響力を行使して、その適正な運営を妨げていないのか、調査検討すべきではないかとの御質問でございました。

学校法人制度が建学の精神に基づいて教育研究を実現する一つの方向として、卒業生を評議員あるいは理事として学校運営に参画させることが予定されておるところでございまして、ただ、その

影響力の行使のみをもつて法人経営が適切でないとまでは断言できないものであると思います。今回の改正案におきましては、理事会、評議員会あるいは監事について、それぞれの権限や役割を明確にして学校法人の管理運営の一層の改善を図ろうといたしておるものでございまして、

まず、現行の私学助成制度、これまで、学生等の修学上の経済的負担の軽減、あるいは私立大学に対する教育研究条件の維持向上等にこれまでの私学助成制度が大きく貢献してきた、また今後とも私学振興に欠かせない制度であると、こういうふうに考えております。

そこで、いわゆるクーポン・バウチャー制度についての導入の問題であります。この制度につきましては、現時点、必ずしも確立した方法はありませんが、国際的にもその実施は極めて限定的にとどまつております。いまだにその評価も定まつておりません。こういう状況下にござりますので、これを導入する場合には、私立大学等に限つたとしても、執行上の効率性の問題など検討すべき課題が非常に大きいわけでございます。

現時点では個々人に対しましては奨学金の充実という形で対応しているわけでございますが、御指摘の問題は今後の研究課題でもあると、このように認識をいたしております。

次に、私立医学教育において、同窓会、卒業生が、評議会、理事会を通じて経営へ過度な影響力を行使して、その適正な運営を妨げていないのか、調査検討すべきではないかとの御質問でございました。

学校法人制度が建学の精神に基づいて教育研究を実現する一つの方向として、卒業生を評議員あるいは理事として学校運営に参画させることが予定されておるところでございまして、ただ、その

官 報 (号 外)

出席者は左のとおり。

官 報 (号 外)

同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。

行政機関の職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一二四号)

卷之三

六号)

叶二十日議長において、次のとおり常任委員の辞职を許可し、その補欠を指名する。

内閣委員の補欠を指名した

岡崎トミ子君 大渕 絹子君

總務委員
辯士

柏村 武昭君 中曾根弘文君 補欠

直嶋 正行君 谷林 正昭君

本田 良一君 高橋 千秋君

鶴岡 洋君
荒木 清寛君

法務委員

補欠 辞任

朝日俊弘君
魚田義一君

堀 利和君 福山 哲郎君

井上 哲士君 宮本 岳志君

外交防衛委員
辭任
補欠

岩本 司君 薬科 満治君

荒木 清寛君
鶴岡 洋君

財政金融委員 小泉 親司君 市田 忠義君

見立全圖卷之二
辭任 補欠

野上浩太郎君 有馬 朗人君

平成十六年四月二十一日 参議院会議録第十七

平成十六年四月二十一日 参議院会議録第十七号

環境委員会		辞任		補欠	
予算委員	辯任	田中 木俣 福山 加藤 山下	直紀君 佳丈君 哲郎君 修一君 栄一君	藤野 平田 堀 森本 山口那津男君	公孝君 健二君 利和君 晃司君
決算委員	辯任	尾辻 大塚 佐藤	秀久君 耕平君 雄平君	山内 佐藤 大塚	俊夫君 耕平君 雄平君
	辯任	江田 福山	五月君 哲郎君	尾辻 佐藤 大塚	秀久君 俊夫君 耕平君
	補欠	佐藤	大脇 小川	雅子君 勝也君	
法務委員会		同日議長において、次のとおり憲法調査会委員の 同日委員会において選任した理事は次のとおりで ある。			
理事	木庭健太郎君	同日議長は、次の内閣提出案を法務委員会に付託 した。			
財政金融委員会	（木庭健太郎君の補欠）				
理事	野上浩太郎君				
農林水産委員会	（野上浩太郎君の補欠）				
理事	紙智子君				
環境委員会	（紙智子君の補欠）				
理事	愛知治郎君				

国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五二号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律案(閣法第四三号)審査報告書

商工会議所法及び商工会法の一部を改正する法律案(閣法第九号)審査報告書

サイバーフェイクに関する条約の締結について承認を求めるの件(閣法第四四号)審査報告書

児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件(閣法第一三号)審査報告書

告書

武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件(閣法第一四号)審査報告書

自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律案(閣法第八二号)審査報告書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七一号)審査報告書

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五八号)審査報告書

著作権法の一部を改正する法律案(閣法第九一号)審査報告書

競馬法の一部を改正する法律案(閣法第九二号)

審査報告書

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員浅尾慶一郎君提出地方公務員の勤務時間制度に関する質問に対する答弁書(第一号)

サイバー犯罪に関する条約の締結について承認を求めるの件

参議院議員浅尾慶一郎君提出公務員の共済年金及び退職金に関する質問に対する答弁書(第一二号)

同日内閣から、森林・林業基本法第十一条第一項の規定に基づく平成十五年度森林及び林業の動向に関する年次報告及び同法第十条第二項の規定に基づく平成十六年度において講じようとする森林及び林業施策についての文書を受領した。

同日議長は、アンナ・プサルーダ・ベナキ・ギリシャ共和国議長より、同議長のギリシャ共和国議長就任に際し発送した祝電に対する礼状を接受した。

一、費用
別に費用を要しない。

サイバー犯罪に関する条約の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

平成十六年三月三十日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 倉田 寛之殿

参議院議長 倉田 寛之殿

審査報告書
サイバー犯罪に関する条約の締結について承認を求めるの件

右は多数をもつて承認すべきものと議決した。

平成十六年四月二十日

外交防衛委員長 山本 一太

サイバー犯罪に関する条約
承認を求めるの件

サイバー犯罪に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

サイバー犯罪に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

一、委員会の決定の理由

この条約は、サイバー犯罪から社会を保護することを目的として、コンピュータ・システムに対する違法なアクセス等一定の行為の犯罪化、コンピュータ・データの迅速な保全等に係る刑事手続の整備、犯罪人引渡し等に関する国際協力等につき規定するものである。我が国がこの条約を締結することは、サイバー犯罪に効

して追求することが必要であることを確信し、コンピュータ・ネットワークがデジタル化され、統合され及び地球的規模で拡大し続けることによつてもたらされる大きな変化を認識し、

コンピュータ・ネットワーク及び電子情報が犯罪を行うためにも利用される可能性があるという危険並びに犯罪に関する証拠がコンピュータ・ネットワークによつて蔵置され及び送信される可能性があるという危険を憂慮し、

サイバー犯罪との戦いにおいて国家と民間業界との間の協力が必要であること並びに情報技術の利用及び開発において正当な利益を保護することが必要であることを認識し、

サイバー犯罪と効果的に戦うためには、刑事問題に関する国際協力を強化し、迅速に行い、かつ、十分に機能させることが必要であることを確信し、

この条約に規定する行為を犯罪として定め及びそのような犯罪と効果的に戦うための十分な権限の付与について定めること、そのような犯罪の探し、捜査及び訴追を国内的にも国際的にも促進すること並びに迅速で信頼し得る国際協力のための措置を定めることによって、コンピュータ・システム、コンピュータ・ネットワーク及びコンピュータ・データの密接性、完全性及び利用可能性に対しても受けられた行為並びにコンピュータ・システム、コンピュータ・ネットワーク及びコンピュータ・データの濫用を抑止するために、この条約が必要であることを確信し、

この条約の他の締約国との協力を促進することの価値を認識し、

特に適切な法令を制定し及び国際協力を促進することによって、サイバー犯罪から社会を保護する特によつて、サイバー犯罪から社会を保護することを目的とした共通の刑事政策を優先事項とする

る自由等)についての権利及びプライバシーの尊重についての権利を再確認する千九百五十年に欧洲評議会で採択された人権及び基本的自由の保護に関する条約、千九百六十六年に国際連合で採択された市民的及び政治的権利に関する国際規約その他の人権に関する人権に関する国際規約にうたう法の執行の利益と基本的人権の尊重との間に適正な均衡を確保することが必要であることに留意し、

また、個人情報の保護についての権利(例えば、千九百八十九年に欧洲評議会で採択された個人情報の自動処理における個人の保護に関する条約によって付与されている権利)に留意し、

千九百八十九年に国際連合で採択された児童の権利に関する現行の諸条約及び千九百九十九年に国際労働機関で採択された最悪の形態の児童労働条約を考慮し、

欧洲評議会で採択された刑事分野における協力に関する現行の諸条約及び欧洲評議会の加盟国と他の国々との間に存在する同様の諸条約を考慮し、並びにこの条約が、コンピュータ・システム及びコンピュータ・データに関する犯罪に関する捜査及び刑事訴訟をより効果的なものとし、かつ、犯罪に関する電子的形態の証拠の収集を可能とするために、それらの条約を補足することを目的とするものであることを強調し、

国際連合、経済協力開発機構、欧洲連合及び主要八箇国(G8)の活動その他の近年の進展により、サイバー犯罪との戦いに関する国際的な理解及び協力が更に進められていることを歓迎し、

刑事問題についての相互援助に関する欧州条約の実際の適用(電気通信の傍受に係る嘱託状に

するもの)に関する閣僚委員会勧告第十号(千九百八十五年)、著作権及び著作隣接権の分野における違法な複製行為に関する同勧告第二号(千九百八十八年)、警察部門における個人情報の使用を規制する同勧告第十五号(千九百八十七年)、電気通信サービス(特に電話サービス)の領域における個人情報の保護に関する同勧告第四号(千九百九十五年)、特定のコンピュータ犯罪の定義について国内の立法機関のための指針を提供するコンピュータに関する犯罪に関する同勧告第九号(千九百八十九年)及び刑事手続法における情報技術に関する問題に関する同勧告第十三号(千九百九十五年)を想起し、

第二十一回欧州司法大臣会議(千九百九十七年六月十日及び十一日にプラハで開催)において採択された決議第一号(国内刑事法の規定を相互に一層類似したものとし及びサイバー犯罪の検査について効果的な手段を利用可能とするために犯罪問題に関する欧州委員会(CDPC)が実施するサイバー犯罪に関する作業を支持するよう閣僚委員会に勧告したもの)及び第二十三回欧州司法大臣会議(二千零六年六月八日及び九日にロンドンで開催)において採択された決議第三号(できる限り多数の国がこの条約の締約国となることができるよう事国が努力を継続するよう奨励し、及びサイバー犯罪との戦いについての特有の要件を十分に考慮するための適切な解決を見いだすために交渉当たるものに考慮を払い、

また、第二回首脳会議(千九百九十七年十月十日及び十一日にストラスブルで開催)において欧州評議会の加盟国元首又は政府の長によって

採択された行動計画(欧州評議会の基準及び価値に基づき新たな情報技術の開発に対する共通の対応を追求するためのもの)に考慮を払つて、次のとおり協定した。

第一章 用語

第一条 定義

この条約の適用上、

a 「コンピュータ・システム」とは、プログラムに従つてデータの自動処理を行う装置又は相互に接続された若しくは関連する一群の装置であつてそのうちの一若しくは二以上の装置がプログラムに従つてデータの自動処理を行つものをいう。

b 「コンピュータ・データ」とは、コンピュータ・システムにおける処理に適した形式によつて事実、情報又は概念を表したものを行い、コンピュータ・システムに何らかの機能を実行させるための適当なプログラムを含む。

c 「サービス・プロバイダ」とは、次のものをいう。

i そのサービスの利用者に対しコンピュータ・システムによって通信する能力を提供する者(公私を問わない)。

ii iに規定する通信サービス又はその利用者のために、コンピュータ・データを処理し又は蔵置するその他の者

d 「通信記録」とは、コンピュータ・システムによる通信に関するコンピュータ・データであつて、通信の連鎖の一部を構成するコンピュータ・システムによって作り出され、かつ、通信の発信元、発信先、経路、時刻、日付、規模若しくは継続時間又は通信の基礎と

なるサービスの種類を示すものをいう。

第二章 国内的にとる措置

第一節 刑事実体法

第一款 コンピュータ・データ及びコンピュータ・システムの秘密性、完全性及び利用可能性に対する犯罪

この条約の適用上、

a 「コンピュータ・データ・システム」とは、プログラムに従つてデータの自動処理を行う装置又は相互に接続された若しくは関連する一群の装置であつてそのうちの一若しくは二以上の装置がプログラムに従つてデータの自動処理を行つものを行う。

b 「コンピュータ・データ」とは、コンピュータ・システムにおける処理に適した形式によつて事実、情報又は概念を表したものを行い、コンピュータ・システムに何らかの機能を実行させるための適当なプログラムを含む。

c 「サービス・プロバイダ」とは、次のものをいう。

i そのサービスの利用者に対しコンピュータ・システムによって通信する能力を提供する者(公私を問わない)。

ii iに規定する通信サービス又はその利用者のために、コンピュータ・データを処理し又は蔵置するその他の者

d 「通信記録」とは、コンピュータ・システムによる通信に関するコンピュータ・データであつて、通信の連鎖の一部を構成するコンピュータ・システムによって作り出され、かつ、通信の発信元、発信先、経路、時刻、日付、規模若しくは継続時間又は通信の基礎と

に行われることを自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

2 締約国は、1に規定する行為が重大な損害を引き起こすことをこの犯罪の要件とする権利を留保することができる。

第五条 システムの妨害

締約国は、コンピュータ・データの入力、送信、破損、削除、劣化、改ざん又は隠ぺいによりコンピュータ・システムの機能に対する重大な妨害が権限なしに故意に行われることを自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。締約国は、このよ

うなアクセスが防護措置を侵害することによつて行われること、コンピュータ・データを取得すること、他の不正な意図をもつて行われること又は他のコンピュータ・システムに接続されているコンピュータ・システムに関連して行われることをこの犯罪の要件とすることができる。

d 「第三条 違法な傍受

締約国は、コンピュータ・システムへの若しくはそこからの又はその内部におけるコンピュータ・データの非公開送信(コンピュータ・データを伝送するコンピュータ・システムからの電磁的放射を含む)の傍受が、技術的手段によって権限なしに故意に行われることを自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

e 「第二条から前条までの規定に従つて定められる犯罪を行つたために使用されることを意図して、次のものを製造し、販売し、使用のために取得し、輸入し、頒布し又はその他の方法によって利用可能とすること。

f 「第二条から前条までの規定に従つて定められる犯罪を主として行つたために設計され又は改造された装置(コンピュータ・プログラムを含む)。

g 「コンピュータ・システムの全部又は一部にアクセス可能となるようなコンピュータ・データ・パスワード、アクセス・コード又はこれらに類するデータ

h 「第二条から前条までの規定に従つて定められる犯罪を行つたために使用することを意図して、a-i又はiiに規定するものを保有する

第六条 装置の濫用

締約国は、権限なしに故意に行われる次の行為を自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

a 第二条から前条までの規定に従つて定めら

れる犯罪を行つたために使用されることを意図して、次のものを製造し、販売し、使用のために取得し、輸入し、頒布し又はその他の方法によって利用可能とすること。

i 「第二条から前条までの規定に従つて定められる犯罪を主として行つたために設計され又は改造された装置(コンピュータ・プログラムを含む)。

j 「コンピュータ・システムの全部又は一部にアクセス可能となるようなコンピュータ・データ・パスワード、アクセス・コード又はこれらに類するデータ

k 「コンピュータ・システムの全部又は一部にアクセス可能となるようなコンピュータ・データ・パスワード、アクセス・コード又はこれらに類するデータ

l 「コンピュータ・システムの全部又は一部にアクセス可能となるようなコンピュータ・データ・パスワード、アクセス・コード又はこれらに類するデータ

こと。締約国は、自國の法令により、これらのものの一定数の保有を刑事上の責任を課すための要件とすることができる。

2 この条の規定は、1に規定する製造、販売、使用のための取得、輸入、頒布若しくはその他の方法によつて利用可能とする行為又は保有が、第二条から前条までの規定に従つて定められる犯罪を行ふことを目的としない場合(例えば、コンピュータ・システムの正当な試験又は保護のために行われる場合)に刑事上の責任を課するものと解してはならない。

3 締約国は、1の規定を適用しない権利を留保することができる。ただし、その留保が1 a iiに規定するものの販売、頒布又はその他の方法によつて利用可能とする行為に関するものでない場合に限る。

第二款 コンピュータに関する犯罪

第七条 コンピュータ・データの入力、改ざん、削除又は隠ぺい

締約国は、コンピュータ・データにより、真正でないコンピュータ・データ(直接読取りが可能であるか否か及び直接理解が可能であるか否かを問わない。)を生じさせる行為が、当該データが法律上真正であるとみなされ又は扱わることを意図して権限なしに故意に行われることを自國の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。締約国は、詐取する意図又はこれに類する不正な意図を刑事上の責任を課するための要件とすることができる。

第八条 コンピュータに関する詐欺
締約国は、自己又は他人のために権限なしに經濟的利益を得るという詐欺的な又は不正な意図を得ることを自國の国内法上の犯罪とする。

もつて、権限なしに故意に次の行為が行われ、他人に対し財産上の損害が加えられることを自國の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

a コンピュータ・データの入力、改ざん、削除又は隠ぺい

b コンピュータ・システムの機能に対する妨害

第三款 特定の内容に関する犯罪

第九条 児童ポルノに関する犯罪

1 締約国は、権限なしに故意に行われる次の行為を自國の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

a コンピュータ・システムを通じて頒布するために児童ポルノを製造すること。

b コンピュータ・システムを通じて児童ポルノの提供を申し出又はその利用を可能にする

こと。

c コンピュータ・システムを通じて児童ポルノを頒布し又は送信すること。

d 自己又は他人のためにコンピュータ・システムを通じて児童ポルノを取得すること。

e コンピュータ・システム又はコンピュータ・データ・データ記憶媒体の内部に児童ポルノを保有すること。

2 1の規定の適用上、「児童ポルノ」とは、次

ものを視覚的に描写するポルノをいう。

a 性的にあからさまな行為を行う未成年者で

あると外見上認められる者

b 性的にあからさまな行為を行う未成年者で

表現する写実的影像

3 2の規定の適用上、「未成年者」とは、十八歳未満のすべての者をいう。もつとも、締約国は、より低い年齢(十六歳を下回つてはならない。)の者のみを未成年者とすることができる。

4 締約国は、1 d 及び e 並びに2 b 及び c の規定の全部又は一部を適用しない権利を留保することができる。

第四款 著作権及び関連する権利の侵害に

関連する犯罪

第十一条 著作権及び関連する権利の侵害に

1 締約国は、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の千九百七十年七月二十四日のパリ改正条約、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定及び著作権に関する世界知的所有権機関条約に基づく義務に従つて自國の法令に定める著作権(これらの条約によって付与された人格権を除く。)の侵害が故意に、商業的規模で、かつ、コンピュータ・システムによつて行われることを自國の国内法上の犯罪とするた

め、必要な立法その他の措置をとる。

2 締約国は、第三条から第五条まで、第七条、第八条並びに第九条1 a 及び c の規定に従つて定められる犯罪であつて故意に行われるものの未遂を自國の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

3 いづれの締約国も、2の規定の全部又は一部を適用しない権利を留保することができる。

第十二条 法人の責任

1 締約国は、単独で又は法人の機関の一部として活動する自然人であつて当該法人内部で指導的地位にあるものが、次のいづれかの権限に基づき、かつ、当該法人の利益のためにこの条約に従つて定められる犯罪を行う場合に当該犯罪についての責任を当該法人に負わせ得ることを確保するため、必要な立法その他の措置をとる。

2 締約国は、実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約(ローマ条約)、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定及び実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約に基づく義務に従つて自國の法令に定める関連する権利(これらの条約によつて付与された人格権を除く。)の侵害が故意に、商業的規模で、かつ、コンピュータ・システムによつて行われることを自國の国内法上の犯罪とするた

め、必要な立法その他の措置をとる。

3 締約国は、限定的な状況において、1 及び 2 の規定に基づく刑事上の責任を課さない権利を

留保することができる。ただし、他の効果的な救済手段が利用可能であり、かつ、その留保が1 及び 2 に規定する国際文書に定める締約国の国際的義務に違反しない場合に限る。

第五款 付隨的責任及び制裁

第十二条 未遂及びぼう助又は教唆

1 締約国は、第二条から前条までの規定に従つて定められる犯罪が行われることを意図して故意にこれらの犯罪の実行をほう助し又は教唆することを自國の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

2 締約国は、第三条から第五条まで、第七条、第八条並びに第九条1 a 及び c の規定に従つて定められる犯罪であつて故意に行われるものの未遂を自國の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

3 いづれの締約国も、2の規定の全部又は一部を適用しない権利を留保することができる。

第六款 国際的義務に違反しない場合に限る

第十三条 国際的義務に違反しない場合に限る

1 締約国は、第二条から前条までの規定に従つて定められる犯罪が行われることを意図して故意にこれらの犯罪の実行をほう助し又は教唆することを自國の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

2 締約国は、第三条から第五条まで、第七条、第八条並びに第九条1 a 及び c の規定に従つて定められる犯罪であつて故意に行われるものの未遂を自國の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

3 いづれの締約国も、2の規定の全部又は一部を適用しない権利を留保することができる。

第十四条 法人の代表権

1 締約国は、単独で又は法人の機関の一部として活動する自然人であつて当該法人内部で指導的地位にあるものが、次のいづれかの権限に基づき、かつ、当該法人の利益のためにこの条約に従つて定められる犯罪を行う場合に当該犯罪についての責任を当該法人に負わせ得ることを確保するため、必要な立法その他の措置をとる。

2 1に規定する場合に加え、締約国は、法人の権限に基づき活動する自然人が当該法人の利益のためにこの条約に従つて定められる犯罪を行

ふることを自國の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

a 法人の代表権

b 法人のために決定を行う権限

c 法人内部で管理を行う権限

官 報 (号外)

う場合において、当該犯罪の実行が1に規定する自然人による監督又は管理の欠如によるものであるときは、当該法人に責任を負わせ得ることを確保するため、必要な措置をとる。

3 法人の責任は、締約国の法的原則に従つて、刑事上、民事上又は行政上のものとすることができる。

4 法人の責任は、犯罪を行つた自然人の刑事上の責任に影響を及ぼすものではない。

第十三条 制裁及び措置

- 1 締約国は、第二条から第十一条までの規定に従つて定められる犯罪について自由のはく奪その他の制裁であつて効果的な、均衡のとれたかつ抑止力のあるものが科されることを確保するため、必要な立法その他の措置をとる。
- 2 締約国は、前条の規定に従つて責任を負う法人に対し、刑罰又は刑罰以外の制裁若しくは措置であつて効果的な、均衡のとれたかつ抑止力のあるもの（金錢的制裁を含む。）が科されることを確保する。

第一節 手続法

第一款 共通規定

第十四条 手続規定の適用範囲

- 1 締約国は、特定の捜査又は刑事訴訟のためにこの節に定める権限及び手続を設定するため、必要な立法その他の措置をとる。
- 2 第二十一条に別段の定めがある場合を除くほか、締約国は、次の事項について1に規定する権限及び手続を適用する。
 - a 第二条から第十一条までの規定に従つて定められる犯罪
 - b コンピュータ・システムによって行われる他の犯罪

c 犯罪に関する電子的形態の証拠の収集

3 a 締約国は、留保において特定する犯罪又は犯罪類型についてのみ第二十条に定める措置を適用する権利を留保することができる。ただし、当該犯罪又は犯罪類型の範囲が、第二十一条に定める措置を適用する犯罪の範囲よりも制限的とならない場合に限る。締約国は、第二十条に定める措置を最も幅広く適用することができるよう留保を制限することを考慮する。

b 締約国は、この条約の採択の時に有効な法令における制限により次のi及びiiのシステムを有するサービス・プロバイダのコンピュータ・システムの内部における通信に第二十条及び第二十一条に定める措置を適用することができる。

- i 閉鎖されたグループの利用者のために運営されているシステム
- ii 公共通信ネットワークを利用せず、かつ、他のコンピュータ・システム（公的なものであるか私的なものであるかを問わない）に接続されていないシステム

3 締約国は、第二条から第十一条までの規定に従つて定められる犯罪について自由のはく奪その他の制裁であつて効果的な、均衡のとれたかつ抑止力のあるものが科されることを確保するため、必要な立法その他の措置をとる。

4 法人の責任は、犯罪を行つた自然人の刑事上の責任に影響を及ぼすものではない。

第十三条 制裁及び措置

1 締約国は、第二条から第十一条までの規定に従つて定められる犯罪について自由のはく奪その他の制裁であつて効果的な、均衡のとれたかつ抑止力のあるものが科されることを確保するため、必要な立法その他の措置をとる。

2 締約国は、この条約の採択の時に有効な法令における制限により次のi及びiiのシステムを有するサービス・プロバイダのコンピュータ・システムの内部における通信に第二十条及び第二十一条に定める措置を適用することができる。

- i 閉鎖されたグループの利用者のために運営されているシステム
- ii 公共通信ネットワークを利用せず、かつ、他のコンピュータ・システム（公的なものであるか私的なものであるかを問わない）に接続されていないシステム

3 締約国は、特に、自国の権限のある当局がコンピュータ・システムによって藏置された特定のコンピュータ・データ（通信記録を含む。）が特に滅失しやすくなれば改変されやすくなるに足りる理由がある場合には、当該権限のある当局が当該コンピュータ・データについて迅速な保全を命令すること又はこれに類する方法によつて迅速な保全を確保することを可能にするため、必要な立法その他の措置をとる。

4 この条に定める権限及び手続は、前二条の規定に従うものとする。

第十六条 藏置されたコンピュータ・データの迅速な保全

5 締約国は、前条の規定に基づいて保全される通信記録について、次のことを行うため、必要な立法その他の措置をとる。

6 分開示

7 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

8 第十七条 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

9 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

10 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

11 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

12 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

13 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

14 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

15 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

16 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

17 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

18 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

19 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

20 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

21 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

22 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

23 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

24 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

25 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

26 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

27 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

28 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

29 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

30 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

31 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

32 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

33 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

34 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

35 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

36 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

37 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

38 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

39 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

40 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

41 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

42 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

43 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

44 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

45 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

46 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

47 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

48 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

49 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

50 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

51 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

52 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

53 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

54 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

55 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

56 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

57 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

58 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

59 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

60 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

61 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

62 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

63 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

64 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

65 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

66 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

67 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

68 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

69 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

70 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

71 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

72 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

73 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

74 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

75 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

76 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

77 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

78 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

79 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

80 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

81 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

82 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

83 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

84 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

85 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

86 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

87 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

88 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

89 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

90 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

91 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

92 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

93 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

94 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

95 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

96 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

97 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

98 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

99 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

100 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

101 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

102 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

103 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

104 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

105 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

106 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

107 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

108 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

109 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

110 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

111 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

112 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

113 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

114 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

115 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

116 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

117 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

118 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

119 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

120 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

121 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

122 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

123 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

124 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

125 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

126 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

127 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

128 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

129 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

130 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

131 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

132 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

133 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

134 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

135 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

136 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

137 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

138 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

139 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

140 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

141 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

142 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

143 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

144 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

145 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

146 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

147 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

148 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

149 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

150 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

151 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

152 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

153 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

154 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

155 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

156 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

157 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

158 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

159 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

160 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

161 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

162 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

163 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

164 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

165 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

166 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

167 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

168 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

169 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

170 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

171 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

172 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

173 通信記録の迅速な保全及び部定に従うものとする。

第三款 提出命令

第十八条 提出命令

1 締約国は、自國の権限のある當局に対し次のことを行う権限を与えるため、必要な立法その他措置をとる。

a 自國の領域内に所在する者に対し、当該者が保有し又は管理している特定のコンピュータ・データ・デーティア又は、コンピュータ・データ記憶媒体の内部又はコンピュータ・データ記憶媒体の内部に藏置されたものを提出するよう命令すること。

b 自國の領域内でサービスを提供するサービス・プロバイダに対し、当該サービス・プロバイダが保有し又は管理している当該サービスに関連する加入者情報を提出するよう命令すること。

2 この条に定める権限及び手続は、第十四条及び第十五条の規定に従うものとする。

3 この条の規定の適用上、「加入者情報」とは、コンピュータ・データという形式又はその他の形式による情報のうち、サービス・プロバイダが保有するサービス加入者に関連する情報(通信記録及び通信内容に関連するものを除く。)であつて、それにより次のことことが立証されるものをいう。

a 利用された通信サービスの種類、当該サービスのためとられた技術上の措置及びサービスの期間

b 加入者の身元、郵便用あて名又は住所及び電話番号その他のアクセスのための番号並びに料金の請求及び支払に関する情報であつて、サービスに関する契約又は取決めに基づいて利用可能なもの

c 通信設備の設置場所に関するその他の情報であつてサービスに関する契約又は取決めに基づいて利用可能なもの

第四款 藏置されたコンピュータ・データの捜索及び押収

第十九条 藏置されたコンピュータ・データの捜索及び押収

1 締約国は、自國の権限のある當局に対し、自國の領域内において次のものに關し捜索又はこれに類するアクセスを行う権限を与えるため、必要な立法その他の措置をとる。

a コンピュータ・システムの全部若しくは一部又はコンピュータ・データ記憶媒体の押収又はこれに類する確保を行うこと。

b 当該コンピュータ・データの複製を作成し及び保管すること。

c 関連する藏置されたコンピュータ・データに類するアクセスを行う権限を与えるため、必要な立法その他の措置をとる。

a コンピュータ・システムの全部又は一部及びその内部に藏置されたコンピュータ・データ

b コンピュータ・データを藏置することがで

きるコンピュータ・データ記憶媒体

2 締約国は、自國の権限のある當局が1aの規定に基づき特定のコンピュータ・システムの全部又は一部に関し捜索又はこれに類するアクセスを行う場合において、当該捜索等の対象となるデータが自國の領域内にある他のコンピュータ・システムの全部又は一部の内部に藏置されていると信ずるに足りる理由があり、かつ、当該データが当該特定のコンピュータ・システムから合法的にアクセス可能であるか又は入手可能であるときは、当該権限のある當局が当該他のコンピュータ・システムに關し捜索又はこれに類するアクセスを速やかに行うことができる

ことを確保するため、必要な立法その他の措置をとる。

3 締約国は、サービス・プロバイダに対し、この条に定める権限の行使の事実及び当該権限の行使に関する情報について秘密のものとして取り扱うことを義務付けるため、必要な立法その他の措置をとる。

4 この条に定める権限及び手続は、第十四条及び第十五条の規定に従うものとする。

5 この条に定める権限及び手続は、第十四条及び第十五条の規定に従うものとする。

第五款 コンピュータ・データのリアルタイム収集

第六款 通信記録のリアルタイム収集

1 締約国は、自國の権限のある當局に対し、コンピュータ・システムによって伝達される自國の領域内における特定の通信に係る通信記録についてリアルタイムで次のことを行う権限を与

1 締約国は、自國の権限のある當局に対し、又は2の規定に基づきアクセスしたコンピュー

タ・データの押収又はこれに類する確保を行ふ権限を与えるため、必要な立法その他の措置をとる。これらの措置には、次のことを行う権限を与えることを含む。

a コンピュータ・システムの全部若しくは一部又はこれに類する確保を行うこと。

b サービス・プロバイダに対し、その既存の技術的能力の範囲内で次のいずれかのことを行うよう強制すること。

i 自國の領域内にある技術的手段を用いることにより、当該通信記録を収集し又は記録すること。

ii 当該権限のある當局が当該通信記録を収集し又は記録するに当たり、これに協力し及びこれを支援すること。

a 自國の領域内にある技術的手段を用いることにより、当該通信記録を収集し又は記録すること。

b サービス・プロバイダに対し、その既存の技術的能力の範囲内で次のいずれかのことを行うよう強制すること。

i 自國の領域内にある技術的手段を用いることにより、当該通信記録を収集し又は記録すること。

ii 当該権限のある當局が当該通信記録を収集し又は記録するに当たり、これに協力し及びこれを支援すること。

a 自國の国内法制の確立された原則により1aに定める措置をとることができない場合には、当該措置に代えて、自國の領域内に

ある技術的手段を用いることにより、自國の領域内において伝達される特定の通信に係る通信記録をリアルタイムで収集し又は記録すること。

3 締約国は、サービス・プロバイダに対し、この条に定める権限の行使の事実及び当該権限の行使に関する情報について秘密のものとして取り扱うことを確保するため、必要な立法その他の措置をとることができる。

4 この条に定める権限及び手続は、第十四条及び第十五条の規定に従うものとする。

第七款 通信内容の傍受

1 締約国は、自國の権限のある當局に対し、自國の国内法に定める範囲の重大な犯罪に關し

官 報 (号 外)

て、コンピュータ・システムによって伝達される自國の領域内における特定の通信の通信内容についてリアルタイムで次のことを行う権限を与えるため、必要な立法その他の措置をとる。

a 自國の領域内にある技術的手段を用いることにより、当該通信内容を収集し又は記録すること。

b サービス・プロバイダに対し、その既存の技術的能力の範囲内で次のいずれかのことを行つよう強制すること。

i 自國の領域内にある技術的手段を用いることにより、当該通信内容を収集し又は記録すること。

ii 当該権限のある当局が当該通信内容を収集し又は記録するに当たり、これに協力し及びこれを支援すること。

3 締約国は、自國の国内法制定の確立された原則により1 aに定める措置をとることができない場合には、当該措置に代えて、自國の領域内にある技術的手段を用いることにより、自國の領域内における特定の通信の通信内容をリアルタイムで収集し又は記録することを確保するため、必要な立法その他の措置をとることができる。

3 締約国は、サービス・プロバイダに対し、この条に定める権限の行使の事実及び当該権限の行使に関する情報について秘密のものとして取り扱つことを義務付けるため、必要な立法その他措置をとる。

4 この条に定める権限及び手続は、第十四条及び第十五条の規定に従うものとする。

て、コンピュータ・システムによって伝達され

る自國の領域内における特定の通信の通信内容についてリアルタイムで次のことを行う権限を

与えるため、必要な立法その他の措置をとる。

a 自國の領域内にある技術的手段を用いることにより、当該通信内容を収集し又は記録すること。

b サービス・プロバイダに対し、その既存の技術的能力の範囲内で次のいずれかのことを行つよう強制すること。

i 自國の領域内にある技術的手段を用いることにより、当該通信内容を収集し又は記録すること。

ii 当該権限のある当局が当該通信内容を収集し又は記録するに当たり、これに協力し

及びこれを支援すること。

3 締約国は、自國の国内法制定の確立された原則により1 aに定める措置をとることができない場合には、当該措置に代えて、自國の領域内にある技術的手段を用いることにより、自國の領域内における特定の通信の通信内容をリアルタイムで収集し又は記録することを確保するため、必要な立法その他の措置をとることができる。

3 締約国は、サービス・プロバイダに対し、この条に定める権限の行使の事実及び当該権限の行使に関する情報について秘密のものとして取り扱つことを義務付けるため、必要な立法その他措置をとる。

4 この条に定める権限及び手続は、第十四条及び第十五条の規定に従うものとする。

第三節 裁判権

第二十二条 裁判権

1 締約国は、次の場合において第二条から第十一条までの規定に従つて定められる犯罪についての自國の裁判権を設定するため、必要な立法

その他の措置をとる。

a 犯罪が自國の領域内で行われる場合

b 犯罪が自國を旗国とする船舶内で行われる場合

c 犯罪が自國の法令により登録されている航空機内で行われる場合

d 犯罪が行われた場所の刑法に基づいて刑罰を科すことができる場合又は犯罪がすべての国の領域の管轄の外で行われる場合において、当該犯罪が自國の国民によって行われるとき。

合には、訴追のために最も適した裁判権を有する国を決定するために協議する。

第三章 國際協力

第一節 一般原則

第二十三条 國際協力に関する一般原則

締約国は、この章の規定に従い、かつ、刑事問題についての国際協力に関する関連の国際文書、統一的又は相互主義的な法令を基礎として合意された取扱及び国内法の適用を通じ、コンピュータ・システム及びコンピュータ・データに関する電子的形態の証拠の収集のために、

犯罪に関する検査若しくは刑事訴訟のため又は犯罪に関する電子的形態の証拠の収集のために、

できる限り広範に相互に協力する。

第二款 犯罪人引渡しに関する原則

1 a この条の規定は、第二条から第十二条まで

の規定に従つて定められる犯罪(双方の締約

国において長期一年以上自由をはぐ奪

する刑又はこれよりも重い刑を科することが

できるものに限る。)に関する締約国間の犯罪

人引渡しについて適用する。

b 統一的若しくは相互主義的な法令を基礎と

して合意された取扱又は二以上の締約国間で

適用可能な犯罪人引渡し条約(犯罪人引渡しに

関する欧州条約(ETS第二十四号)等)に基

づいて適用される最も軽い刑罰が異なる場合

には、当該取扱又は条約に定める最も軽い刑

罰を適用する。

2 1に定める犯罪は、締約国間の現行の犯罪人引渡し条約における引渡しとみなされる。締約

国は、締約国間で将来締結されるすべての犯罪

人引渡し条約に1に定める犯罪を引渡犯罪として含めることを約束する。

3 条約の存在を犯罪人引渡しの条件とする締約国は、自國との間に犯罪人引渡し条約を締結していない他の締約国から犯罪人引渡しの請求を受けた場合には、この条約を1に定める犯罪に関する犯罪人引渡しのための法的根拠とみなすことができる。

4 条約の存在を犯罪人引渡しの条件としない締約国は、相互間で、1に定める犯罪を引渡犯罪と認める。

5 犯罪人引渡しは、請求を受けた締約国の法令に定める条件又は適用可能な犯罪人引渡し条約に定める条件に従う。これらの条件には、請求を受けた締約国が犯罪人引渡しを拒否することができる理由を含む。

6 請求を受けた締約国は、1に定める犯罪に関する犯罪人引渡しにつき、引渡しを求められて

いる者の国籍のみを理由として又は自國が当該

犯罪について裁判権を有すると認めることが理

由として拒否する場合には、請求を行つた締約

国からの要請により訴追のため自國の権限のあ

る当局に事件を付託するものとし、適当な時期に確定的な結果を当該請求を行つた締約国に報告する。当該権限のある当局は、自國の法令に定めるこれと同様の性質を有する他の犯罪の場合と同様の方法で、決定、捜査及び刑事訴訟を行つ。

7 a 締約国は、署名の際又は批准書、受諾書、

承認書若しくは加入書の寄託の際に、欧州評議会事務局長に対し、犯罪人引渡し条約が存在

しない場合に犯罪人引渡し又は仮拘禁のため

合には、訴追のために最も適した裁判権を有する国を決定するために協議する。

第三章 國際協力

第一節 一般原則

第二十三条 國際協力に関する一般原則

締約国は、この章の規定に従い、かつ、刑事問題についての国際協力に関する関連の国際文書、統一的又は相互主義的な法令を基礎として合意された取扱及び国内法の適用を通じ、コンピュータ・システム及びコンピュータ・データに関する電子的形態の証拠の収集のために、

犯罪に関する検査若しくは刑事訴訟のため又は犯罪に関する電子的形態の証拠の収集のために、

できる限り広範に相互に協力する。

第二款 犯罪人引渡しに関する原則

1 a この条の規定は、第二条から第十二条まで

の規定に従つて定められる犯罪(双方の締約

国において长期一年以上自由をはぐ奪

する刑又はこれよりも重い刑を科することが

できるものに限る。)に関する締約国間の犯罪

人引渡しについて適用する。

b 統一的若しくは相互主義的な法令を基礎と

して合意された取扱又は二以上の締約国間で

適用可能な犯罪人引渡し条約(犯罪人引渡しに

関する欧州条約(ETS第二十四号)等)に基

づいて適用される最も軽い刑罰が異なる場合

には、当該取扱又は条約に定める最も軽い刑

罰を適用する。

2 1に定める犯罪は、締約国間の現行の犯罪人引渡し条約における引渡しとみなされる。締約

国は、締約国間で将来締結されるすべての犯罪

の請求を行い又は受けることについて責任を有する当局の名称及び所在地を通報する。

b 欧州評議会事務局長は、締約国によつて指定された当局の登録簿を作成し、これを常に最新のものとする。締約国は、登録簿に記載された事項が常に正確であることを確保する。

第三款 相互援助に関する一般原則

第二十五条 相互援助に関する一般原則

1 締約国は、コンピュータ・システム及びコンピュータ・データに関連する犯罪に関する捜査若しくは刑事訴訟のため又は犯罪に関する電子的形態の証拠の収集のために、できる限り広範に相互援助を提供する。

2 締約国は、第二十七条から第三十五条までに定める義務を履行するため、必要な立法その他の措置をとる。

3 締約国は、緊急の状況においては、ファクシミリ、電子メール等の緊急の通信手段が適當な水準の安全性及び認証を提供する限り(必要な場合には、暗号の使用を含む)、このような手段により相互援助の要請又はこれに関連する通報を行うことができる。この場合において、要請を受けた締約国が要求するときは、その後正式な確認を行う。要請を受けた締約国は、このような緊急の通信手段による要請を受け入れ、そのような手段によりこれに回答する。

4 この章に別段の定めがある場合を除くほか、相互援助は、要請を受けた締約国の法令に定める条件又は適用可能な相互援助条約に定める条件に従う。これらの条件には、当該締約国が協力を拒否することができる理由を含む。当該締約

約国は、要請が財政に係る犯罪と認められる犯罪に關係することのみを理由として、第二条から第十二条までに定める犯罪について相互援助を拒否する権利を行使してはならない。

5 要請を受けた締約国がこの章の規定に基づき双属性を相互援助の条件とする場合において、援助が求められている犯罪の基礎を成す行為が当該締約国の法令によって犯罪とされているものであるときは、当該援助が求められている犯罪が、当該締約国の法令により、要請を行つた締約国における犯罪類型と同一の犯罪類型に含まれるか否か又は同一の用語で定められているか否かにかかわらず、この条件が満たされているものとみなす。

第二十六条 自発的な情報提供

1 締約国は、自國が行つた捜査の枠組みの中で入手した情報を他の締約国に開示することが、

当該他の締約国がこの条約に従つて定められる犯罪に関する捜査若しくは刑事訴訟を開始し若しくは実施するに際して役立つ可能性があると認める場合又はそのような開示により当該他の締約国がこの章の規定に基づき協力を要請する

こととなる可能性があると認める場合には、自國の国内法の範囲内において当該情報を事前の要請なしに当該他の締約国に送付することができる。

2 1に規定する情報を提供しようとする締約国は、当該情報を提供する前に、当該情報を秘密のものとして取り扱うこと又は一定の条件を満たす場合にのみ使用することを要請することができる。情報を受領することとなる締約国は、そのような要請に応ずることができない場合に

は、情報を提供しようとする締約国に対しその旨を通報する。この場合において、情報を提供しようとする締約国は、それにもかかわらず情報を提供すべきか否かについて決定する。情報を受領する場合は、当該条件に拘束される。

3 この条の規定による相互援助の要請は、当該要請を受けた締約国の法令と両立しない場合を除くほか、当該要請を行つた締約国が定める手続に従つて実施される。

4 要請を受けた締約国は、第二十五条に規定する拒否の理由がある場合に加え、次の場合に援助を拒否することができる。

a 当該要請が、政治犯罪又はこれに関連する要請を受領する締約国との間において有効なものが存在しない場合には、2から9までの規定を適用する。そのような条約、取極又は法令が存在する場合には、関係締約国がこれらの条約、取極又は法令に代えて2から9までの規定の一部又は全部を適用することを合意したときを除くほか、この条の規定を適用しない。

b 当該要請の実施により自國の主権、安全、公の秩序その他の重要な利益を害されるおそれがあると自國が認める場合

c 締約国は、当該要請に基づく措置が自國の権限のある当局が行う捜査又は刑事訴訟を害することとなる場合には、当該措置をとることを延期することができる。

d 欧州評議会事務局長は、締約国によつて指定された中央当局の登録簿を作成し、これを常に最新のものとする。締約国は、登録簿に記載された事項が常に正確であることを確保する。

5 要請を受けた締約国は、援護を拒否し又は延期する前に、当該要請を行つた締約国と協議し、適当な場合には、当該要請を部分的に認めし、當該要請を行つた締約国が必要と認める条件に従つて認めるか否かについて検討する。

6 要請を受けた締約国は、当該要請を行つた締約国に対し、援護の要請の実施の結果を速やかに通報する。当該要請を拒否し又は延期する場合には、その理由を示さなければならない。また、当該要請を受けた締約国は、当該要請を

2 a 締約国は、相互援助の要請を送付し及び当該要請に回答し、当該要請を実施し又は当該要請を実施する権限を有する当局に対しても当該要請を送付する責任を有する一又は二以上の中央当局を指定する。

b 中央当局は、直接相互に連絡する。

c 締約国は、署名の際又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託の際に、欧州評議会事務局長に対し、この2の規定に従つて指定した中央当局の名称及び所在地を通報す

確保されず、又は当該要請を行った締約国の捜査の秘密性が脅かされ若しくはその他の態様で

捜査が害されるであろうと信する場合には、当該要請を行つた締約国に対し速やかにその旨を通報する。この場合において、当該要請を行つた締約国は、それにもかわらず当該要請が実施されるべきか否かについて決定する。

7 1に定める要請に応ずるために行われた保全は、当該要請を行つた締約国が藏置されたコンピュータ・データの搜索若しくはこれに類するアクセス、その押収若しくはこれに類する確保又はその開示のための要請を提出することができるようにするため六十日以上の期間のものとする。当該データは、当該要請を受領した後、当該要請に関する決定が行われるまでの間引き続き保全される。

第三十条 保全された通信記録の迅速な開示

あると当該要請を受けた締約国が認める場合 第二款 捜査の権限に関する相互援助

第三十一条 藏置されたコンピュータ・データに対するアクセスに関する相互援助

1 締約国は、他の締約国に対し、コンピュータ・システムによって藏置されたコンピュータ・データ・データ(第二十九条の規定に従つて保全されたデータを含む。)であつて当該他の締約国

領域内に所在するものの搜索若しくはこれに類するアクセス、その押収若しくはこれに類する確保又はその開示を要請することができる。

2 要請を受けた締約国は、第二十三条规定する国際文書、取極及び法令の適用を通じ、かつ、この章の他の関連する規定に従つて、当該要請に応じなければならない。

3 要請を受けた締約国は、次の場合には、迅速に当該要請に応じなければならない。

a 関連するデータが特に滅失しやすく又は改変されやすいと信ずるに足りる理由がある場合

b 2に規定する国際文書、取極及び法令に迅速な協力について別段の定めがある場合

理的に所在する場所のいかんを問わない)。

b 自国の領域内にあるコンピュータ・システムを通じて、他の締約国に所在する藏置されたコンピュータ・データにアクセスし又はこれを受領すること。ただし、コンピュータ・システムを通じて当該データを自國に開示する正当な権限を有する者の合法的なかつ任意の同意が得られる場合に限る。

第三十三条 通信記録のリアルタイム収集に関する相互援助

1 締約国は、コンピュータ・システムによって伝達される自国の領域内における特定の通信に係る通信記録をリアルタイムで収集することについて、相互に援助を提供する。2の規定に従うこととを条件として、この援助は、国内法に定める条件及び手続に従つて行う。

2 締約国は、少なくとも国内の類似の事件において通信記録のリアルタイム収集を行うことができる犯罪については、1に規定する援助を提供する。

3 締約国は、二十四／七ネットワークの運用を促進するため、訓練されかつ装備された要員が利用可能であることを確保する。

第四章 最終規定

第三十六条 署名及び効力発生

1 この条約は、欧州評議会の加盟国及びこの条約の作成に参加した欧州評議会の非加盟国による署名のために開放しておく。

2 この条約は、批准され、受諾され又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、欧州評議会事務局長に寄託する。

3 この条約は、五の国(欧州評議会の加盟国)少なくとも三の国を含むことを要する)が、この条約に拘束されることに同意する旨を1及び

1 前条の規定に基づいて行われた要請を受けた締約国は、特定の通信に関する通信記録の保全のための要請を実施する過程において、他の国のサービス・プロバイダが当該通信の伝達に関与していたことを知つた場合には、要請を行つた締約国に対し、当該サービス・プロバイダ及び当該通信が伝達された経路を特定するために十分な量の通信記録を迅速に開示する。

2 1の規定に基づく通信記録の開示は、次の場合にのみ行なうことができる。

a 要請が、政治犯罪又はこれに関連する犯罪であると当該要請を受けた締約国が認める犯罪に関係する場合

b 要請の実施により自国の主権、安全、公の秩序その他重要な利益を害されるおそれがあ

る」とあると当該要請を受けた締約国が認める場合 第二款 捜査の権限に関する相互援助

第三十一条 藏置されたコンピュータ・データに対するアクセスに関する相互援助

1 締約国は、他の締約国に対し、コンピュータ・システムによって藏置されたコンピュータ・データ(第二十九条の規定に従つて保全されたデータを含む。)であつて当該他の締約国

領域内に所在するものの搜索若しくはこれに類するアクセス、その押収若しくはこれに類する確保又はその開示を要請することができる。

2 要請を受けた締約国は、第二十三条规定する国際文書、取極及び法令の適用を通じ、かつ、この章の他の関連する規定に従つて、当該要請に応じなければならない。

3 要請を受けた締約国は、次の場合には、迅速に当該要請に応じなければならない。

a 関連するデータが特に滅失しやすく又は改変されやすいと信ずるに足りる理由がある場合

b 2に規定する国際文書、取極及び法令に迅速な協力について別段の定めがある場合

理的に所在する場所のいかんを問わない)。

b 自国の領域内にあるコンピュータ・システムを通じて、他の締約国に所在する藏置されたコンピュータ・データにアクセスし又はこれを受領すること。ただし、コンピュータ・システムを通じて当該データを自國に開示する正当な権限を有する者の合法的なかつ任意の同意が得られる場合に限る。

第三十三条 通信記録のリアルタイム収集に関する相互援助

1 締約国は、コンピュータ・システムによって伝達される自国の領域内における特定の通信に係る通信記録をリアルタイムで収集することについて、相互に援助を提供する。2の規定に従うこととを条件として、この援助は、国内法に定める条件及び手続に従つて行う。

2 締約国は、少なくとも国内の類似の事件において通信記録のリアルタイム収集を行うことができる犯罪については、1に規定する援助を提供する。

3 締約国は、二十四／七ネットワークの運用を促進するため、訓練されかつ装備された要員が利用可能であることを確保する。

第四章 最終規定

第三十六条 署名及び効力発生

1 この条約は、欧州評議会の加盟国及びこの条約の作成に参加した欧州評議会の非加盟国による署名のために開放しておく。

2 この条約は、批准され、受諾され又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、欧州評議会事務局長に寄託する。

3 この条約は、五の国(欧州評議会の加盟国)少なくとも三の国を含むことを要する)が、この条約に拘束されることに同意する旨を1及び

2の規定に従つて表明した日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

4 この条約は、この条約に拘束されることに同意する旨をその後表明する署名国については、その旨を1及び2の規定に従つて表明した日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

第三十七条 この条約への加入

1 この条約の効力発生の後、欧州評議会閣僚委員会は、この条約の締約国と協議してすべての締約国の同意を得た後に、この条約の作成に参加しなかつた欧州評議会の非加盟国に対してこの条約に加入するよう招請することができる。

決定は、欧州評議会規程第二十条dに定める多数による議決であつて同委員会に出席する資格を有するすべての締約国の代表の賛成票を含むものによって行う。

第三十八条 適用領域

1 いづれの国も、署名の際又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託の際に、第二条、第三条、第六条1b、第七条、第九条3及び第二十七条9eに定める追加的な要件を課すことを宣言することができる。

S第三十九条 この条約の効果

1 この条約は、締約国間で適用される多数国間又は二国間の条約及び取極を補足することを目的とする。これらの条約及び取極には、次のものを含む。

千九百五十七年十二月十三日にパリにおいて署名のために開放された犯罪人引渡しに関する歐州条約(ETS第二十四号)

千九百五十九年四月二十日にストラスブールにおいて署名のために開放された刑事問題についての相互援助に関する欧州条約(ETSI)

第四十一条 連邦条項

1 連邦制の国は、第三章に定める協力をを行うことができることを条件として、第二章に定める義務を中央政府と州その他これに類する領域的主体との間の関係を規定する基本原則に適合する範囲において履行する権利を留保することができる。

2 連邦制の国は、1の規定に基づく留保を付する場合には、第二章に定める措置について規定する義務を免除し又は著しく減ずることなる内容の留保を付してはならない。連邦制の国は、いかなる場合にも、第二章に定める措置について幅広くかつ効果的な法執行能力を規定する。

S第四十二条 留保

1 前条の規定に従つて留保を付した締約国は、欧州評議会事務局長にあてた通告により留保の全部又は一部を撤回することができる。撤回は、同事務局長が通告を受領した日に効力を生ずる。通告において特定された日に留保の撤回が効力を生ずる旨が記載されており、かつ、当該特定された日が同事務局長による当該通告の受領の日よりも遅い日である場合には、撤回は、当該特定された日に効力を生ずる。

2 前条に規定する留保を付した締約国は、状況が許す場合には、その留保の全部又は一部を速やかに撤回する。

第四十三条 留保の撤回

1 前条に規定する留保を付した締約国は、欧州評議会事務局長にあてた通告により留保の全部又は一部を撤回することができる。撤回は、同事務局長が通告を受領した日に効力を生ずる。

2 前条に規定する留保を付した締約国は、状況が許す場合には、その留保の全部又は一部を速やかに撤回する。

第四十四条 改正

1 いづれの締約国も、この条約の改正を提案することができる。欧州評議会事務局長は、改正案を欧州評議会の加盟国、この条約の作成に参

3 1又は2の規定に基づいて行われたいかなる宣言も、当該宣言において特定された領域について、欧州評議会事務局長にあてた通告により撤回することができる。撤回は、同事務局長が通告を受領した日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の初日に効力を生ずる。

4 この条約のいかなる規定も、締約国が有する他の権利、制限、義務及び責任に影響を及ぼすものではない。

3 この条約の目的及び原則に反しないように行う。

第四十五条 宣言

いづれの国も、欧州評議会事務局長にあてた書面による通告により、署名の際又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託の際に、第四条及び第四十一条1に定める留保を付する旨を宣言することができる。その他のいかなる留保も、付すことを行なう。

3 この条約の目的及び原則に反しないように行う。

第四十六条 留保

いづれの国も、欧州評議会事務局長にあてた書面による通告により、署名の際又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託の際に、第四条、第六条3、第九条4、第十条3、第十一條3、第十四条3、第二十二条2、第二十九条4及び第四十一条1に定める留保を付する旨を宣言することができる。その他のいかなる留保も、付すことを行なう。

3 この条約の目的及び原則に反しないように行う。

2 いづれの国も、その後いつでも、欧州評議会事務局長にあてた宣言により、当該宣言において特定する他の領域についてこの条約の適用を拡大することができる。この条約は、当該他の領域については、同事務局長が当該宣言を受領した日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

官 報 (号 外)

児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書

児童の権利に関する条約の目的及び同条約の規定(特に、第一条、第十一条、第二十一条、第三十二条、第三十三条、第三十四条、第三十五条及

を目的として、児童の売買、児童買春及び児童ボルノからの児童の保護を保障するために締約国がとるべき措置を拡大することが適当であることを考慮し、

的で、児童の本利に關する多種な児童が絶えざり、児童の教育の妨げとなり又は児童の健康若しくは身体的、精神的、道徳的若しくは社会的な發達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認めてることを考慮し、児童の売買、児童買春及び児童ボルノを目的とした児童の国際的な取引が相当数にのぼりかつ増加していることを深刻に憂慮し、

児童の売買　児童買春及び児童ボルノを直接助長するため児童が特に被害を受けやすい買春旅行が広く行われかつ継続していることを深く憂慮し、

女子である児童その他の多くの特に被害を受けやすい集団が性的搾取を受ける危険に一層さらされていること及び性的搾取を受ける者の中でも女子である児童が不均衡に多いことを認識し、

う国際会議千九百九十九年にウイーンで開催、特に、児童ポルノを製造し、配布し、輸出し、送信し、輸入し、意図的に保有し及び宣伝することを全世界において犯罪とすることを求めるという

同会議の結論を想起し、並びに政府とインター
ネット業界との間のより緊密な協力及び連携の重
要性を強調し、

は、不十分な開発、貧困、経済的な不均衡、不平衡的な社会経済的構造、家族の機能不全、教育の欠如、都市と農村との間の移住、性差別、大人の無責任な性的行動、有害な伝統的慣行、武力紛争、

児童の保護及び調和のとれた発達のために各人
民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に
考慮して、
次とのおり協定した。

(II) 児童を次の目的のため提供し、移送し又は收受すること(手段のいかんを問わない。)。

a 児童を性的に搾取すること。

b 営利の目的で児童の臓器を引き渡すこと。

c 児童を強制労働に従事させること。

養子縁組に関する適用可能な国際的な法

童買春及び児童ボルノを禁止する。

自ら書いた返信で、より直の第三級について
同意するよう、仲介者として不适当に勧誘す
ること。

この議定書の適用上、
(a) 「児童の売買」とは、報酬その他の対償のた
りで、子童を個人、法人、団体等に譲り受けたり、譲り出したりする事

前条に定義する児童買春のため、児童を提供し、取得し、あっせんし及び供給すること。

人若しくは集団に引き渡されるあらゆる行為
又はこのようない渡しについてのあらゆる取

前条に定義する児童ボルノを製造し、配布し、頒布し、輸入し、輸出し、提供し若しく

(b) 「児童買春」とは、報酬その他の対償のため
に、児童を性的な行為に使用することをい

は販売し又はこれら行為の目的で保有する」と。

(c) 「児童ポルノ」とは、現実の若しくは擬似のう。

行為の未遂及び1に規定する行為を共謀し又
1に規定する行為に加担する行為について

あからずこゝかが行なはれり童のあらわ
る表現(手段のいかんを問わない。)又は主と
して性的な目的のための児童の身体の性的な

各締約国は、1及び2に定める犯罪についての規定を適用する

部位のあらゆる表現をいう。

ことができるようとする。

名義國は、その狙罪が國內で行われたが、實際に行われたかを問わず、また、個人により

当た場合には、1に定める犯罪についての法の責任を確立するための措置をとる。法人の

平成十六年四月二十一日 参議院会議録第十七号

この責任は、締約国の法的原則に従つて、刑事上、民事上又は行政上のものとすることができます。

5 締約国は、児童の養子縁組に関与するすべての者が適用可能な国際的な法的文書に従つて行動することを確保するためのすべての適当な法律上及び行政上の措置をとる。

第四条

1 各締約国は、前条1に定める犯罪が自国の領域内又は自國において登録された船舶若しくは航空機内で行われる場合において当該犯罪についての自國の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

2 各締約国は、次の場合において前条1に定める犯罪についての自國の裁判権を設定するため、必要な措置をとることができる。

(a) 容疑者が、自國の国民である場合又は自國の領域内に常居所を有する者である場合

3 各締約国は、容疑者が自國の領域内に所在し、かつ、犯罪が自國の国民によって行われたことを理由として他の締約国に対して当該容疑者の引渡しを行わない場合において前条1に定める犯罪についての自國の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

4 この議定書は、国内法に従つて行使される刑事裁判権を排除するものではない。

第五条

1 第三条1に定める犯罪は、締約国間の現行の犯罪人引渡し条約における引渡し犯罪とみなされ、また、締約国間で今後締結されるすべての犯罪人引渡し条約における引渡し犯罪に含まれるものと

する。ただし、これらの条約に定める条件に従うことを条件とする。

2 条約の存在を犯罪人引渡しの条件とする締約国は、自國との間に犯罪人引渡し条約を締結していない他の締約国から犯罪人引渡しの請求を受けた場合には、この議定書を第三条1に定める

犯罪に関する犯罪人引渡しのための法的根拠と

みなすことができる。この犯罪人引渡しは、請求を受けた国の法令に定める条件に従う。

3 条約の存在を犯罪人引渡しの条件としない締約国は、犯罪人引渡しの請求を受けた国の法令に定める条件に従い、相互間で、第三条1に定める犯罪を引渡しのための措置と認める。

4 第三条1に定める犯罪は、締約国間の犯罪人引渡しに関しては、当該犯罪が発生した場所のみでなく、前条の規定に従つて裁判権を設定しなければならない国(領域内においても行われたものとみなされる)。

5 第三条1に定める犯罪に関する引渡しの請求が行われた場合において、請求を受けた締約国が犯人の国籍を理由として引渡しを行わないとときは、当該締約国は、訴追のため自國の権限のある当局に事件を付託するための適当な措置をとる。

(c) この議定書に定める犯罪を行ふために使用された場所を一時的又は恒久的に閉鎖するための措置をとること。

(d) 訴訟手続の間を通じて被害者である児童に規則に合致する方法により、当該児童の意見、必要及び懸念が表明され及び考慮されることを認めること。

(e) 被害者である児童の私生活及び身元関係事項を適当な場合に保護し、並びに被害者である児童の身元の特定につながるような情報の不適当な公表を避けるために国内法に従つて措置をとること。

(f) 適当な場合には、被害者である児童、その家族及び被害者である児童のための証人に対する脅迫及び報復からの保護のための措置をとること。

(g) 事件の処理及び被害者である児童に対しても賠償を与える命令又は決定の執行において不必要な遅延を避けること。

6 第六条

1 締約国は、第三条1に定める犯罪について行われる捜査、刑事訴訟又は犯罪人引渡しに関する手続に必要であり、かつ、自國が提供することができる証拠の収集に係る援助を含む。)を与える。

第七条

2 締約国は、相互間に法律上の相互援助に関する条約又は他の取極が存在する場合には、当該条約又は他の取極に合致するよう、1に規定する義務を履行する。締約国は、そのような条約又は取極が存在しない場合には、自國の国内法に従つて相互に援助を与える。

3 締約国は、自國の国内法の規定に従つて、次のことを行う。

(a) 適当な場合には、次のものを押収し又は没収することを定めるための措置をとること。

(i) この議定書に定める犯罪を行い又は助長するために使用された物(例えば、材料、財産及び他の道具)

(ii) この議定書に定める犯罪から生じた収益

(b) (a)に規定する物又は収益の押収又は没収についての他の締約国からの要請を実施すること。

(c) この議定書に定める犯罪を行ふために使用された場所を一時的又は恒久的に閉鎖すること。

(d) 訴訟手続の間を通じて被害者である児童に規則に合致する方法により、当該児童の意見、必要及び懸念が表明され及び考慮されることを認めること。

(e) 被害者である児童の私生活及び身元関係事項を適当な場合に保護し、並びに被害者である児童の身元の特定につながるような情報の不適当な公表を避けるために国内法に従つて措置をとること。

(f) 適当な場合には、被害者である児童、その家族及び被害者である児童のための証人に対する脅迫及び報復からの保護のための措置をとること。

(g) 事件の処理及び被害者である児童に対しても賠償を与える命令又は決定の執行において不必要な遅延を避けること。

8 第八条

1 締約国は、刑事司法手続のすべての段階において、特に次のことを行うことによって、この議定書によつて禁止されている行為の被害者である児童の権利及び利益を保護するための適当な措置をとる。

(a) 被害者である児童が被害を受けやすいことを認め、及び当該児童の特別な必要(証人としての特別な必要等)を認めるために刑事司法手続を適合させること。

3 締約国は、この議定書に定める犯罪の被害者である児童の刑事司法制度における取扱いにおいて、児童の最善の利益が主として考慮されることを確保する。

4 締約国は、この議定書によつて禁止されてゐる犯罪の被害者のために働く者に対し、適当な研修、特に法律及び心理学に関する研修を確保するための措置をとる。

5 締約国は、適當な場合には、この議定書によつて禁止されている犯罪の防止又はこのようないかなる規定も、被告人が有する公正かつ公平な裁判を受ける権利を害し又はこれと両立しないものと解してはならない。

第六条 第九条

1 締約国は、この議定書に定める犯罪を防止するため、法律、行政措置、社会政策及び計画を採用し又は強化し、実施し及び周知させる。このような犯罪により特に被害を受けやすい児童の保護に特別の考慮を払う。

2 締約国は、この議定書に定める犯罪の防止措置及び有害な影響に関し、すべての適當な手段による広報並びに教育及び研修を通じ、児童を含む公衆一般の意識を向上させる。この条の規定に基づく義務を履行するに当たり、締約国は、社会、特に被害者である児童その他の児童(国際的な規模のものを含む。)に参加することを奨励する。

3 締約国は、この議定書に定める犯罪の被害者に対し、十分な社会復帰並びに十分な身体的及び心理的な回復そのための援助をとる。

4 締約国は、この議定書に定める犯罪の被害者の、地域的な又は二国間の計画その他の計画を通じて財政的、技術的その他の援助を提供す。

第五条 第十条

1 締約国は、児童の売買、児童買春、児童ボルノ及び児童買春旅行に係る行為に責任を負う者について、このような行為の防止、並びに発見、捜査、訴追及び処罰のための多數国間の、地域的な又は二国間の取決めにより国際協力を強化するためのすべての必要な措置をとる。また、締約国は、締約国の当局、国内の及び国際的な非政府機関並びに国際機関の間における国際的な協力及び協調を促進する。

2 締約国は、被害者である児童の身体的及び心理的な回復、社会復帰並びに帰還を援助するための国際協力を促進する。

第三条 第十三条

1 この議定書は、児童の権利に関する条約の締約国であるか又は同条約に署名したすべての国による署名のために開放しておく。

2 この議定書は、批准されなければならず、また、児童の権利に関する条約の締約国であるか又は同条約に署名したすべての国による加入のために開放しておく。批准書又は加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

第四条 第十四条

1 この議定書は、十番目の批准書又は加入書が寄託された後三箇月で効力を生ずる。

2 この議定書は、この議定書の効力発生の後に

れる規定であつて児童の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

4 締約国は、この議定書に定める犯罪の被害者に対する差別されることなく損害についての賠償を求めるための適當な手続を利用することができることを確保する。

第五条 第十二条

(a) 締約国の法律
(b) 締約国について効力を有する国際法

1 各締約国は、この議定書が自國について効力を生じた後二年以内に、この議定書の規定の実施のためにとった措置に関する包括的な情報を提供する報告を児童の権利に関する委員会に提出する。

2 各締約国は、包括的な報告を提出した後、児童の権利に関する条約第四十四条の規定に従つて児童の権利に関する委員会に提出する報告に、この議定書の実施に関するあらゆる追加の情報を含める。この議定書のその他の締約国は、五年ごとに報告を提出する。

3 児童の権利に関する委員会は、この議定書の実施に関連する追加の情報を締約国に要請することができる。

第六条 第十五条

1 いづれの締約国も、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、いつでもこの議定書を廃棄することができる。同事務総長は、その後、児童の権利に関する条約のその他他の締約国及び同条約に署名したすべての国に対しこれを通報する。廃棄は、同事務総長がその通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。

2 廃棄は、廃棄が効力を生ずる日前に発生した犯罪について、この議定書に基づく当該締約国は、廃棄が効力を生ずる日前に児童の権利に関する委員会が既に検討していた問題について検討を継続することを妨げるものではない。

第七条 第十六条

1 いづれの締約国も、改正を提案し及び改正案を国際連合事務総長に提出することができる。同事務総長は、直ちに、締約国に対し、その改正案を送付するものとし、締約国による改正案の審議及び投票のための締約国の会議についての賛否を示すよう要請する。その送付の日から四箇月以内に締約国の三分の一以上が会議の開催に賛成する場合には、同事務総長は、国際連合の主催の下に会議を招集する。会議において出席しあつ投票する締約国の過半数によって採択された改正案は、承認のため、国際連合総会に提出する。

2 1の規定により採択された改正は、国際連合総会が承認し、かつ、締約国の三分の二以上の

多数が受諾した時に、効力を生ずる。

改正は、効力を生じたときは、改正を受諾した締約国を拘束するものとし、他の締約国は、改正前のこの議定書の規定(受諾した従前の改正を含む。)により引き続き拘束される。

第十七条

1 アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの議定書は、国際連合に寄託する。

2 国際連合事務総長は、この議定書の認証膳本を児童の権利に関する条約のすべての締約国及び同条約に署名したすべての国に送付する。

審査報告書

武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十六年四月二十日

外交防衛委員長 山本 一太
参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この議定書は、武力紛争における関与から児童を一層保護するため、十八歳未満の自国の軍隊の構成員が敵対行為に直接参加しないこと、自國の軍隊に志願する者の採用についての最低年齢を引き上げること等について定めるものである。我が国がこの議定書を締結することは、児童の権利の促進及び保護を図ることについて我が国の積極的な姿勢を国際社会に示すとの

見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

平成十六年三月三十日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 倉田 寛之殿

審査報告書

武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十六年四月二十日

外交防衛委員長 山本 一太
参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この議定書は、武力紛争における関与から児童を一層保護するため、十八歳未満の自国の軍隊の構成員が敵対行為に直接参加しないこと、自國の軍隊に志願する者の採用についての最低年齢を引き上げること等について定めるものである。我が国がこの議定書を締結することは、児童の権利の促進及び保護を図ることについて我が国の積極的な姿勢を国際社会に示すとの

発達し及び教育を受けることを要請し、武力紛争が児童に及ぼす有害かつ広範な影響並びにこれが永続性のある平和、安全及び発展に及ぼす長期的な影響を憂慮し、

武力紛争の状況において児童を標的とすること及び学校、病院等一般的に多数の児童が存在する場所その他の国際法に基づいて保護されている対象を直接攻撃することを非難し、

国際刑事裁判所規程が採択されたこと、特に同規程が、国際的な武力紛争及び非国際的な武力紛争の双方において、十五歳未満の児童を強制的に徴集し及び志願に基づいて編入し並びに敵対行為に積極的に参加させるために使用することを戦争犯罪として規定していることに留意し、

したがつて、児童の権利に関する条約において認められている権利の実現を更に強化するために武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

すべての実行可能な措置をとることを特に勧告したことに留意し、

武力紛争において使用するための児童の強制的な徴集を特に禁止する最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する国際労働機関の条約(第百八十二号)が千九百九十九年六月に全会一致で採択されたことを歓迎し、

国境内で又は国境を越えて児童を採用し、訓練し及び使用することを最も重大な関心をもつて非難し、並びにこの点に関連して児童を採用し、訓練し及び使用するものの責任を認識し、

武力紛争の各当事者が国際人道法の規定を遵守する義務を負つてることを想起し、

この議定書が国際連合憲章(第五十一条等)に定める目的及び原則並びに人道法の関連する規範を害するものではないことを強調し、

同憲章に定める目的及び原則の十分な尊重並びに人権に関する適用可能な文書の遵守に基づく平和で安全な状況が、特に武力紛争及び外国による占領の期間中における児童の十分な保護に不可欠であることに留意し、

経済的若しくは社会的地位又は性別そのため、この議定書に反して特に採用され又は敵対行為に使用されやすい児童についての特別な必要性を認識し、

武力紛争における児童の関与についての経済的、社会的及び政治的な根本的原因を考慮に入れるべきであるとの原則の実施に効果的に資するこれを確信し、

この議定書の実施における国際協力並びに武力紛争による被害者である児童の身体的及び心理社会的なりハビリテーション並びに社会復帰における必要性に留意し、

この議定書の実施における国際協力並びに武力紛争による被害者である児童の身体的及び心理社会的なりハビリテーション並びに社会復帰における必要性に留意し、

官 報 (号外)

る国際協力を強化する必要性を確信し、

社会、特に被害者である児童その他の児童がこ

の議定書の実施に関する広報及び教育に関する計

画の普及に参加することを奨励して、

次とのおり協定した。

第一条

締約国は、十八歳未満の自国の軍隊の構成員が敵対行為に直接参加しないことを確保するためのすべての実行可能な措置をとる。

第二条

締約国は、十八歳未満の者を自国の軍隊に強制的に徴集しないことを確保する。

第三条

1 締約国は、児童の権利に関する条約第三十八条に定める原則を考慮し及び同条約に基づき十八歳未満の者は特別な保護を受ける権利を有することを認識して、自國の軍隊に志願する者の採用についての最低年齢を同条3に定める年齢より年単位で引き上げる。

2 各締約国は、この議定書を批准し又はこれに加入する際に、自國の軍隊に志願する者の採用が認められる最低年齢を記載する拘束力のある宣言及びそのような採用が強制され又は強要されたものではないことを確保するためにとられた保障措置についての説明を寄託する。

3 自國の軍隊に志願する十八歳未満の者の採用を認める締約国は、少なくとも次のことを確保するための保障措置を維持する。

(a) 当該採用が眞に志願する者を対象とするものであること。
(b) 当該採用につき当該者の父母又は法定保護者が事情を知らされた上で同意していること。

と。

(c) 当該者が軍務における任務につき十分な情報の提供を受けていること。

(d) 当該者が、自國の軍務に服することが認められる前に、年齢についての信頼し得る証明を提出すること。

4 各締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでも自國の宣言の内容を拡充することができるものとし、同事務総長は、これをすべての締約国に通報する。そのような通告は、同事務総長により受領された日に効力を生ずる。

5 1に定める最低年齢を引き上げる義務は、締約国の軍隊により運営され又は管理されている学校であつて、児童の権利に関する条約第二十一条及び第二十九条の規定の趣旨に沿うものについては適用されない。

第六条

1 国の軍隊と異なる武装集団は、いかなる状況においても、十八歳未満の者を採用し又は敵対行為に使用すべきでない。

2 締約国は、1に規定する採用及び使用を防止するため、すべての実行可能な措置(1に規定する採用及び使用を禁止し並びにこれらの行為による年齢を記載する拘束力のある宣言及びそのような採用が強制され又は強要されたものではないことを確保するためにとられた保障措置についての説明を寄託する。

3 この議定書におけるこの条の規定の適用は、武力紛争のいかなる当事者の法的地位にも影響を及ぼすものではない。

第七条

1 締約国は、技術協力、財政的援助等を通じて、この議定書に反するあらゆる行為の防止、この議定書に反する行為の被害者のリハビリテーション及び社会復帰その他この議定書の実施について協力する。このような援助及び協力は、関係締約国及び関係国際機関と協議した上で実施する。

2 締約国は、可能な場合には、既存の多国間、二国間その他の計画を通じ、又は国際連合総会の規則に従つて設立される任意の基金を通じ、このような援助を提供する。

第八条

1 各締約国は、この議定書が自國について効力を生じた後二年以内に、参加及び採用に関する規定の実施のためにとつた措置その他のこの議定書の規定の実施のためにとつた措置に関する包括的な情報を提供する報告を児童の権利に関する委員会に提出する。

2 各締約国は、包括的な報告を提出した後、児童の権利に関する条約第四十四条の規定に従つて児童の権利に関する委員会に提出する報告に、この議定書の実施に関するあらゆる追加の情報を含める。この議定書のその他の締約国は、五年ごとに報告を提出する。

第九条

1 この議定書は、児童の権利に関する条約の締約国であるか又は同条約に署名したすべての国による署名のために開放しておく。

2 この議定書は、批准されなければならず、また、すべての国による加入のために開放しておくれ。批准書又は加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

3 国際連合事務総長は、児童の権利に関する条約及びこの議定書の寄託者として、同条約のすべての締約国及び同条約に署名したすべての国に対し、第三条の規定に基づく宣言を通報する。

第十条

1 この議定書は、十番目の批准書又は加入書が寄託された後三箇月で効力を生ずる。

2 この議定書は、この議定書の効力発生の後に批准し又は加入する国については、その批准書

際人道法の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

第六条

1 各締約国は、自國の管轄の下においてこの議定書の規定の効果的な実施を確保するため、すべての必要な法律上、行政上その他の措置をとる。

2 各締約国は、包括的な報告を提出した後、児童の権利に関する条約第四十四条の規定に従つて児童の権利に関する委員会に提出する報告に、この議定書の実施に関するあらゆる追加の情報を含める。この議定書のその他の締約国は、五年ごとに報告を提出する。

3 児童の権利に関する委員会は、この議定書の実施に関する追加の情報を締約国に要請することができる。

4 この議定書は、児童の権利に関する条約の締約国であるか又は同条約に署名したすべての国による署名のために開放しておく。

5 この議定書は、批准されなければならない。また、すべての国による加入のために開放しておくれ。批准書又は加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

6 この議定書は、批准されなければならない。また、すべての国による加入のために開放しておくれ。批准書又は加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

7 この議定書は、批准されなければならない。また、すべての国による加入のために開放しておくれ。批准書又は加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

8 この議定書は、批准されなければならない。また、すべての国による加入のために開放しておくれ。批准書又は加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

9 この議定書は、批准されなければならない。また、すべての国による加入のために開放しておくれ。批准書又は加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

10 この議定書は、批准されなければならない。また、すべての国による加入のために開放しておくれ。批准書又は加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

11 この議定書は、批准されなければならない。また、すべての国による加入のために開放しておくれ。批准書又は加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

12 この議定書は、批准されなければならない。また、すべての国による加入のために開放しておくれ。批准書又は加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

13 この議定書は、批准されなければならない。また、すべての国による加入のために開放しておくれ。批准書又は加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

14 この議定書は、批准されなければならない。また、すべての国による加入のために開放しておくれ。批准書又は加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

15 この議定書は、批准されなければならない。また、すべての国による加入のために開放しておくれ。批准書又は加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

16 この議定書は、批准されなければならない。また、すべての国による加入のために開放しておくれ。批准書又は加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

17 この議定書は、批准されなければならない。また、すべての国による加入のために開放しておくれ。批准書又は加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

18 この議定書は、批准されなければならない。また、すべての国による加入のために開放しておくれ。批准書又は加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

19 この議定書は、批准されなければならない。また、すべての国による加入のために開放しておくれ。批准書又は加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

20 この議定書は、批准されなければならない。また、すべての国による加入のために開放しておくれ。批准書又は加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

21 この議定書は、批准されなければならない。また、すべての国による加入のために開放しておくれ。批准書又は加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

22 この議定書は、批准されなければならない。また、すべての国による加入のために開放しておくれ。批准書又は加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

23 この議定書は、批准されなければならない。また、すべての国による加入のために開放しておくれ。批准書又は加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

24 この議定書は、批准されなければならない。また、すべての国による加入のために開放しておくれ。批准書又は加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

25 この議定書は、批准されなければならない。また、すべての国による加入のために開放しておくれ。批准書又は加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

26 この議定書は、批准されなければならない。また、すべての国による加入のために開放しておくれ。批准書又は加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

27 この議定書は、批准されなければならない。また、すべての国による加入のために開放しておくれ。批准書又は加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

28 この議定書は、批准されなければならない。また、すべての国による加入のために開放しておくれ。批准書又は加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

29 この議定書は、批准されなければならない。また、すべての国による加入のために開放しておくれ。批准書又は加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

30 この議定書は、批准されなければならない。また、すべての国による加入のために開放しておくれ。批准書又は加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

又は加入書が寄託された日の後一箇月で効力を生ずる。

第十二条

いすれの締約国も、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、いつでもこの議定書を廃棄することができる。同事務総長は、その後、児童の権利に関する条約のその他締約国及び同条約に署名したすべての国に対しこれを通報する。廃棄は、同事務総長がその通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。

ただし、廃棄を行う締約国が当該一年の期間の満了の時において武力紛争に巻き込まれている場合には、廃棄は、武力紛争の終了の時まで効力を生じない。

2 廃棄は、廃棄が効力を生ずる日前に発生した行為について、この議定書に基づく当該締約国の義務を免除するものではない。また、廃棄は、廃棄が効力を生ずる日前に児童の権利に関する委員会が既に検討していた問題について検討を継続することを妨げるものではない。

第十三条

1 アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの議定書は、国際連合に寄託する。

2 国際連合事務総長は、この議定書の認証謄本を児童の権利に関する条約のすべての締約国及び同条約に署名したすべての国に送付する。

第十四条

審査報告書
電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十六年四月二十日

参議院議長 倉田 寛之殿

法務委員長 山本 保

要領書

電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律案

二 電子公告制度の導入に当たつては、株主や債権者等会社の利害関係人の保護が十分図られるよう、電子公告調査機関の登録基準等について適正な運用に努めるとともに、施行後の実績を踏まえ、必要に応じその見直しを含め適切に措置すること。

右決議する。

国会に提出する。

平成十六年二月十三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

おいて出席かつ投票する締約国の中過半数に

よつて採択された改正案は、承認のため、国際連合総会に提出する。

いすれの締約国も、国際連合事務総長に対し

1 の規定により採択された改正は、国際連合総会が承認し、かつ、締約国の三分の二以上の締約国を拘束するものとし、他の締約国は、改正は、効力を生じたときは、改正を受諾し

た締約国を拘束するものとし、他の締約国は、改正を含む)により引き続き拘束される。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に伴い、次の諸点について格段の配慮をすべきである。

第二十条

第一項ノ規定ニ拘ラズ会社ハ同項ノ公告ヲ官報ノ外定款ニ定メタル時事ニ闇スル事項ヲ掲載スル日刊新聞紙又ハ電子公告(第百六十六

条第六項ノ電子公告ヲ謂フ以下本条ニ於テ同ジニ依リ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第

一項ノ催告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ

第二十一条

前項ノ規定ハ合併後存続スル会社又ハ合併ニ因リテ設立スル会社ガ株式会社ナルトキハ之ヲ適用セズ

第四項ノ規定ニ依リ第一項ノ公告ヲ電子公告ニ依リ為ストキハ同項ノ公告ニ定ムル期間ヲ

経過スル日迄為スコトヲ要ス

第二十二条

第一項ノ規定ハ同項各号ノ依リ為ス場合ニ「前

ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ同項各号」トアルハ「第百条

第六項ノ規定ニ拘ラズ同項」ト讀替フルモノ

トス

左ノ各号ニ掲グル定款ノ定ヲ設ケタルトキハ

其ノ各号ニ定ムル事項ヲ本店ノ所在地ニ於テ

ハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間内二

週間内二

債権者保護手続を簡素化する等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律案

官 報 (号 外)

二 第一項ノ公告ヲ時事ニ闊スル事項ヲ載載
定款ノ定 其ノ定及公告ノ内容タル情報ノ
提供ヲ受ケル為必要ナル事項ニシテ法務省
令ニ定ムルモノ

三 前項ニ於テ準用スル第百六十六条ノ第二
四項ノ規定ニ依ル定款ノ定 其ノ定

第六十七条ノ規定ハ前項ノ登記ニ之ヲ準用ス
第一百五十二条第四項を削る。

第一百三十六条第三項及び第一百四十二条中「第
一項」を削る。

第一百六十六条に次の一項を加える。
前項ノ規定ニ拘ラズ会社ノ公告ハ電磁的方法
ニシテ法務省令ニ定ムルモノニ依リ不特定多
数ノ者ガ其ノ公告スペキ内容タル情報ノ提供
ヲ受クルコトヲ得ベキ状態ニ置ク措置ヲ執ル
コト(以下電子公告ト称ス)ニ依リ之ヲ為スコ
トヲ得

第一百六十六条の次に次の一条を加える。
第一百六十六条ノ二 前条第六項ノ規定ニ依リ会
社ノ公告ヲ電子公告ニ依リ為ストキハ左ノ各
号ニ掲グル公告ノ区分ニ応ジ其ノ各号ニ定ム
ル日迄為スコトヲ要ス

一 公告ニ定ムル期間内ニ異議ヲ述べキ旨
又ハ株券、新株予約権証券若ハ第三百四十四
一条ノ八第二項ノ新株予約権付社債券ヲ提
出スベキ旨ノ公告 其ノ期間ヲ経過スル日
一 公告ノ日ヨリ二週間に亘り反対ノ意思ヲ
知シタル株主ガ会社ニ対シ自己ノ有スル株
式ヲ買取ルベキ旨ヲ請求スルコトヲ得ル

合二於ケル其ノ公告 其ノ公告ノ開始後二
週間ヲ経過スル日 一定ノ日ノ二週間前又ハ三週間前ニ公告
スルコトヲ要スル場合ニ於ケル其ノ公告
其ノ一定ノ日

四 第二百八十三条第四項ノ規定ニ依ル公
告 同条第一項ノ承認ヲ得タル日後五年ヲ
経過スル日

五 第三百五十九条第一項(第三百五十九条
ノ二ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ
依ル公告 株式交換ノ日ノ前日

六 前各号ニ掲タル公告以外ノ公告 其ノ公
告ノ開始後一月ヲ経過スル日

前項ノ規定ニ拘ラズ同項各号ノ規定ニ依リ電
子公告ヲ為スベキ期間(第二号ニ於テ公告期
間ト称ス)中公告ノ中断(前条第六項ノ状態ニ
置カレタル情報ガ其ノ状態ニ置カレザルコト
ト為リタルコト又ハ其ノ情報ガ其ノ状態ニ置
カレタル後改竄セラレタルコトヲ謂フ以下同
ジガ生ジタル場合ニ於テ左ノ各号ノ何れニ
モ該當スルトキハ其ノ公告ノ中断ハ其ノ公告
ノ効力ニ影響ヲ及ボサズ

一 公告ノ中断ガ生ジタルニ付会社ガ善意ニシ
テ且重大ナル過失ナキコト又ハ会社ニ正当
ノ事由アルコト

二 公告ノ中断ガ生ジタル時間ノ合計ガ公告
期間ノ十分ノーフ超エザルコト

三 会社ガ公告ノ中断ガ生ジタルコトヲ知リ
タル後速力ニ其ノ旨、公告ノ中断ガ生ジタ
ル時間及公告ノ中断ノ内容ヲ其ノ公告ニ付
シテ公告シタルコト

載又ハ記録スルヲ以テ足ル
前項ニ規定スル場合ニ於テハ定款ヲ以テ電子
公告ニ依ル公告ヲ為スコトヲ得ザル事故其ノ
他ノ已ムコトヲ得ザル事由生ジタルトキハ官
報又ハ時事ニ関スル事項ヲ掲載スル日刊新聞
紙ノ何レカニシテ定款ニ定ムルモノニ掲ゲテ
公告ヲ為ス旨ヲ定ムルコトヲ得
第百八十八条第二項第十号中「第二百八十三
条第五項」を「第二百八十三条第七項前段」に改
め、同項の次に次の一項を加える。
会社ノ公告ヲ電子公告ニ依リ為ストキハ前項
第一号ニ定ムル第百六十六条第一項第九号ニ
掲グル事項トシテ同条第六項ノ情報ノ提供ヲ
受クル為必要ナル事項ニシテ法務省令ニ定ム
ルモノヲモ登記スルコトヲ要ス第百六十六条
ノ二第四項ノ規定ニ依ル定款ノ定アル場合ニ
於テ其ノ定ニ付亦同ジ
第二百十一条ノ二第四項中「有限会社法」の下
に「昭和十三年法律第七十四号」を加える。
第二百四十七条第二項及び第二百五十二条中
「第四項」を削る。
第二百六十六条ノ三第二項中「第二百八十三
条第五項」を「第二百八十三条第七項前段」に改
める。
第二百八十条ノ十六中「乃至第四項」を「第三
項」に改める。
第二百八十三条第四項本文中「又ハ其ノ要旨」
を削り、同項ただし書を削る。
第二百八十三条第五項を次のように改める。
前項ノ規定ニ拘ラズ官報又ハ時事ニ関スル事
項ヲ掲載スル日刊新聞紙ヲ以テ公告ヲ為ス方

法トスル会社ニ於テハ貸借契約書ノ要旨に
告スルヲ以テ足ル
改め、同条に次の二項を加える。
第五項ノ会社ハ取締役会ノ決議ヲ以テ会社方
第一項ノ承認ヲ得タル後遲滞ナク貸借対照表
ニ記載又ハ記録セラレタル情報ヲ電子公告ニ
準ズルモノトシテ法務省令ニ定ムルモノニ依
リ同項ノ承認ヲ得タル日後五年ヲ経過スル日
迄不特定多数ノ者ガ其ノ提供ヲ受クルコトヲ
得ベキ状態ニ置ク措置ヲ執ルコトトスルコト
ヲ得此ノ場合ニ於テ其ノ決議ヲ為シタル会社
ニ付テハ第四項ノ規定ハ之ヲ適用セズ
第三百九条第三項中「前項ノ」を「社債管理会
社ガ弁済ヲ受ケタル」に改め、同条第二項を削
る。
第三百九条ノ二第二項を次のように改める。
社債管理会社ガ前項各号ニ掲グル行為ヲ為シ
タルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ公告シ且知レタ
ル社債権者二八各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要
ス
第三百六十六条第二項中「第三百九条第三項」を
「第三百九条第二項」に改める。
第三百六十三条第五項中「乃至第四項」を「第
三項」に改める。
第三百七十二条第二項中「第一百五条第二項乃
至第四項」を「第一百五条第二項第三項」に改め
る。
第三百七十四条ノ四第一項ただし書を次のよ
うに改める。
但シ会社ガ其ノ公告ヲ官報ノ外定款ニ定メ
タル時事ニ関スル事項ヲ掲載スル日刊新聞紙

官 報 (号 外)

又ハ電子公告ニ依リ為ストキハ其ノ催告ハ不法行為ニ因リテ生ジタル債権ノ債権者ヲ除キ

之ヲ為スコトヲ要セズ
第三百七十四条ノ四第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加え

第三百七十四条ノ二十八第三項中「乃至第四項」を「第三項」に改める。
第三百七十六条第一項後段を削り、同項に次
の二行を加える。

て、法務省令で定めるところにより、法務大臣の登録を受けた者（以下「調査機関」という。）に対し、調査（以下「電子公告調査」という。）を行うことを求めなければならない。

定又はこの章の規定に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

分割二因リテ設立スル会社ガ分割ヲ為ス会社
ニ対シ分割ニ際シテ発行スル株式ノ総數ノ割
当ヲ為ス場合ニ於テ分割後モ分割ヲ為ス会社

二対シ其ノ債権ノ弁済ノ請求ヲ為スコトヲ得
ル債権者ニ付テハ前項本文ノ規定ハ之ヲ適用
セズ

〔同項但書ニ規定スル場合ニ於テハ不法行為ニ因リテ生ジタル債権ノ債権者ニ限ル〕を加え
る。

第三百七十四条ノ十二第六項中乃至第四項を「第三項」に改める。
第三百七十四条ノ二十第一項ただし書を次のように改める。

但シ会社ガ其ノ公告ヲ官報ノ外定款ニ定メ
タル時事ニ関スル事項ヲ掲載スル日刊新聞紙
又ハ電子公告ニ依リ為ストキハ其ノ催告ハ不

法行為ニ因リテ生ジタル債権ニシテ分割ヲ為ス会社ニ対スルモノノ債権者ヲ除キ之ヲ為コトヲ要セズ
第三百七十四条ノ二十第二項中「第三百七十四条ノ四第一項但書」を「第三百七十四条ノ四第二項」に改める。

第三百七十四条ノ二十六第二項中「債権者」の下に「(同項但書ニ規定スル場合ニ於テハ不法行行為ニ因リテ生ジタル債権ノ債権者ニ限ル)」を加

第三百七十四条ノ二十八第三項中「乃至第四項」を「第三項」に改める。

第三百七十六条第一項後段を削り、同項に次
のただし書を加える。
但シ会社ガ其ノ公告ヲ官報ノ外定款ニ定メ
タル時事ニ関スル事項ヲ掲載スル日刊新聞紙
又ハ電子公告ニ依リ為ストキハ其ノ催告ハ之
ヲ為スコトヲ要セズ

第三百七十六条第二項中「第百条第二項」を
「第一百条第一項後段第二項」に改める。

第三百八十条第三項中「乃至第四項」を「第三
項」に改める。

第四百十二条第一項ただし書中「公告ヲ為ス
方法トシテ」を削り、「ニ掲ゲテ」を「又ハ電子公
告ニ依リ」に改める。

第四百三十一条第二項中「第五項」を「第五項第
七項」に改め、同条第三項中「第二百八十三条第
五項」を「第二百八十三条第七項前段」に改め
る。

第二編第五章を次のように改める。

第五章 電子公告調査機関

て、法務省令で定めるところにより、法務大臣の登録を受けた者（以下「調査機関」という。）に対し、調査（以下「電子公告調査」という。）を行うことを求めなければならない。

（登録）

第四百五十八条 前条の登録は、電子公告調査を行おうとする者の申請により行う。

2 前条の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

（欠格事由）

第四百五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、第四百五十七条の登録を受けることができない。

一 この章の規定若しくは有限会社法第八十一条第四項、公認会計士法（昭和二十三年

定又はこの章の規定に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第四百七十条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録基準)

第四百六十条 法務大臣は、第四百五十八条第一項の規定により登録を申請した者が、次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、法務省令で定める。

一 電子公告調査に必要な電子計算機(入出力装置を含む。以下この号において同じ。)及びプログラム(電子計算機に対する指令

第四百五十八条 前条の登録は、電子公告調査を行おうとする者の申請により行う。

2 前条の登録を受けようとする者は、実費を勘査して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(登録)

第四百五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、第四百五十七条の登録を受けることができない。

一 この章の規定若しくは有限会社法第八十一条第四項、公認会計士法(昭和二十三年法律第二百三号)第三十四条の二十二第六項、弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第三十条の二十七第六項及び第四百三十二条第二項、司法書士法(昭和二十五年法律第二百九十七号)第四十六条第七項、土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十九号)第四十一条第七項、行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第十三条の二十一第六項、税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七条)第四十八条の二十一第六項及び第四十九条の十二第二項、社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第二十五条の二十五第六項及びに弁理士法(平成十二年法律第四十九号)第五十五条第六項以下「有限会社法等関係規定」と総称する。において準用する第四百七十二条第一項の規

定又はこの章の規定に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第四百七十条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録基準)

第四百六十条 法務大臣は、第四百五十八条第一項の規定により登録を申請した者が、次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、法務省令で定める。

一 電子公告調査に必要な電子計算機(入出力装置を含む。(以下この号において同じ。)及びプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。(以下この号において同じ。)であつて次に掲げる要件のすべてに適合するものを用いて電子公告調査を行うものであること。

イ 当該電子計算機及びプログラムが電子公告により公告されている情報をインターネットを利用して閲覧することができるものであること。

ロ 当該電子計算機若しくはその用に供する電磁的記録を損壊し、若しくは当該電子計算機に虚偽の情報を不正な指

号のいづれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて電子公告調査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずること

一 第四百五十九条第一号又は第三号に該当

二 第四百六十三条(有限会社法等関係規定)

六十六条まで、第四百六十七条第一項又は
べき第一項へ有眼者と同様の規定を二つも

て準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第四百六十七条第一項各号又は次条第二項各号(有限会社法

等関係規定において準用する場合を含む。)の規定による請求を拒んだとき。

四 第四百六十八条又は前条(有限会社法等
関係規定において準用する場合を含む。)の

命令に違反したとき。

(帳簿等の記載等) を受けたとき。

四百七十一条 調査機関は、法務省令で定めるところにより、帳簿又はこれに準ずるもの

として法務省令で定めるもの（次項及び第四百九十七条ノ三第一号において「帳簿等」とい

う)を備え、電子公告調査に関する法務省令で定めるものを記載し、又は記録し、及び当該帳簿等を保存しなければならない。

調査委託者その他の利害関係人は、調査機関に対し、その業務時間内は、いつでも、当該調査機関が前項又は次条第二項の規定によ

り保存している帳簿等(利害関係がある部分に限る)について、次に掲げる請求をすることができる。ただし、当該請求をするには、調査機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 帳簿等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の写しの交付の請求

二 帳簿等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法であつて法務省令で定めるものにより提供することの請求又は当該情報を記載した書面の交付の請求

(帳簿等の引継ぎ)

第四百七十二条 調査機関は、電子公告調査の業務の全部の廃止をしようとするとき、又は第四百七十条の規定により第四百五十七条の登録が取り消されたときは、その保存に係る前条第一項(有限会社法等関係規定において準用する場合を含む。)の帳簿等を他の調査機関に引き継がなければならない。

前項の規定により同項の帳簿等の引継ぎを受けた調査機関は、法務省令で定めるところにより、その帳簿等を保存しなければならない。

(法務大臣による電子公告調査の業務の実施)

第四百七十三条 法務大臣は、第四百五十七条の登録を受ける者がいないとき、第四百六十六条の規定による電子公告調査の業務の全部若しくは一部の休止若しくは廃止の届出があつたとき、第四百七十条の規定により第四百五十七条の登録を取り消し、若しくは調査機関に対し電子公告調査の業務の全部若しく

は一部の停止を命じたとき、調査機関が天災その他の事由により電子公告調査の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつ

当該電子公告調査の業務の全部又は一部を自

2 法務大臣が前項の規定により電子公告調査

の業務の引継ぎは、一部を日後行な場合における電子公告調査の業務の引継ぎその他の必要

3 第四百五十八条第二項の規定は、第一項の規定により法務大臣が行う電子公告調査を受

けようとする者について準用する。

第四百七十四条 法務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、調査機関に対し、そ

の業務若しくは經理の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、調査機關の事務所若し

くは事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることが

2 前項の規定により職員が立入検査をする場
できる。

合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならぬ

第一項の規定による立入検査の権限は、犯
い。

(公示) 罪検査のために認められたものと解釈してはならない。

第四百七十五条 法務大臣は、次の場合には、
その旨を官報に公示しなければならない。
一 第四百五十七条の登録をしたとき。

二 第四百六十一條第一項の規定により第四百五十七条の登録が効力を失つたことを確認したとき。
三 第四百六十四条又は第四百六十六条の届出があつたとき。
四 第四百七十条の規定により第四百五十七条の登録を取り消し、又は電子公告調査の業務の停止を命じたとき。
但シ官報又ハ時事ニ関スル事項ヲ掲載スル日刊新聞紙ニ掲ゲテ公告スル場合ニ於テハ其ノ要旨ヲ公告スルコトヲ得
第四百八十三条ノ二第二項中「第二百八十三条第四項但書及第五項」を「第一百六十六条第五項第六項、第一百六十六条ノ二第一項第二項(第一項第一号乃至第三号、第五号及第六号ヲ除ク)及第二百八十三条第七項に、「第二百八十三条第五項」を「第二百八十三条第七項前段」に改める。
第四百八十六条第一項、第四百九十二条ノ二及び第四百九十七条第一項中「第一百八十八条第三項」を「第一百八十八条第四項」に改める。
第四百九十七条の次に次の三条を加える。
タル者ハ一年以下ノ懲役若ハ百万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス
第四百九十七条ノ三 左ノ各号ノ一二該当スル者ハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス

第三十四条の二十二第六項を次のように改め
る。

6 商法第一百条第一項から第四項まで及び第六百四十九条から第六百六十六条まで並びに第六百九十九条から第七百十一条までの規定は監査法人の合併について、同法第六十六条ノニ第二項から第四項まで、第四百五十七条、第四百六十一

おいて準用する商法第四百七十二条第一項の規定に違反して、同項に規定する帳簿等に同項に規定する電子公告調査に関する法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該帳簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十五条の二第六号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 第三十四条の二十二第六項において準用する商法第四百五十七条の規定に違反して同条の調査を求めるなかつたとき。

第五十五条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第三十四条の二十二第六項において準用する商法第四百六十二条第三項の規定によ

二 正当な理由がないのに、第三十四条の二 る報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十二第六項において準用する商法第四百六
二二各第二項各号又は第三十四条の二十二

第十六条第二項各号又は第三十四条の二十一
第六項において準用する同法第四百七十一

（弁護士法の一部改正）

条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

九条 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十九条」を「第七十九条の二」に改
る。

第三十条の二十七第六項を次のように改め
る。

6 商法第一百条第一項から第四項まで及び第六

平成十六年四月二十一日 参議院会議録第十七号

電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律案

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第四十二条第七項において準用する商法第四百六十二条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第四十二条第七項において準用する商法第四百六十七条第二項各号又は第四十二条第七項において準用する同法第四百七十二条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

(行政書士法の一部改正)

第十二条 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条」を「第二十六条」に改め

る。

第十三条の二十一第六項を次のように改める。

6 商法第一百条第一項から第四項まで及び第六項、第百三十三条から第百六条まで並びに第百九一条から第百十一条までの規定は行政書士法人の合併について、同法第一百六十六条ノ二第二項から第四項まで、第四百五十七条、第四百六十二条、第四百六十三条、第四百六十七条第二項、第四百六十九条及び第四百七十二条の規定は行政書士法人がこの項において準用する同法第一百条第一項の公告を同法第一百六十六条の電子公告により行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第一百六十六条ノ二第二項中「前項二拘ラズ同項各号」とあるのは「行政書士法第十三条の二十一第六項ニ於テ準用スル第百条第六項ノ規定二拘ラズ同項」と、同法第四百

五十七条规定中「第一百条第六項(第一百四十七条において準用する場合を含む)又は第一百六十六条の二十一第六項」とあるのは「名称」と、同法第四百六十九条中「第四百六十二条」とあるのは「行政書士法第十三条の二十一第六項において準用する第四十三条规定の二十一第六項において準用する第四百六十二条」と読み替えるものとする。

第二十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十三条の二の二を次のように改める。

二 正当な理由がないのに、第十三条の二十一第六項において準用する商法第四百六十七条第二項各号又は第十三条の二十一第六項において準用する同法第四百七十二条第一項において準用する商法第三百七十六条ノ二第一項ただし書を除く)」を加える。

二 正当な理由がないのに、第十三条の二十一第六項において準用する商法第四百六十七条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

る商法第四百五十七条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

本則に次の一条を加える。

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十三条の二十一第六項において準用する商法第四百六十二条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第十三条の二十一第六項において準用する商法第四百六十七条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

の旨を通知しなければならない。

第百三十九条の五第六項を削り、同条第七項中「第五項各号」を「第三項各号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項を同条第六項とする。

第一百四十二条第一項中「商法第三百七十六条の下に「(第一項ただし書を除く)」を加える。

第二百五十五条第一項中「述べべき旨」との下に「又ハ電子公告ニ依リ」とあるのは「二掲ゲテ」とを加える。

第二百六十三条第二項中「第四項並びに」を削る。

第二百七十八条中「第三百七十六条第一項」を削る。

第二百七十八条中「第三百七十六条第一項本文」に改める。

第二百五十五条第二項中「第三百七十六条第一項」を削る。

第二百五十五条第二項中「第三百七十六条第一項本文」に改める。

官 報 (号外)

よつてした会社」に改め、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とし、同項中第七号から第九号までを「号ずつ繰り上げる。

第九十一条第一項第一号中「第四号まで及び第六号」を「第五号まで」に改める。

第九十三条第一項第二号を次のように改める。

二 有限会社法第六十八条の場合には、同条において準用する商法第一百条第一項の規定による公告及び催告(有限会社法第六十八条において準用する商法第一百条第四項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつした場合には、これらの公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託したこと又は組織変更をしてもその者を害するおそれがないことをする書面

第九十七条中「第三百七十六条第一項」を「第三百七十六条第一項本文」に改め、「催告」の下に「(有限会社法第五十八条第二項において準用する商法第三百七十六条第一項ただし書の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつした場合には、これらの公告」を加える。

第九十八条第一項第三号中「第四百十二条第一項」を「第四百十二条第一項本文」に改め、「催告」の下に「商法第四百十二条第一項ただし書(有限会社法第六十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定により」を加え、「に掲載してした場合における当該会社」を「又は電子公

告によつてした会社」に改め、同項第六号中「第十九条第一項第七号及び第八号」を「第九十条第一項第七号及び第八号」に改める。

第十七条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十七条」を「第三十八条」に改める。

二 第二十五条の二十五第六項を次のように改める。

三 第三十四条の十八第二項中「から第四項まで」を「及び第三項」に、「第二百四十九条及び

四 第三十四条の十七第二項第四号中「第一百九項、第二百三条から第二百六条まで並びに第二百三十九項から第二百十一項までの規定は社会保険労務士法の合併について、同法第一百六十六条ノ二第二項から第四項まで、第四百五十七条、第四百六十二条、第四百六十三条、第四百六十七条规定は社会保険労務士法人がこの項において準用する同法第一百条第一項の公告を

五 第三十七条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の二号を加える。

六 商法第四百五十七条の二十五第六項において準用する商法第四百五十七条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

七 第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

八 第二十五条の二十五第六項において準用する商法第四百六十二条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二百四十円以下に處する。

九 正当な理由がないのに、第二十五条の二五六第六項において準用する商法第四百六

十条第一項第七号及び第八号」に改める。

二 第三十四条の七、第三十四条の八第一項及び第六号及び第七号」に改める。

三 第三十四条の十八第二項中「から第四項まで」を「及び第三項」に、「第二百四十九条及び

四 第三十四条の十七第二項第四号中「第一百九項、第二百三条から第二百六条まで並びに第二百三十九項から第二百十一項までの規定は社会保険労務士法の合併について、同法第一百六十六条ノ二第二項から第四項まで、第四百五十七条、第四百六十二条、第四百六十三条、第四百六十七条规定は社会保険労務士法人がこの項において準用する同法第一百条第一項の公告を

五 第三十七条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の二号を加える。

六 商法第四百五十七条の二十五第六項において準用する商法第四百五十七条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

七 第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

八 第二十五条の二十五第六項において準用する商法第四百六十二条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二百四十円以下に處する。

九 正当な理由がないのに、第二十五条の二五六第六項において準用する商法第四百六

十条第一項第七号及び第八号」に改める。

二 第三十四条の七、第三十四条の八第一項及び第六号及び第七号」に改める。

三 第三十四条の十八第二項中「から第四項まで」を「及び第三項」に、「第二百四十九条及び

四 第三十四条の十七第二項第四号中「第一百九項、第二百三条から第二百六条まで並びに第二百三十九項から第二百十一項までの規定は社会保険労務士法の合併について、同法第一百六十六条ノ二第二項から第四項まで、第四百五十七条、第四百六十二条、第四百六十三条、第四百六十七条规定は社会保険労務士法人がこの項において準用する同法第一百条第一項の公告を

五 第三十七条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の二号を加える。

六 商法第四百五十七条の二十五第六項において準用する商法第四百五十七条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

七 第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

八 第二十五条の二十五第六項において準用する商法第四百六十二条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二百四十円以下に處する。

九 正当な理由がないのに、第二十五条の二五六第六項において準用する商法第四百六

十条第一項第七号及び第八号」に改める。

二 第三十四条の七、第三十四条の八第一項及び第六号及び第七号」に改める。

三 第三十四条の十八第二項中「から第四項まで」を「及び第三項」に、「第二百四十九条及び

四 第三十四条の十七第二項第四号中「第一百九項、第二百三条から第二百六条まで並びに第二百三十九項から第二百十一項までの規定は社会保険労務士法の合併について、同法第一百六十六条ノ二第二項から第四項まで、第四百五十七条、第四百六十二条、第四百六十三条、第四百六十七条规定は社会保険労務士法人がこの項において準用する同法第一百条第一項の公告を

五 第三十七条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の二号を加える。

六 商法第四百五十七条の二十五第六項において準用する商法第四百五十七条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

七 第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

八 第二十五条の二十五第六項において準用する商法第四百六十二条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二百四十円以下に處する。

九 正当な理由がないのに、第二十五条の二五六第六項において準用する商法第四百六

十条第一項第七号及び第八号」に改める。

二 第三十四条の七、第三十四条の八第一項及び第六号及び第七号」に改める。

三 第三十四条の十八第二項中「から第四項まで」を「及び第三項」に、「第二百四十九条及び

四 第三十四条の十七第二項第四号中「第一百九項、第二百三条から第二百六条まで並びに第二百三十九項から第二百十一項までの規定は社会保険労務士法の合併について、同法第一百六十六条ノ二第二項から第四項まで、第四百五十七条、第四百六十二条、第四百六十三条、第四百六十七条规定は社会保険労務士法人がこの項において準用する同法第一百条第一項の公告を

五 第三十七条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の二号を加える。

六 商法第四百五十七条の二十五第六項において準用する商法第四百五十七条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

七 第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

八 第二十五条の二十五第六項において準用する商法第四百六十二条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二百四十円以下に處する。

九 正当な理由がないのに、第二十五条の二五六第六項において準用する商法第四百六

十条第一項第七号及び第八号」に改める。

二 第三十四条の七、第三十四条の八第一項及び第六号及び第七号」に改める。

三 第三十四条の十八第二項中「から第四項まで」を「及び第三項」に、「第二百四十九条及び

四 第三十四条の十七第二項第四号中「第一百九項、第二百三条から第二百六条まで並びに第二百三十九項から第二百十一項までの規定は社会保険労務士法の合併について、同法第一百六十六条ノ二第二項から第四項まで、第四百五十七条、第四百六十二条、第四百六十三条、第四百六十七条规定は社会保険労務士法人がこの項において準用する同法第一百条第一項の公告を

五 第三十七条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の二号を加える。

六 商法第四百五十七条の二十五第六項において準用する商法第四百五十七条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

七 第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

八 第二十五条の二十五第六項において準用する商法第四百六十二条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二百四十円以下に處する。

九 正当な理由がないのに、第二十五条の二五六第六項において準用する商法第四百六

官報(号外)

ものとする。

第八十一条の次に次の二条を加える。

第八十一条の二 第五十五条第六項において準用する商法第四百七十二条第一項の規定に違反して、同項に規定する帳簿等に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該帳簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第八十二条中「第七十九条」の下に「第八十条」を加える。

第八十四条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の二号を加える。

第五十五条第六項において準用する商法第四百五十七条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

第八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第五十五条第六項において準用する商法第四百六十二条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第五十五条第六項において準用する商法第四百六十七条第二項各号又は第五十五条第六項において準用する同法第四百七十二条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

(中間法人法の一部改正)
第二十三条 中間法人法(平成十三年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。
第二十二条第三項並びに第三十八条第二項及

び第三項中「及び第四項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第七十九条第三項中「から第四項まで」を「及び第三項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第九十五条第三項中「及び第四項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第一百二十五条第三項中「から第四項まで」を「及び第三項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第一百五十五条第三項中「第一項第六号及び第九号」を「第一項第五号及び第八号」に改め、「昭和十三年法律第七十四号」を削り、「公告

を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における当該」を「商法第四百十二条第一項ただし書(有限会社法第六十三条第一項において準用する場合を含む。)」の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした」に、「同項第七号」を「同項第六号」に、「第四号まで及び第六号」を「第五号まで」に改め、同条第四項中「第一百三十九条第一項」との下に「催告(同法第百条第四項(同法第百四十七条において準用する場合を含む。)の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした)」とあるのは「催告」としては、これらのこと」とを加える。

4 特定社債管理会社は、前項各号に掲げる行為をしたときは、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、知っている特定社債権者にはその旨を各別に通知しなければならない。

第五百十一条第五項を削り、同条第六項中「第四項各号」を「第三項各号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

第五百一十八条第三項中「商法第三百七十六条」の下に「(第一項ただし書を除く。)」を加える。

第五百三十九条中「第三百七十六条第二項において準用する商法第百条第一項」を「第三百七十六条第一項本文」に改める。

第一百八十三条第一項第二十四号中「第一百十一一条第七項」を「第一百十二条第六項」に改める。

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(公法等の廃止に関する経過措置)
第二十四条 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項並びに第三十八条第二項及

する」を「変更する」に、「解散する」を「解散し、若しくは合併する」に、「の規定にかかるわらず、その商工会議所の地区は、廃置分合前の市町村の区域とする」を「から第三項までの規定は、適用しない」に改める。

第二十七条第一項中「左の各号」を「次に掲げる要件」に改め、同項に次の一号を加える。

四 設立しようとする商工会議所が第八条第三項の規定により市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とする場合にあつては、その設立が関係市町村内の商工業の総合的な改善発達に支障を生じないこと。

第二十七条に次の一項を加える。

3 経済産業大臣は、第一項の認可(第八条第三項の規定により市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とする商工会議所の設立に係るものに限る。)をする場合には、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聴かなければならぬ。

第四十六条第一項中「左に」を「次に」に、「定めの」を「定めの」に、「の外を」のほかに改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「第四号から第六号まで」を「第五号から第七号まで」に、「第九号の」を「第十号に掲げる」に改め、同項第九号を同項第十号とし、同項第三号から第八号までを「一號ずつ繰り下げ、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 合併

第四十六条第四項中「及び」の下に「第三項並びに」を加える。

第五十九条中「左に」を「次に」に、「決議」を「議決」に改め、第四号を第五号とし、第三号を

第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 合併

第五十二条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「第四十六条第一項第四号から第六号まで」を「第四十六条第一項第五号から第七号まで」に、「第九号」を「第十号」に、「附議する」を「付議する」に改める。

第五十九条第一項中「基く」を「基づく」に、「左の」を「次の」に、「に」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「取消」を「取消し」に改め、同項第二項中「地区とし又は地区の」を「その地区の全部又は」に改め、「について」の下に「商工業の状況に照らして」を加え、同条第四項中「関係都道府県」を「関係都道府県知事」に、「関係市町村」を「関係市町村長」に改める。

第六十条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第三号中「取消」を「取消し」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 合併

第六十条の次に次の見出し及び六条を加える。
(合併の手続)

第六十条の二 商工会議所が合併しようとするときは、各商工会議所の議員総会の議決を経なければならない。

4 合併は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

5 第二十七条第三項及び第一十八条の規定は、第二項の認可について準用する。

第六十条の三 商工会議所は、合併を議決したときは、その議決の日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならぬ。

い。

2 商工会議所は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、知っている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の一定の期間は、三十日を下つてはならない。

第六十条の四 債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、商工会議所は、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、

又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第六十条の五 合併によつて商工会議所を設立するには、各商工会議所がそれぞれ議員総会において会員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員及び議員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

第六十条の六 商工会議所の合併は、合併後存続する商工会議所又は合併によつて成立する商工会議所が、その主たる事務所の所在地において、合併の登記をすることによつてその

效力を生ずる。

4 第一項の規定による役員の任期は、第三十

六条第一項の規定にかかるわらず、最初の通常議員総会の日までとする。ただし、常議員の任期は、最初の通常議員総会の日の前日までとする。

5 第四十九条の規定は、第一項の規定による設立委員の選任について準用する。

(合併の時期及び効果)

第六十条の六 商工会議所の合併は、合併後存続する商工会議所又は合併によつて成立する商工会議所が、その主たる事務所の所在地において、合併の登記をすることによつてその

3 前項の一定の期間は、三十日を下つてはならない。

第六十条の四 債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、商工会議所は、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、

く自動車の新規登録等に係る手続における所有者等の負担の軽減等を図るため、自動車の譲渡証明書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる等これらの手続を電子情報処理組織を使用して行うことができるよう所要の規定の整備を行う等の措置を講じようとするものであり、おむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行に関する経費は、平成十四年度から平成十七年度まで総額約四十五億円と見込まれる。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

右
国会に提出する。
平成十六年三月三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律案

全の責務を果たすように、国として指導に努めること。

四、自動車の所有者等の負担の軽減を図るという制度の趣旨にかんがみ、登録手数料等各種利用者手数料及び登録情報処理機関の手数料について、その算定の内容が利用者に明らかになるよう努め、本サービスの円滑な運用を行うこと。

右決議する。

第七条第二項中「の外」を「のほか」に改め、同条第三項第二号中「限る」の下に「次項第一号において同じ」を加え、同項第三号中「同条第五項」を「同条第七項」に改め、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第一項の申請をする者は、次の各号に掲げる規定によりそれぞれ当該各号に掲げる規定に規定する事項が第九十六条の二から第九十

六条の四までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録情報処理機関」という。）に提供されたときは、国土交通省令で定めるところにより、同項の申請書にその旨を記載することをもつてそれぞれ当該各号に掲げる書面の提出に代えることができる。

一 第三十三条第四項 譲渡証明書
二 第七十五条第五項 完成検査終了証

三 第九十四条の五第二項 保安基準適合証
四 第九十四条の五の二第二項において準用する第九十四条の五第二項 限定保安基準適合証

5 前項の規定により同項各号に掲げる規定に規定する事項が登録情報処理機関に提供されたことが第一項の申請書に記載されたときは、国土交通大臣は、登録情報処理機関に対し、国土交通省令で定めるところにより、必要な事項を照会するものとする。

第三十三条に次の二項を加える。

4 自動車（国土交通省令で定めるものを除く。）を譲渡する者は、第一項の規定による譲渡証明書の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該譲受人の承諾を得て、当該完成検査終了証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供することができる。

6 前項の規定により完成検査終了証に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたときは、第一項の申請をした者は、当該完成検

三、登録情報処理機関がシステムの設計・運用を行ふに当たつては、関係行政機関と効率的かつ確実に連携出来る仕組みを構築するとともに、個人情報の正確性の確保、その保護・管理に万

第一条 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

目次中 第六章 自動車の整備事業 第七十七条

（道路運送車両法の一部改正）

改正する法律

（道路運送車両法の一部改正）

第一条 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

4 条一 第九十六条」を「第六章 自動車の整備事業（第七十七条第一項の二）登録情報処理機関（第九十六条の二第一項の十四）」に改める。

子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。」により登録情報処理機関に提供することができる。

査終了証を発行し、これを当該譲受人に交付したものとみなす。

第九十四条の五中第八項を第十二項とし、第七項を第十一項とし、第六項を第八項とし、同項の次に次の二項を加える。

9 前二項の検査の申請をする者は、第二項の規定により同項に規定する事項が登録情報処理機関に提供されたときは、国土交通省令で定めるところにより、前二項の申請書にその旨を記載することをもつて保安基準適合証の提出に代えることができる。

10 前項の規定により保安基準適合証に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたことが第七項又は第八項の申請書に記載されたときは、国土交通大臣は、登録情報処理機関に対し、国土交通省令で定めるところにより、必要な事項を照会するものとする。

第九十四条の五第五項中「第七十四条の三」を「第七十四条の四」に、「及び次条第三項」を「第十項及び次条第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 指定自動車整備事業者は、自動車(検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車その他国土交通省令で定める自動車を除く。)に係る前項の規定による保安基準適合証の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該依頼者の承諾を得て、当該保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供することができる。

3 前項の規定により保安基準適合証に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたときは、当該指定自動車整備事業者は、当該保安基準適合証を当該依頼者に交付したものとみなす。

第九十四条の五の二中第三項を第四項とし、同条第二項中「第二項前段の」を「第四項前段の」に、「前項」を「第一項」に、「同条第二項前段」を「同条第四項前段」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前条第二項及び第三項の規定は、有効な法定自動車検査証の交付を受けている自動車(国土交通省令で定めるものを除く。)に係る前項の規定による限定保安基準適合証の交付について準用する。

第九十四条の五の二に次の二項を加える。

5 前条第九項及び第十項の規定は、限定保安基準適合証の提出について準用する。

第九十四条の八第一項第五号中「第九条第四項」を「第九条第七項」に改める。

第六章の次に次の二章を加える。

第六章の二 登録情報処理機関

(登録)

第九十六条の二 第七条第四項の登録(以下この章において単に「登録」という。)は、第三十三条第四項、第七十五条第五項又は第九十四条の五第二項(第九十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。)に規定する事項の提供を受け、当該提供をした者について国土交通省令で定める方法による本人であるとの確認を行い、並びに第七条第五項(第五十

九条第四項において準用する場合を含む。)及び第九十四条の五第十項(第九十四条の五の二第五項において準用する場合を含む。)の規定による国土交通大臣の照会に対しても回答する業務(以下「情報処理業務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第九十六条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることができなくなつた日から二年を経過しない者

二 第九十六条の十三の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録基準等)

第九十六条の四 国土交通大臣は、第九十六条の二の規定により登録を申請した者が電子計算機(入出力装置を含む。)及び情報処理業務に必要なプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。)を有するものであるときは、その登録をしなければならない。

4 登録情報処理機関は、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により、その氏名又は名称、登録情報処理機関登録簿に記載された登録番号、情報処理業務に関する約款及び料金その他の国土交通省令で定める事項を公衆の閲覧に供しなければならない。

(登録の更新)

第九十六条の五 登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 登録は、登録情報処理機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について

二 登録情報処理機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録情報処理機関が情報処理業務を行う事業場の所在地

四 自動公衆送信(公衆によつて直接接受されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行ふことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下同じ。)において送信元である登録情報処理機関を識別するための文字、番号、記号その他の符号

五 登録情報処理機関が提供を受ける第七条第四項各号に掲げる規定に規定する事項の別

六 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

3 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、登録情報処理機関登録簿を公衆の閲覧に供しなければならない。

て準用する。

(業務の実施に係る義務)

第九十六条の六 登録情報処理機関は、情報処理業務を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、情報処理業務を行わなければならない。

2 登録情報処理機関は、公正に、かつ、国土交通省令で定める基準に適合する方法により情報処理業務を行わなければならない。

3 登録情報処理機関は、国土交通省令で定める場合を除き、情報処理業務の全部又は一部を他人に委託してはならない。

(変更の届出)

第九十六条の七 登録情報処理機関は、第九十六条の四第二項第一号から第四号まで又は第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

第九十六条の八 登録情報処理機関は、情報処理業務の実施に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、情報処理業務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、情報処理業務の実施方法、情報処理業務に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならぬ。

(業務の休廃止)

第九十六条の九 登録情報処理機関は、情報処理業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しない。

ようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通

大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第九十六条の十 登録情報処理機関は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度の財産

目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式)で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第一百十三条において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 第三十三条第四項、第七十五条第五項又は第九十四条の五第二項(第九十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。)に規定する事項を提供しようとする者その他の利害関係人は、登録情報処理機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第一号又は第四号の請求をするには、登録情報処理機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法によ

り表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電子的に提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

第九十六条の十一 国土交通大臣は、登録情報処理機関が第九十六条の四第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、その登録情報処理機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第九十六条の十二 国土交通大臣は、登録情報処理機関が第九十六条の六の規定に違反していると認めるときは、その登録情報処理機関に対し、情報処理業務を行うべきこと又は情報処理業務の方法その他の業務の方法の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第九十六条の十三 国土交通大臣は、登録情報処理機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて情報処理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第九十六条の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第九十六条の七から第九十六条の九まで、第九十六条の十第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第九十六条の十第

二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 前二条の規定による命令に違反したとき。

(帳簿の記載)

第九十六条の十四 登録情報処理機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、情報処理業務に関し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(提示)

第九十七条の二第一項中「因る」を「よる」に、「呈示」を「提示」に改め、同条第二項中「(第七十条の四の規定の適用があるときは、協会)」を削り、「前項」を「第一項に改め、「提示」の下に又は前項の納付の事実の確認」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、現に自動車税又は軽自動車税の滞納がないことを証するに足る書面の提示については、当該書面の提示に代えて、政令で定めるところにより、国土交通大臣(第七十四条の四の規定の適用があるときは、協会)次項において同じ。)が当該自動車税又は軽自動車税を課した地方公共団体にその額の納付の有無の事実を確認することにより行うことができる。

第百条第一項中第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 登録情報処理機関

第一百二条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 行政手続等における情報通信の技術の利用

三、廃棄物の不適正処理に対する行政処分による厳正な対処が行われるよう、引き続き、都道府県等に求めるとともに、大規模な不法投棄等に対しては、国として早急かつ的確な対応を実施し、その結果を公表すること。

四、廃棄物処理の実態の把握や不法投棄等を防止するため、地方公共団体の担当職員や環境省地方環境対策調査官の増員、警察等との連携等、その体制の整備に十分努めること。

五、硫酸ピッチの不適正処理の問題に対しては、硫酸ピッチの発生そのものが違法行為であることから、引き続き、関係省庁一体となつて対応を進めるとともに、不適正保管などに迅速に対処できるよう、都道府県等への財政的・技術的支援に努めること。

六、廃棄物処理施設において事故が発生した場合には、周辺住民等に対して速やかに情報提供するよう徹底するとともに、環境影響・健康影響を最小限とするよう努めること。また、RDFについては、ごみ固形燃料の製造・利用に関するガイドライン等の徹底を図るとともに、必要な措置を講ずること。

七、廃棄物が地下にある土地について指定区域を指定するに当たっては、指定漏れがないよう土地の履歴調査を十分行うよう徹底すること。また、土地の形質の変更により生活環境保障が生じた場合には、被害が拡大しないよう迅速な対応を行うとともに、情報の透明性を確保するよう徹底すること。

八、廃棄物処理施設の設置の許可に関する規制の合理化については、不適正処理が生じないよう厳格に運用し、適正処理の確保に万全を期すこと。

九、必要な廃棄物処理施設の確保のため、国民の理解を得ながら安心できる施設整備を図るとともに、必要な財政的措置を講ずるよう努めること。特に首都圏、近畿圏の廃棄物については、域内可能な限り処理が行われるよう、必要な処理施設の整備を推進すること。

十、産業廃棄物の適正処理をより一層確保するため、電子マニフェストの義務化も視野に入れつつ、その普及拡大のための方策を引き続き検討すること。また、排出事業者が信頼できる処理業者を選択することができるよう、優良な処理業者の育成を図るとともに、処理業者に関する情報提供のシステムを充実すること。さらに、廃棄物の最終処分場については、残余容量等の実態を迅速かつ正確に把握し、公表すること。

十一、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)の評価・検討に当たっては、循環型社会形成推進基本法の考え方も踏まえ、廃棄物の排出抑制など様々な論点について十分な検討を行うこと。右決議する。

十二、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十六年四月一日
衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 倉田 寛之殿

2 指定区域台帳の記載事項その他その調製及び保管に必要な事項は、環境省令で定める。

3 都道府県知事は、指定区域台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

(土地の形質の変更の届出及び計画変更命令)

第十五条の十九 指定区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに、環境省令

で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定期日その他

環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次の各号に掲げる行為については、この限りでない。

一 第十九条の十第一項の規定による命令に基づく第十九条の四第一項に規定する支障の除

去等の措置として行う行為

二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの

三 指定区域が指定された際既に着手していた行為

四 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(再生する)ことを含む。)

2 指定区域が指定された際当該指定区域内にお

いて既に土地の形質の変更に着手している者は、その指定の日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事

にその旨を届け出なければならない。

3 指定区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者は、当該土地の形質の変更をした日から起算して十日以内に、環境省令で定めるところにより、

都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

い。

4 都道府県知事は、第一項の届出があつた場合において、その届出に係る土地の形質の変更の、

と認めるときは、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その届出をした者に対し、そ

の届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関

する計画の変更を命ずることができる。

(土地の形質の変更に関する措置命令)

第十六条の二の次に次の一条を加える。

(指定有害廃棄物の処理の禁止)

第十六条の三 何人も、次に掲げる方法による場

合を除き、人の健康又は生活環境に係る重大な被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物

として政令で定めるもの(以下「指定有害廃棄物」という。)の保管、収集、運搬又は処分をしてはならない。

一 政令で定める指定有害廃棄物の保管、収

集、運搬及び処分に関する基準に従つて行う

二 指定有害廃棄物の保管、収集、運搬又は処分

二 他の法令又はこれに基づく処分により行う

(再生する)ことを含む。)

第十八条第一項中「又は情報処理センター」を

「情報処理センター又は第十五条の十七第一項

の政令で定める土地の所有者若しくは占有者若し

くは指定区域において土地の形質の変更を行

い、若しくは行つた者」に、「又は一般廃棄物処理施設」を「一般廃棄物処理施設」に改め、「維持管

理」の下に「又は同項の政令で定める土地の状況若

しくは指定区域内における土地の形質の変更」を

加える。

第十九条第一項中「事業場若しくは」を「事業場」に改め、「建物」の下に「若しくは第十五条の十七第一項の政令で定める土地」を加え、「処分若しくは」を「処分」に改め、「維持管理」の下に若

しくは同項の政令で定める土地の状況若しくは指

定区域内における土地の形質の変更」を加える。

第十九条の十を第十九条の十一とし、第十九条の九の次に次の一条を加える。

(土地の形質の変更に関する措置命令)

第十九条の十 指定区域内において第十五条の十

九第四項に規定する環境省令で定める基準に適合しない土地の形質の変更が行われた場合にお

いて、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生

ずるおそれがあると認められるときは、都道府

県知事は、必要な限度において、当該土地の形

質の変更をした者に対し、期限を定めて、その

支障の除去等の措置を講すべきことを命ずることができる。

(環境大臣の指示)

第二十一条の三 環境大臣は、産業廃棄物の不適

正な処理により生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため緊急の必要があると認め

るときは、都道府県知事に対し、次に掲げる事務に關する必要な指示をすることができる。

一 第十九条の五第一項及び第十九条の六第一

項の規定による命令に関する事務

二 第十九条の八第一項の規定による支障の除

去等の措置に関する事務

二 第十九条の四第二項の規定は、前項の規定によ

る命令について準用する。

第二十一条の次に次の二条を加える。

(事故時の措置)

第二十二条の二 一般廃棄物の処理施設又は産業

廃棄物の処理施設で政令で定めるもの(以下こ

の項において「特定処理施設」という。)の設置者

は、当該特定処理施設において破損その他的事

故が発生し、当該特定処理施設において処理す

る一般廃棄物若しくは産業廃棄物又はこれらの

処理に伴つて生じた汚水若しくは気体が飛散

し、流出し、地下に浸透し、又は発散したこと

により生活環境の保全上の支障が生じ、又は生

ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続くそ

の支障の除去又は発生の防止のための応急の措

置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況

及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出

なければならない。

2 都道府県知事は、前項に規定する者が同項に

規定する応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、当該応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

(環境大臣の指示)

第二十二条の三 環境大臣は、産業廃棄物の不適

正な処理により生活環境の保全上の支障が生ず

ることを防止するため緊急の必要があると認め

るときは、都道府県知事に対し、次に掲げる事務に關する必要な指示をすることができる。

一 第十九条の五第一項及び第十九条の六第一

項の規定による命令に関する事務

二 第十九条の八第一項の規定による支障の除

去等の措置に関する事務

二 第十九条の四第二項の規定は、前項の規定によ

る命令について準用する。

第二十二条の次に次の二条を加える。

(事故時の措置)

第二十三条の二 一般廃棄物の処理施設又は産業

廃棄物の処理施設で政令で定めるもの(以下こ

の項において「特定処理施設」という。)の設置者

は、当該特定処理施設において破損その他的事

故が発生し、当該特定処理施設において処理す

る一般廃棄物若しくは産業廃棄物又はこれらの

処理に伴つて生じた汚水若しくは気体が飛散

し、流出し、地下に浸透し、又は発散したこと

により生活環境の保全上の支障が生じ、又は生

ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続くそ

者

の支障の除去又は発生の防止のための応急の措

置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況

及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出

なければならない。

2 都道府県知事は、前項に規定する者が同項に

規定する応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、当該応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

(環境大臣の指示)

第二十四条の四中「第二十三条の三」を「第二十

一条の二(産業廃棄物の処理施設に係る部分に限

る)、第二十三条の三に改める。

第二十五条第一項中第八号を第九号とし、第七

号の次に次の一号を加える。

八 第十四条第十三項又は第十四条の四第十三

項の規定に違反して、産業廃棄物の処理を受

託した者

第二十五条第一項に次の二号を加える。

十 第十六条の二の規定に違反して、廃棄物を

焼却した者

十一 第十六条の三の規定に違反して、指定有

害廃棄物の保管、収集、運搬又は処分をした

別表中第四十号を削り、第四十一号を第四十号とし、第四十二号から第四十七号までを一号ずつ繰り上げ、同表に次の一号を加える。

四十七 信託業法(平成十六年法律第

号)第八章に規定する罪

(施行期日)
附則

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、信託業法の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(次条において「新法」という。)第十五条の二及び第十五条の三の規定は、第一条の規定の施行後に発生した暴力行為について適用する。

第三条 新法の規定の適用については、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五百五号)第七章に規定する罪は、新法別表第四十二号に掲げる罪とみなす。

第四条 第二条の規定の施行前にした特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成四年法律第七十七号)第六章に規定する罪については、第二条の規定による改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律別表の規定にかかるらず、なお従前の例による。

審査報告書

著作権法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十六年四月二十日

文教科学委員長 北岡 秀一
参議院議長 倉田 寛之殿
要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、著作権制度をめぐる内外の情勢の変化に対応し、著作権等の適切な保護に資するため、専ら国外において頒布することを目的とする商業用レコードを情を知つて国内において頒布する目的をもつて輸入する行為等を著作権等の侵害行為とみなすこととともに、書籍又は雑誌の貸与について貸与権が及ぶこととし、併せて著作権等を侵害した者に対する罰則を強化するための措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議
政府及び関係者は、著作権制度に係る国際的動向等に対応し、著作権等の保護と著作物の利用の円滑化を図るために、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、商業用レコードの還流防止措置の運用に当たっては、権利の侵害とみなす要件の明確化とその周知に努めるとともに、私的使用のための

個人輸入や並行輸入等により多様な輸入レコードが国民の間に浸透し、音楽に関する文化・産業の発展に寄与してきた経緯等を踏まえ、制度の趣旨に則し、かつ消費者保護及び適正な流通市場の維持の観点を重視した運用がなされるよう、十分留意すること。

なお、洋楽の商業用レコードについては、還流防止措置が行使されることなどにより、著しく消費者の利益が侵害される事態が発生した場合には、本法の見直しを含め、再検討すること。

二、還流防止措置の対象となる商業用レコードを一定期間に限定する政令を定めるに当たっては、権利者、消費者等関係者の意見を十分に聴取し、適正な期間とともに、今後の動向も見ながら適宜検討・見直しを図ること。

三、還流防止措置の対象となる著作物の拡大については、消費者保護や公正取引の観点から慎重に対応すること。

四、本法施行後、還流防止措置導入後の消費者への利益還元、内外価格差及び商業用レコードの輸入状況等諸情勢を勘案し、還流防止制度全般について、必要に応じ適切な措置を講ずること。

五、還流防止措置の導入により、再販制度とあいまって、商業用レコードの価格が二重に保護されることになるとの指摘等も踏まえ、販売価格の引下げ等消費者への利益の還元に更に努めるとともに、再販制度については、消費者保護の観点から、一層の弾力的運用に努めること。

六、海賊版による権利侵害に対しては、侵害状況調査の拡充や侵害発生国政府への対策強化の積み重ねによる効果的な対応を図ること。

極的な要請等実効性のある対策に努めること。

七、書籍・雑誌に貸与権を付与するに当たっては、その趣旨にかんがみ、公正な使用料と適正な貸与禁止期間の設定によって許諾し円滑な利用秩序の形成を図るとともに、貸与権を管理する新たな機関が、権利者の保護と書籍等の円滑な利用の促進という要請にこたえることができるように体制を整備すること。

右決議する。

著作権法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十六年三月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

著作権法の一部を改正する法律案

著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部

を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

二十三 国外 この法律の施行地外の地域をい

う。

第六条第二号、第二十六条の二第二項第四号、

第九十五条の二第三項第三号及び第九十七条の二

第二項第三号中「この法律の施行地外」を「国外」に改める。

第五百十三条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

第百三十三条中第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 国内において頒布することを目的とする商業用レコード(以下この項において「国内頒布目的商業用レコード」という。)を自ら発行し、又は

六とし、第二十三条の二十八を第二十三条の三十五とする。

第二十三条の二十七の見出しを「交付金の用途」に改め、同条第一項中「第二十三条の二の規定により」を「一号交付金として」に改め、「同条第一号」を削り、同項第一号中「第二十三条の二十号」を第二十三条の二十八第一項第六号」を「第二十三条の二十八第一項第七号」に改め、同項第二号中「第二十三条の二十二号」に改め、同項第八号とし、同項第六号中「第二十三条の二十二号」を「第二十三条の二十八第一項第七号」に改め、「業務」の下に「(一号交付金に係るものに限る。)」を加え、同条第二項を削り、同条を第二十三条の三十三とし、同条の次に次の二条を加える。

(区分経理)

第二十三条の三十四 協会は、次の各号に掲げる経理については、他の経理と区分し、それぞれ当該各号の区分に応じ、当該各号に定める勘定を設けて整理しなければならない。

一 前条各号に掲げる業務に係る経理 畜産振興勘定

二 第二十三条の二十八第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理 競馬連携勘定

第三条の二十六を第二十三条の三十二とす

第二十三条の二十九を第二十三条の二十二とす

第二十三条の三十一を第二十三条の三十二とす

第二十三条の三十二を第二十三条の三十三とす

第二十三条の二十三第二項第三号中「前条第一項第五号」の下に「及び第六号」を加え、同条第三項第五号」の下に「及び第六号」を加え、同条第三

項中「あたつて」を「當たつて」に、「聞かなければ」を「聽かなければ」に改め、同条を第二十三条の二十九とする。

第二十三条の二十二第一項中「協会は、第二十

三条の四」を「協会は、第二十三条の十」に改め、同項第八号中「第二十三条の四」を「第二十三条の十」に改め、同号を同項第十号とし、同項第

七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第

七号とし、同項第八号とし、同項第六号中「第二十三

三条の四」を「協会は、第二十三

三条の三中「行なう」を「行う」に改め、同

項第八号中「第二十三

三条の九とし、同条の前に次の七条を

四号の次に次の一号を加える。

五 認定都道府県等が認定競馬連携計画に基づ

いて行う事業につきその経費を補助するこ

と。

第二十三条の二十二第一項中「前項第八号」を「前項第九号」に、「行なう」を「行おう」に改め、同条を第二十三条の二十八とする。

第二十三条の二十一第四項中「第二十三

三条の十八第四項及び第二十三

三条の二十一第二項」を「第二十

二第四項及び第二十三

三条の十四第二項」を「第二十

二第四項及び第二十三

三条の二十一第二項」に改め、同条を第二十三

三条の十五から第二十三

三条の十九までを六

条ずつ繰り下げる。

第二十三条の十四第二項中「左の」を「次の」に、

「に」を「いずれかに」に改め、同条を第二十三

三条の二十とす。

第二十三条の十三を第二十三

三条の十九とし、第二十三

三条の十一を第二十三

三条の十八とする。

第二十三条の二十四を第二十三

三条の三十一とす

第二十三条の二十三第二項第三号中「前条第一

項第五号」の下に「及び第六号」を加え、同条第三

第二十三条の十を第二十三条の十六とし、第二十三

三条の四から第二十三

三条の九までを六条ずつ繰り下げる。

第二十三条の三中「行なう」を「行う」に改め、同

項第八号中「第二十三

三条の九とし、同条の前に次の七条を

四号の次に次の一号を加える。

(交付金の特例)

第二十三条の二 都道府県又は指定市町村は、次

の各号のいずれにも該当することにより前条第

一項第一号の規定による交付金(以下「一号交付

金」という。)の交付を同条第二項に規定する期

間内に行なうことが著しく困難なときは、同項の

規定にかかわらず、当該一号交付金の交付の期

限を延長することができる。

一 その競馬の事業の収支が著しく不均衡な状

況にあり、又は著しく不均衡な状況となるこ

とが確実であると見込まれること。

二 その競馬の事業の収支が著しく不均衡な状

況が引き続き一年以上で農林水産省令で定め

る期間継続することが見込まれること。

2 前項の場合において、当該一号交付金の交付

の期限を延長しようとする都道府県又は指定市

町村は、農林水産省令で定めるところにより、

次に掲げる事項を記載した書類を添付して、あ

らかじめ、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。

一 その交付の期限の延長をしようとする措置

を講ずる期間(以下「特例期間」という。)

二 特例期間においてその交付の期限の延長を

しようとする一号交付金の額の見込み

三 前号の一号交付金の延長後の交付の期限

四 その他農林水産省令で定める事項

3 特例期間は、三年を超えることができないものとし、特例期限は、特例期間の終了の翌日から起算して十年を超えることができないものとする。

4 第二項の規定による協議をしようとする都道府県又は指定市町村は、農林水産省令で定めるところにより、その競馬の事業の収支の状況及びその改善に必要な方策その他の農林水産省令で定める事項を定めた事業収支改善計画を作成し、当該都道府県又は当該指定市町村の議会の議決を経て、農林水産大臣に提出しなければならない。

第二十三条の三 農林水産大臣は、前条第二項の協議があつた場合において、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、同項の同意をするものとする。

一 その競馬の事業の収支が前条第一項各号のいずれにも該当すること。

二 事業収支改善計画の確実な履行を通じて、特例期間の終了後における競馬の事業の収支の改善及びこれによる一号交付金の安定的な交付が見込まれること。

3 前項の場合において、地方競馬全国協会が意見を述べようとするときは、あらかじめ、地方競馬全国協会の意見を聴かなければならない。

2 農林水産大臣は、前条第二項の規定による同意をしようとするときは、あらかじめ、地方競

馬全国協会の意見を聴かなければならない。

3 前項の場合において、地方競馬全国協会が意見を述べようとするときは、あらかじめ、地方競馬全国協会の会長は、あらかじめ、第二十三条の二十六第一項の評議員会の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は、前条第一項の規定による同

意をしたときは、遅滞なく、地方競馬全国協会に通知するものとする。

第二十三條の四 都道府県又は指定市町村は、第三十二条の二の規定により一号交付金の交付の期限を延長してもなお特例期限内に当該一号交付金を交付することが著しく困難であると見込

第二十二条の二第一項及び第四項並びに前条の規定は、前項の期限の延長について準用する。

第二十三条の五 第二十三条の二 第二項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定による同意を得た都道府県又は指定市町村は、当該事業に係る事業収支改善計画に従つて競馬の事業を実施しなければならない。

第二十三条の六 都道府県又は指定市町村は、第二十三条の二の規定により一号交付金の交付する

2 前項の場合において、当該特例対象交付金を充てることで、事業からの撤退に伴い必要となる経費に充てようとする都道府県又は指定市町村は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類を添付して、あらかじめ、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。

一 競馬の事業からの撤退の日

二 競馬の事業からの撤退に伴う事務を行ったために必要な期間

三 前号の期間内において競馬の事業からの撤退に伴い必要となる経費の総額

四 前号の経費の一部に充てようとする特例対象交付金の額

五 その他農林水産省令で定める事項

3 前項の規定による協議は、当該都道府県又は当該指定市町村の議会の議決を経て、特例期間の終了後一年以内にしなければならない。

4 農林水産大臣は、第二項の協議があつた場合において、同項第四号の額の特例対象交付金を同項第三号の経費に充てることが適当であると認めるときは、同項の同意をするものとする。

5 競馬の事業からの撤退をした都道府県又は指定市町村であつて第二項の規定による同意を得ていたものが再び競馬の開催をしようとするときは、地方競馬全国協会に対し、第一項の規定により競馬の事業からの撤退に伴い必要となる経費に充てた特例対象交付金に相当する金額について、第二項の規定による同意を得た日からその支払の日までの期間に応じ、年五分の割合

6 で計算した金額を加算して交付しなければならない。
第二十三条の三第一項から第四項までの規定
は、第二項の規定による同意について準用す
る。

(競馬連携計画の認定)

競馬の実施に關し相互に連携を図り、その事業

の收支の改善を図るための計画(以下「駄馬連携計画」という)を作成し、農林水産大臣の認定を申請するところである。

2 競馬連携計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 競馬連携計画の目標 二 競馬連携計画の期間

三 競馬連携計画の実施による当該都道府県又は当該指定市町村ごとの競馬の事業の収支の

四 改善の程度を示す指標

五　の編成その他についての調整に関する事項

三、競馬場所によりては競馬場所に附する施設の設備の設置の事業その他の事業に關する事項

競馬の事業その他の事業に関する事項

な協議を行うために当該都道府県又は当該指定市町村が組織する協議会に関する事項その他の規則によるものとする。

七 その他農林水産省令で定める事項

3 農林水産大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた競馬連携計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするもの

とする。

一 競馬連携計画の期間が五年以内である」と。

二 競馬連携計画の実施により、当該都道府県又は当該指定市町村の競馬の事業の収支の改善が相当程度見込まれること。

4 農林水産大臣は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、地方競馬全国協会に通知するものとする。

(競馬連携計画の変更等)

第二十三条の八 前条第一項の認定を受けた都道府県又は指定市町村(次項及び第二十三条の二十八第一項第五号において「認定都道府県等」という。)は、当該認定に係る競馬連携計画を変更しようとするときは、共同して、農林水産大臣の認定を受けなければならない。

農林水産大臣は、認定都道府県等が当該認定に係る競馬連携計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定競馬連携計画」という。)に従つて競馬の事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項及び第四項の規定は第一項の規定による変更の認定について、同条第四項の規定は前項の規定による認定の取消しについて準用する。

第二十四条の次に次の一条を加える。

(競馬の停止)

第二十四条の二 農林水産大臣は、日本中央競馬会、都道府県又は指定市町村が、この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令に違反して競馬を行つたとき、又は第三条の二若しくは第

二十二条の規定により競馬の実施に関する事務の委託を受けた場合において当該委託に係る事務の執行としてこの法律若しくはこの法律に基づいて発する命令に違反して競馬の実施に関する事務を行つたときは、日本中央競馬会、当該都道府県又は当該指定市町村に対し、競馬の停止若しくは委託に係る競馬の実施に関する事務の執行の停止を命じ、又は必要によりこれらの事項を併せて命ずることができる。

2 農林水産大臣は、第三条の二又は第二十一条の規定により競馬の実施に関する事務の委託を受けた市町村（指定市町村を除く。）又は私人（以下「競馬事務受託者」という。）が、当該委託に係る事務の執行として、この法律又はこの法律に基づいて発する命令に違反して競馬の実施に関する事務を行つた場合には、当該競馬事務受託者に對し、委託に係る競馬の実施に関する事務の執行の停止を命ずることができる。

3 都道府県知事は、指定市町村がこの法律又はこの法律に基づいて発する命令に違反して地方競馬を行つた場合は、農林水産大臣の承認を得て、当該指定市町村に対し地方競馬の停止を命ずることができる。

第二十五条第一項中「農林水産大臣は、」を「農林水産大臣は」に、「受託市町村」を「競馬事務受託者」に、「都道府県知事は、」を「都道府県知事は」に、「地方競馬」を「競馬」に改め、同条第三項中「行なう」を「行う」に、「受託市町村」を「競馬事務受託者」に改める。

第二十八条中「学生生徒又は」を削る。

第二十九条中「一に」を「いずれかに」に改め、同

号を同条第八号とし、同条第四号から同条第六号までを一号ずつ繰り下げ、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 第三条の二の規定により委託を受けて競馬の実施に関する事務を行う都道府県、市町村又は地方自治法第二百八十四条第一項の一部の規定による許可を受けた場合を除く。）を加え、同条第三号中「した者」の下に「（第二十九条の二第一項の規定による許可を受けた場合を除く。）」を加え。

第五号中「第二十三条の二十九第二項」を「第二十七条第二項」を「第二十二条の三十四」に改め、同条第七号中「第二十三条の二十九第二項」を「第二十条の三十六第二項」に改める。

第三十二条の中「第二十三条の八」を「第二十一条」に改める。

第三十三条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「した者」の下に「（第二十九条の二第一項の規定による許可を受けた場合を除く。）」を加え。

第三十五条を附則第一条とし、第三十六条を附則第二条とし、第三十七条を附則第三条とし、第三十八条から第四十条までを削り、第四十一条を附則第四条とし、同条の次に次の二条を加える。

（勝馬投票類似の行為の特例）

第二十九条の二 日本中央競馬会の職員は中央競馬の競走に關し、都道府県又は指定市町村の職員は地方競馬の競走に關し、農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣の許可を受け、勝馬投票類似の行為をすることができる。

2 農林水産大臣は、第三十条（第三号に係る部分に限る。）の規定に違反する行為に関する情報を収集するために必要があると認めるときでなければ、前項の許可をしてはならない。

第三十二条の七中「第二十三条の二十七第一項」を「第二十三条の三十三」に改める。

第三十二条の八中「をした」の下に「競馬事務受託者（私人に限る。）又は」を加える。

第三十二条の九中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第二十三条の七第一項」を「第二十三条の二十八第一項第五号に掲げる業務に必要な資金の確保」

第五条 協会は、平成十七年度から平成二十一年度までに限り、第二十三条の三十三の規定にかかるわらず、第二十三条の二十八第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に必要な経費の財源に充てるため、農林水産大臣の承認を受けた金額を畜産振興勘定から競馬連携勘定に繰り入れることができる。

2 日本中央競馬会は、平成十七事業年度から平成二十一事業年度までに限り、日本中央競馬会法第二十九条の二第五項の規定にかかるわらず、協会が行う次に掲げる業務に必要な経費の財源に充てるため、同条第一項の特別振興資金からそれぞれ農林水産大臣の定める金額を協会に交付するものとする。

3 協会は、第一項の政令で定める期限の翌日に競走馬生産振興勘定を廃止するものとし、その廃止の際競走馬生産振興勘定に属する資産及び負債については、畜産振興勘定に帰属させるものとする。

第四十二条を削る。

別表中「第二十三条の二関係」を「第二十三条第一項関係」に改める。

平成十六年四月二十一日 参議院会議録第十七号

投票者氏名

官 報 (号 外)

日程第五 電子公告制度の導入の一部を改正する法律案(内閣提出)

反对者氏名

一九一
の商法等の

○名

小泉 緒方	親司君	紙 靖夫君	小池 智子君	大沢 晃君
大門実紀史君	宮本 岳志君	福島 瑞穂君	吉岡 紀子君	小林美恵子君
西山登紀子君	吉川 春子君	又市 征治君	大田 昌秀君	富樫 紀子君
八田ひろ子君	椎名 素夫君	中村 敦夫君	岩本 荘太君	練三郎君
阿南 一成君	西川きよし君	西川きよし君	黒岩 宇洋君	吉典君
愛知 治郎君			高橋紀世子君	君枝君
荒井 正吾君			本岡 昭次君	
市川 一朗君				
岩城 光英君				
上杉 光弘君				
魚住 汎英君				
尾辻 秀久君				
扇 千景君				
加治屋義人君				
片山虎之助君				
景山俊太郎君				
龜井 郁夫君				

号 投票者氏名

朝日	吉村剛太郎	池口修次君	俊弘君
海野	徳君		
小川	敏大君		
北澤	俊美君		
大塚	耕平君		
大脇	雅子君		
神本	美恵子君		
佐藤	道大君		
小林	元君		
田村	秀昭君		
榛葉賀津也君			
谷	博之君		
長谷川	清君		
平野	貞夫君		
直嶋	正行君		
西岡	武大君		
藤原	正司君		
松井	孝治君		
円	より子君		
築瀬	進君		
山根	隆治君		
和田	ひろ子君		
木庭	健太郎君		
統	訓弘君		
遠山	清彦君		
風間	昶君		
日笠	勝之君		

伊藤	今泉	小川	大江	大渕	勝木	郡司	川橋	奥石	齋藤	鈴木	辻	中島	谷林	高橋	千秋君	寛君	勁君	東君	彰君	幸子君	健司君	康弘君	絹子君	勝也君	昭君	正経君	基隆君	若林				
福本	潤一君	洋君	浜四津敏子君	鶴岡	白浜	草川	若林	森	山下八洲夫君	松岡滿壽男君	利和君	堀	平野	藤井	羽田雄	章大君	泰弘君	正昭君	千秋君	寛君	勁君	東君	彰君	幸子君	健司君	康弘君	絹子君	勝也君	昭君	正経君	基隆君	若林
福本	潤一君	洋君	浜四津敏子君	鶴岡	白浜	草川	若林	森	山下八洲夫君	松岡滿壽男君	利和君	堀	平野	藤井	羽田雄	章大君	泰弘君	正昭君	千秋君	寛君	勁君	東君	彰君	幸子君	健司君	康弘君	絹子君	勝也君	昭君	正経君	基隆君	若林
福本	潤一君	洋君	浜四津敏子君	鶴岡	白浜	草川	若林	森	山下八洲夫君	松岡滿壽男君	利和君	堀	平野	藤井	羽田雄	章大君	泰弘君	正昭君	千秋君	寛君	勁君	東君	彰君	幸子君	健司君	康弘君	絹子君	勝也君	昭君	正経君	基隆君	若林
福本	潤一君	洋君	浜四津敏子君	鶴岡	白浜	草川	若林	森	山下八洲夫君	松岡滿壽男君	利和君	堀	平野	藤井	羽田雄	章大君	泰弘君	正昭君	千秋君	寛君	勁君	東君	彰君	幸子君	健司君	康弘君	絹子君	勝也君	昭君	正経君	基隆君	若林

日程第六 商工会議所法及び商工会法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

反対者氏名

平成十六年四月二十一日 参議院会議録第十七号 投票者氏名

賛成者氏名	正する法律案(内閣提出)	日程第七 自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改反対者氏名
若林 秀樹君		本岡 昭次君
和田ひろ子君		高橋 黒岩
山根 隆治君		吉岡 宇洋君
藤原 正司君		林 貞雄君
内 より子君		大田 昌秀君
松井 孝治君		潤上 吉典君
平田 健二君		渕上 君枝君
辻 正昭君		小林 紀子君
中島 章夫君		林 春子君
谷 千秋君		宮本 岳志君
高橋 泰弘君		西山登紀子君
辻 正行君		八田ひろ子君
中 マルティ君		大門実紀史君
谷 又市君		佐藤 親司君
西岡 武夫君		吉川 瑞穂君
平野 達男君		福島 征治君
長谷川 清君		中村 敦夫君
藤井 俊男君		西川きよし君
山本 孝史君		森 椎名
山下八洲夫君		羽田雄 岩本君
山本 松岡壽男君		羽田雄 岩本君
森 ゆうこ君		羽田雄 岩本君
山本 山本君		羽田雄 岩本君
和田ひろ子君		羽田雄 岩本君
正成君		羽田雄 岩本君
愛知 治郎君		羽田雄 岩本君
阿南 一成君		羽田雄 岩本君
荒井 正吾君		羽田雄 岩本君
市川 一朗君		羽田雄 岩本君
太田 豊秋君		羽田雄 岩本君
小野 清子君		羽田雄 岩本君
岡田 廣君		羽田雄 岩本君
狩野 安君		羽田雄 岩本君
河本 英典君		羽田雄 岩本君
金田 勝年君		羽田雄 岩本君
柏村 武昭君		羽田雄 岩本君
岸 宏一君		羽田雄 岩本君
久世 公堯君		羽田雄 岩本君
国井 正幸君		羽田雄 岩本君
佐々木 知子君		羽田雄 岩本君
斎藤 十朗君		羽田雄 岩本君
清水 達雄君		羽田雄 岩本君
山東 昭子君		羽田雄 岩本君
田中 直紀君		羽田雄 岩本君
田村耕 太郎君		羽田雄 岩本君
竹山 裕君		羽田雄 岩本君
谷川 秀善君		羽田雄 岩本君
鶴保 庸介君		羽田雄 岩本君
中曾根弘文君		羽田雄 岩本君
西田 吉宏君		羽田雄 岩本君
野上浩太郎君		羽田雄 岩本君
南野知恵子君		羽田雄 岩本君
福島啓史郎君		羽田雄 岩本君
藤野 公孝君		羽田雄 岩本君
真鍋 賢二君		羽田雄 岩本君
尾辻 秀久君		羽田雄 岩本君
扇 千景君		羽田雄 岩本君
加治屋義人君		羽田雄 岩本君
景山俊太郎君		羽田雄 岩本君
片山虎之助君		羽田雄 岩本君
吉田 正昭君		羽田雄 岩本君
森元 恒雄君		羽田雄 岩本君
宮崎 秀樹君		羽田雄 岩本君
三浦 一水君		羽田雄 岩本君
松村 龍二君		羽田雄 岩本君
溝手 顯正君		羽田雄 岩本君
松庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間 昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
遠山 清彦君		羽田雄 岩本君
日笠 勝之君		羽田雄 岩本君
山下 善彦君		羽田雄 岩本君
吉田 博美君		羽田雄 岩本君
若林 正俊君		羽田雄 岩本君
山崎 正昭君		羽田雄 岩本君
山下 英利君		羽田雄 岩本君
山本 一太君		羽田雄 岩本君
吉村剛太郎君		羽田雄 岩本君
山崎 力君		羽田雄 岩本君
森田 次夫君		羽田雄 岩本君
松 あきら君		羽田雄 岩本君
遠山 清彦君		羽田雄 岩本君
山口那津男君		羽田雄 岩本君
山下 栄一君		羽田雄 岩本君
山本 潤一君		羽田雄 岩本君
福本 潤一君		羽田雄 岩本君
森本 晃司君		羽田雄 岩本君
浜四津敏子君		羽田雄 岩本君
白浜 一良君		羽田雄 岩本君
草川 昭三君		羽田雄 岩本君
鶴岡 洋君		羽田雄 岩本君
松 溝手		羽田雄 岩本君
政司君		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		羽田雄 岩本君
訓弘君		羽田雄 岩本君
統		羽田雄 岩本君
木庭健太郎君		羽田雄 岩本君
風間		羽田雄 岩本君
昶君		

官 報 (号 外)

平成十六年四月二十一日 参議院会議録第十七号

投票者氏名

平成十六年四月二十一日 参議院会議録第十七号

投票者氏名

官 報 (号 外)

平成十六年四月二十一日

參議院會議錄第十七號

投票者氏名

(号)外

官

参議院議員浅尾慶一郎君提出国民年金保険料の未納問題に関する質問に対し、別紙答弁書を付する。

参議院議員浅尾慶一郎君提出国民年金保険料の未納問題に関する質問に対する答弁書
|について

国民年金の被保険者が納付すべき国民年金の保険料のつか、昭和六十一年度から決算が確定している平成十四年度までの間に、一年間保険料の納付がないことから、国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号。以下「法」という)第二百二条第三項の規定に基づき時効によりて保険料を徴収する権利が消滅したものとして処理した保険料の各年度別の金額及びその総額は、別表のとおりである。

|について

平成十四年度においては、国民年金の保険料を徴収する権利の時効を中断するための措置は、特に講じていない。
なお、社会保険庁としては、平成十四年四月に収納事務が市町村から国に移管された後、国民年金保険料の収納対策を強化してきており、平成十五年度においては、全国で約一万人の国民年金保険料の未納者を対象に保険料の納付がない場合には法の規定に基づく滞納処分の手続を開始するなどを通知する最終催告状を送付の上、専別の訪問による納付督励を実施し、これらの措置によつても保険料を納付しようとする者に対し、法第九十六条第一項の規定

に基づく督促を行つたといふのである。

別表

(単位：円)

昭和61年度	219,914,352,608
昭和62年度	284,977,579,234
昭和63年度	333,103,710,303
平成元年度	351,613,310,063
平成2年度	349,569,248,377
平成3年度	378,596,750,542
平成4年度	357,368,674,108
平成5年度	375,952,934,330
平成6年度	398,240,337,490
平成7年度	431,994,021,060
平成8年度	470,260,802,180
平成9年度	526,959,172,510
平成10年度	602,327,633,000
平成11年度	668,924,420,740
平成12年度	756,549,953,530
平成13年度	804,933,212,430
平成14年度	819,379,949,400
総額	8,130,666,061,905

地方公務員の勤務時間制度に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十六年四月一日

浅尾慶一郎

参議院議長 倉田 寛之殿

地方公務員の勤務時間制度に関する質問主意書

政府は、いわゆる「聖域なき構造改革」を実際にいくつかの聖域を残したまま進めている。その結果、国民には痛みばかり押し付け、将来への展望は開けないと、構造改革本来の趣旨とは明らかに違った方向へと進みつつある。

政府の「構造改革」の聖域となつてゐる代表的な例が公務員制度である。公務員制度には、国民の目には触れにくい形で様々な民間との不均衡が存在する。公務員に労働基本権を付与した上で、これら公務員制度に隠された「歪み」を正し、民間部門との公平性を確保してこそ初めて眞の構造改革が実現し、また、憲法第一五一条第二項に「全体の奉仕者」との趣旨が達成されるものと考える。このような観点から、標記について以下質問する。

一、地方公務員の勤務時間制度について、去る三月二三日の予算委員会における政府答弁によれば、一部の自治体では、休憩時間（勤務時間外）四十五分に、休息時間（勤務時間に含まれ、必要であれば勤務させることができる）を重ねて割り振るという措置が職員サービス規程等で規定されている。

- 1 労働基準法第三四条第三項では休憩時間を自由に利用させなければならないと規定されていることから、かかる規定を定める職員服務規程等は同法第一三条により無効であり、この休憩時間中の休息時間において勤務を命じた場合には同法第三四条第一項に違反することとなると考えるが、政府の見解はどうか。
- 2かかる労働基準法の趣旨に反する疑いのある勤務時間の割り振りをしている地方自治体に対しては、労働基準法を遵守するよう指導すべきと考えるが、政府の見解はどうか。
- 3これらの地方自治体では、本来無給である休憩時間のうち一五分を有給として処理しているが、当該地方自治体の人員費を時給換算した場合、当該地方自治体において平成一四年度に有給処理された一五分の人員費として支出された総額はいくらとなるのか。

平成十六年四月二十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 倉田 寛之殿

参議院議員浅尾慶一郎君提出地方公務員の勤務時間制度に関する質問に対し、別紙答弁書を付する。

参議院議員浅尾慶一郎君提出地方公務員の勤務時間制度に関する質問に対する答弁書

一の1及び2について

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第

- 1 このような割り振りを行つてゐる地方自治体の名称を、「始め」又は「終わり」のいずれかに割り振つてゐるかの区別も含めてすべて明らかにされたい。
- 2 休息時間は、人事院規則一五一四第八条の規定により正規の勤務時間の始め又は終わりに置いてはならないとされているところであり、一部の自治体では、休憩時間（勤務時間外）四十五分に、休息時間（勤務時間に含まれ、必要であれば勤務させることができる）を重ねて割り振るという措置が職員サービス規程等で規定されている。

- 1 このような割り振りを行つてゐる地方自治体の名称を、「始め」又は「終わり」のいずれかに割り振つてゐるかの区別も含めてすべて明らかにされたい。
- 2 休息時間は、人事院規則一五一四第八条の規定により正規の勤務時間の始め又は終わりに置いてはならないとされているところであり、一部の自治体では、休憩時間（勤務時間外）四十五分に、休息時間（勤務時間に含まれ、必要であれば勤務させることができる）を重ねて割り振るという措置が職員サービス規程等で規定されている。

すべきと考えるが、政府の見解はどうか。

3これらの地方自治体の人员費を時給換算した場合、当該地方自治体において平成一四年度に勤務時間の始め又は終わりに割り振られた一五分の休憩時間に対応する人件費として支出された総額はいくらとなるのか。

労働時間の途中に与えなければならないとされ

ており、当該地方公共団体の任命権者等が、当該条例等の定めに基づきこの休憩時間を与えない場合には、同条に違反することとなる。

一部の地方公共団体の条例等において御指摘のようない定めがあることは、地方公共団体の職員の勤務時間制度の趣旨に照らし問題があると考えるので、総務省において、勤務時間の割り振りや休憩時間の置き方について適正化を図るよう会議等を通じて地方公共団体に対して助言を行つてあるところである。

お尋ねの「平成一四年度に有給処理された一五分の人员費として支出された総額」は把握していない。

二の1について

休憩時間を正規の勤務時間の始め又は終わりに置いている地方公共団体の名称は、別表のとおりである。

二の2について

地方公共団体の職員の休憩時間を正規の勤務時間の始め又は終わりに置くことは、休憩時間に含まれないものであるが、地方公共団体の職員の休憩時間は、勤務中における軽度の疲労をして労働から離れることが保障され、労働時間に含まれないものであるが、地方公共団体の職員の休憩時間は、勤務中における軽度の疲労を回復し、公務能率の増進を図るために与えられる短時間の勤務休止時間であり、職員が勤務から離れることが保障されず、労働時間に含まれるものである。一部の地方公共団体の条例等において休憩時間に休憩時間を重ねて割り振ることが定められていることは御指摘のとおりである。

二の3について

お尋ねの「平成一四年度に勤務時間の始め又は終わりに割り振られた一五分の休憩時間に対応する人件費として支出された総額」は把握していない。

官 報 (号外)

別表

1 休憩時間を勤務時間の始めに置いている団体

(1) 都道府県・政令指定都市

千葉県 北九州市

(2) 市町村

都道府県名	団 体 名							
青 森 県	青森市	八戸市	五所川原市	平内町	三厩村	鰺ヶ沢町	木造町	
	深浦町	森田村	柏 村	岩木町	浪岡町	平賀町	常盤村	
	横浜町	大畠町						
大 阪 府	池田市	泉大津市	貝塚市	守口市	八尾市	泉佐野市	富田林市	
	松原市	和泉市	門真市	藤井寺市	泉南市	四條畷市	交野市	
	阪南市							
兵 庫 県	西宮市	芦屋市	宝塚市	川西市	三田市			
山 口 県	防府市							
長 崎 県	長与町							
宮 崎 県	野尻町	国富町	北川町					
鹿児島県	国分市	野田町	東 町					

(平成16年4月1日現在)

2 休憩時間を勤務時間の終わりに置いている団体

(1) 都道府県・政令指定都市

北海道	岩手県	福島県	栃木県	埼玉県	千葉県	新潟県	富山県
山梨県	長野県	静岡県	愛知県	三重県	京都府	和歌山县	鳥取県
島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	福岡県
長崎県	熊本県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	さいたま市	千葉市	神戸市
広島市							

(2) 市町村

都道府県名	団 体 名							
青 森 県	十和田市	平内町	蟹田町	今別町	蓬田村	平館村	鰺ヶ沢町	
	木造町	柏 村	常盤村	百石町	六戸町	横浜町	下田町	
岩 手 県	盛岡市	宮古市	花巻市	北上市	二戸市	葛巻町	西根町	
	滝沢村	湯田町	住田町	山形村				
山 形 県	山形市	米沢市	酒田市	上山市	村山市	長井市	天童市	
	東根市	尾花沢市	中山町	西川町	朝日町	大石田町	金山町	
	最上町	舟形町	真室川町	鮭川村	戸沢村	高畠町	川西町	
	小国町	白鷹町	飯豊町	立川町	櫛引町	三川町	朝日村	
	温海町	八幡町	松山町	平田町				
福 島 県	福島市	会津若松市	いわき市	白河市	原町市	須賀川市	喜多方市	
	二本松市	伊達町	国見町	梁川町	保原町	靈山町	月館町	
	川俣町	飯野町	安達町	大玉村	本宮町	鏡石町	岩瀬村	
	田島町	只見町	熱塩加納村	会津坂下町	湯川村	柳津町	棚倉町	
	浅川町	川内村	大熊町	浪江町	葛尾村	鹿島町	飯館村	
栃 木 県	栃木市	佐野市	鹿沼市	小山市	真岡市	黒磯市	野木町	
	岩舟町	高根沢町	烏山町					
埼 玉 県	行田市	加須市	岩槻市	草加市	蕨 市	久喜市	蓮田市	
	幸手市	大里町	江南町	川本町	花園町	寄居町	菖蒲町	
	栗橋町	杉戸町	庄和町					

官 報 (号 外)

平成十六年四月二十一日 参議院会議録第十七号 質問主意書及び答弁書

七六

千葉県	銚子市 鎌ヶ谷市	館山市 君津市	茂原市	八日市場市	勝浦市	市原市	我孫子市
東京都	東村山市						
新潟県	長岡市 中之口村	三条市 小出町	柏崎市 刈羽村	新津市 頸城村	小千谷市	糸魚川市	新井市
富山县	高岡市 舟橋村 婦中町 平村 福岡町	氷見市 上市町 細入村 上平村	滑川市 立山町 小杉町 庄川町	黒部市 宇奈月町 大門町 井波町	砺波市 入善町 下村 井口村	小矢部市 朝日町 大島町 福野町	大沢野町 八尾町 城端町 福光町
山梨県	上野原町						
長野県	長野市	大岡村					
静岡県	静岡市 富士市 裾野市	沼津市 磐田市 湖西市	熱海市 焼津市 蒲原町	三島市 藤枝市 雄踏町	富士宮市 御殿場市	伊東市 袋井市	島田市 浜北市
愛知県	半田市 小牧市 豊明市 東浦町 旭町	春日井市 稲沢市 田原市 一色町	豊川市 東海市 豊山町 吉良町	碧南市 大府市 師勝町 幡豆町	西尾市 知立市 西春町 幸田町	常滑市 尾張旭市 清洲町 額田町	江南市 岩倉市 八開村 藤岡町
三重県	松阪市 三雲町	亀山市 飯南町	久居市 二見町	多度町 大山田村	菰野町 青山町	閑町 磯部町	芸濃町
京都府	福知山市 八幡市 加茂町 三和町	舞鶴市 京田辺市 精華町 夜久野町	綾部市 久御山町 京北町 大江町	宇治市 井手町 美山町 加悦町	宮津市 宇治田原町 丹波町 岩滝町	亀岡市 山城町 日吉町 伊根町	向日市 木津町 和知町
大阪府	堺市	豊能町	河南町				
兵庫県	尼崎市	西宮市	芦屋市	伊丹市	宝塚市	川西市	三田市
和歌山县	かつらぎ町	湯浅町	吉備町	金屋町	清水町	日高町	串本町
鳥取県	鳥取市 大栄町	米子市 赤崎町	倉吉市 西伯町	岩美町 会見町	河原町 淀江町	若桜町 大山町	三朝町 溝口町
島根県	松江市 美保関町 仁多町 頓原町 温泉津町 旭町 柿木村	出雲市 東出雲町 横田町 赤来町 仁摩町 弥栄村 六日市町	益田市 八雲村 大東町 斐川町 邑智町 三隅町 西郷町	大田市 玉湯町 加茂町 佐田町 大和村 美都町 布施村	安来市 宍道町 木次町 多伎町 瑞穂町 匹見町 五箇村	平田市 八束町 三刀屋町 湖陵町 石見町 津和野町 都万村	鹿島町 伯太町 吉田村 大社町 櫻江町 日原町 西ノ島町
岡山县	井原市 長船町 賀陽町 奈義町 久米南町	備前市 鴨方町 成羽町 大原町 久米町	御津町 寄島町 落合町 東粟倉村 柵原町	瀬戸町 里庄町 久世町 西粟倉村	赤坂町 矢掛町 上齋原村 美作町	日生町 芳井町 鏡野町 英田町	和気町 北房町 勝田町 中央町
広島県	竹原市 海田町 加計町 安浦町 神石町	因島市 熊野町 大朝町 豊浜町 三和町	三次市 坂町 黒瀬町 豊町 総領町	庄原市 音戸町 福富町 瀬戸田町 高野町	東広島市 大野町 大和町 御調町 比和町	廿日市市 湯来町 本郷町 久井町	府中町 能美町 安芸津町 世羅町

官 報 (号 外)

平成十六年四月二十一日 参議院会議録第十七号 質問主意書及び答弁書

山口県	下関市 宇部市 山口市 萩市 岩国市 柳井市 和木町 由宇町 玖珂町 本郷村 錦町 大畠町 美川町 美和町 小郡町 阿知須町 山陽町
徳島県	鳴門市 阿南市 勝浦町 上勝町 佐那河内村 羽ノ浦町 木沢村 市場町 鴨島町 山川町 池田町
香川県	高松市 丸亀市 坂出市 善通寺市 観音寺市 飯山町 宇多津町 豊中町
福岡県	前原市 新宮町 柏木町 二丈町 志摩町
長崎県	島原市 福江市 香焼町 高島町 野母崎町 多良見町 長与町 琴海町 西海町 大島町 大瀬戸町 外海町 東彼杵町 川棚町 波佐見町 国見町 瑞穂町 吾妻町 南有馬町 有家町 深江町 鷹島町 世知原町 富江町 玉之浦町 三井楽町 岐宿町 奈留町 上五島町 新魚目町 有川町 奈良尾町
熊本県	熊本市 八代市 人吉市 水俣市 玉名市 山鹿市 牛深市 菊池市 宇土市 上天草市 三角町 不知火町 富合町 松橋町 小川町 豊野町 中央町 砥用町 倭明町 横島町 菊水町 南関町 長洲町 鹿北町 菊鹿町 鹿本町 鹿央町 植木町 七城町 旭志村 大津町 西合志町 阿蘇町 小国町 産山村 蘇陽町 白水村 久木野村 長陽村 西原村 御船町 嘉島町 益城町 甲佐町 矢部町 清和村 坂本村 千丁町 鏡町 竜北町 宮原町 東陽村 泉村 田浦町 芦北町 津奈木町 錦町 多良木町 湯前町 相良村 山江村 球磨村 有明町 御所浦町 倉岳町 栖本町 新和町 五和町 苓北町 天草町 河浦町
大分県	国東町
宮崎県	都城市 清武町 田野町 佐土原町 北郷町 南郷町 山之口町 高原町 須木村 高岡町 新富町 川南町 都農町 門川町 南郷村 高千穂町 日之影町 五ヶ瀬町
鹿児島県	枕崎市 加世田市 桜島町 三島村 喜入町 山川町 頸娃町 開聞町 笠沙町 大浦町 坊津町 知覧町 川辺町 市来町 東市来町 松元町 郡山町 日吉町 吹上町 金峰町 横脇町 東郷町 宮之城町 鶴田町 薩摩町 里村 上甑村 下甑村 鹿島村 高尾野町 長島町 菱刈町 始良町 蒲生町 溝辺町 横川町 栗野町 吉松町 牧園町 霧島町 福山町 大隅町 輝北町 財部町 末吉町 松山町 志布志町 有明町 大崎町 串良町 東串良町 内之浦町 高山町 吾平町 大根占町 根占町 田代町 佐多町 中種子町 南種子町 上屋久町 屋久町 大和村 宇検村 瀬戸内町 住用村 龍郷町 徳之島町 天城町
沖縄県	国頭村 恩納村 伊江村 与那城町 東風平町 知念村 伊良部町 与那国町

(平成16年4月1日現在)

公務員の共済年金及び退職金に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十六年四月二日

浅尾慶一郎

参議院議長 倉田 寛之殿

公務員の共済年金及び退職金に関する質問主意書

政府は、いわゆる「聖域なき構造改革」を実際にいくつかの聖域を残したまま進めていた。その結果、国民には痛みばかり押し付け、将来への展望は開けないといふ、構造改革本来の趣旨とは明らかに違つた方向へと進みつつある。

政府の構造改革の聖域となつてゐる代表的な例が公務員制度である。公務員制度には、国民の目には触れにくい形で様々な民間との不均衡が存在する。公務員に労働基本権を付与した上で、これら公務員制度に隠された「歪み」を正し、民間部門との公平性を確保してこそ初めて真の構造改革が実現し、また、憲法第一五条第二項にいう「全体の奉仕者」との趣旨が達成されるものと考える。このような観点から、標記について以下質問する。

一、国家公務員共済年金及び地方公務員共済年金において、退職年金の平均額(受給総額を受給人数で除したもの)はいくらか。また、厚生年金における退職年金の平均額(受給総額を受給人数で除したもの)はいくらか。

二、公務員の共済年金における退職年金の平均額は厚生年金における退職年金の平均額をかなり

上回つております。民間準拠という公務員の勤務条件の原則に反すると考えるが、政府の見解はどうか。

三、政府は国家公務員の退職金額を決定するに当たり、民間の退職金の水準を調査している。この調査では、民間の退職金額としていわゆる企業年金を一時金に換算した額も含めたものを用いている。

国家公務員の退職金額には、企業年金に相当する共済年金の職域加算分を含まない金額を用いる一方で、民間の退職金額として企業年金を含めた金額を比較対象とするのではなく均衡であると考えるが、政府の見解はどうか。

また、この政府調査によると、民間の退職金額の四割が企業年金を現在価値に置き換えたものだが、平成一四年度及び平成一五年度の国家公務員及び地方公務員の退職金支給総額の四割に当たる金額はいくらになるか。

四、去る三月二三日の予算委員会において、公務員は労働三権や守秘義務等の点で民間労働者と比較して制限があるので、退職金で民間の企業年金に相当するものを一時金で支払つた上で、共済年金の職域加算があつても仕方ないという趣旨の政府答弁があつた。

1 公務員に労働三権を付与した場合、かかる退職金の優遇措置は撤廃するのか。

2 民間労働者でも個人情報保護法等により一定の秘密を守る義務のある場合もあり、守秘義務の存在が退職金優遇の根拠として説明されるのは不適当と考えるが、政府の見解はどうか。

3 職域加算が存在する理由について、国家公

務員共済年金の掛金率が厚生年金の保険料率よりも高い部分で給付がまかなわれていることがあると聞く。他方、地方公務員共済年金「年金」という)の平均月額は、別表のとおりで

りも低いにもかかわらず、運用収入で職域加算に必要な財源を捻出していると聞く。この認識で誤りはないか。

これらの認識が正しいのであれば、国家公務員共済年金についても、職域加算部分の財源を運用収入でまかなえるよう資金運用を改善し、掛金率を引き下げて事業主負担分に当たる一般会計支出を削減すべきと考えるが、政府の見解はどうか。

さらに、厚生年金についても、地方公務員共済年金と同等の運用実績を上げることで、保険料率の引上げを阻止すべきと考えるが、政府の見解はどうか。

右質問する。

平成十六年四月二十日

参議院議長 倉田 寛之殿
内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議員浅尾慶一郎君地出公務員の共済年金及び退職金に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浅尾慶一郎君提出公務員の共済年金及び退職金に関する質問に対する答弁書

平成十四年度末現在において、国家公務員共済年金及び地方公務員共済年金における退職年

金(以下単に「退職年金」という)の平均月額並びに厚生年金における老齢年金(以下単に「老齢年金」という)の平均月額は、別表のとおりであります。

二について

実際に個々人が受給する退職年金又は老齢年金の額の多寡は、給付の仕組みの違いのみならず、受給者の組合員期間(被保険者期間)の長短や組合員(被保険者)当時の雇用形態等の影響を受けるものである。退職年金と老齢年金とは、受給者の平均組合員期間(平均被保険者期間)や組合員(被保険者)当時の雇用形態等が異なつており、こうした事情を捨象し、一について述べた平均月額を単純に比較して、退職年金の給付水準を論ずることは適当でないと考えます。

三について

国家公務員の退職手当は、勤続報償を基本的性格とするものであり、その支給水準については、官民均衡を図る観点から、民間企業の退職金の支給水準を調査し、これを参考にして決定しているところである。民間企業の企業年金の多くは、退職一時金と代替的であるなど、退職金制度の一環として機能していることから、民間企業退職金実態調査においては、退職金に相当する企業年金の企業負担分もその対象に含めている。一方、国家公務員共済年金の職域加算部分は、公的年金の中、公務の能率的運営に資するという観点から、国家公務員に様々な身分上の制約が課されていること等を踏まえて設けられたものであり、その給付水準は民間企業の企業年金の支給水準との関係で設定している

官 報 (号 外)

ものではない。このように、国家公務員共済年金の職域加算部分は、勤続報償を基本的性格とする国家公務員の退職手当とは異なる性格のものであることから、これを退職金の支給水準の官民比較の対象に含めていない現状は妥当なものであると考える。

なお、民間企業退職金実態調査において民間企業の平均退職金額に含めている企業年金(企業負担分)の額は、受給形態を年金とするか一時金とするか選択できるものも含め、制度上年金の形態で設計されている退職金の現価額であり、その平均退職金額に占める割合は約三十五・二パーセントである。平成十四年度の国家公務員の退職手当の支給総額は約八千八百七十六億円であることから、三十五・二パーセントに相当する額を単純に計算すると約三千百二十億円となる。また、平成十四年度の地方公務員の退職手当の支給総額は約二兆三千三百八十五億円であることから、三十五・二パーセントに相当する額を単純に計算すると約七千五百二十七億円となる。平成十五年度については、現階において決算が取りまとめられていないため、これらと同様の額をお答えすることは困難

ものである。

四の 1 及び 2 について

国家公務員の退職手当の支給水準については、官民均衡を図る観点から、民間企業の退職金の支給水準を調査し、これを参考にして決定しているところであり、国家公務員の労働基本

権の制約及び守秘義務とは何ら関係ない。

なお、本年三月二十三日の参議院予算委員会において、総務大臣が国家公務員の身分上の制約について言及した趣旨は、国家公務員共済年金の職域加算部分が退職手当と異なる性格のものであり退職金の官民比較の対象にはなじまないことについて述べたものである。

四の 3 について

保険料率は、職域加算部分の有無等の給付の仕組みの違いのみならず、年金の成熟度、組合員(被保険者)及び受給者の年齢構成、受給者の組合員期間(被保険者期間)、積立金の状況など様々な要因の影響を受けるものである。したがって、国家公務員共済年金、地方公務員共済年金及び厚生年金の間の保険料率の差と職域加算部分の有無とは直接対応するものではなく、お尋ねの認識は当たらないと考える。

(注) 一 「平均月額」は、年金総額を受給権者数で除した額の十二分の一の額である。この場合において、年金総額及び受給権者数からは、組合員期間(被保険者期間)が二十年未満の者に支給される通算退職年金(通算老齢年金)及びこれに相当するものの額及び受給権者数を除いてい

る。

二 「平均月額」には、基礎年金は含まれない。

別表

退職年金及び老齢年金の平均月額

年 金 制 度	平 均 月 額
国家公務員共済年金(退職年金)	十八万八千四百十三円
地方公務員共済年金(退職年金)	二十万二千八百三十九円
厚生年金(老齢年金)	十四万二千十七円

官 報 (号 外)

平成十六年四月二十一日 参議院会議録第十七号

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五一八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番四号
独立行政法人国立印刷局

電 話
03
(3587)
4294

定価
本号一部
三四五円
三三〇円
(本体)